宮城東京停車場間歯簿

（全長經五九四米）

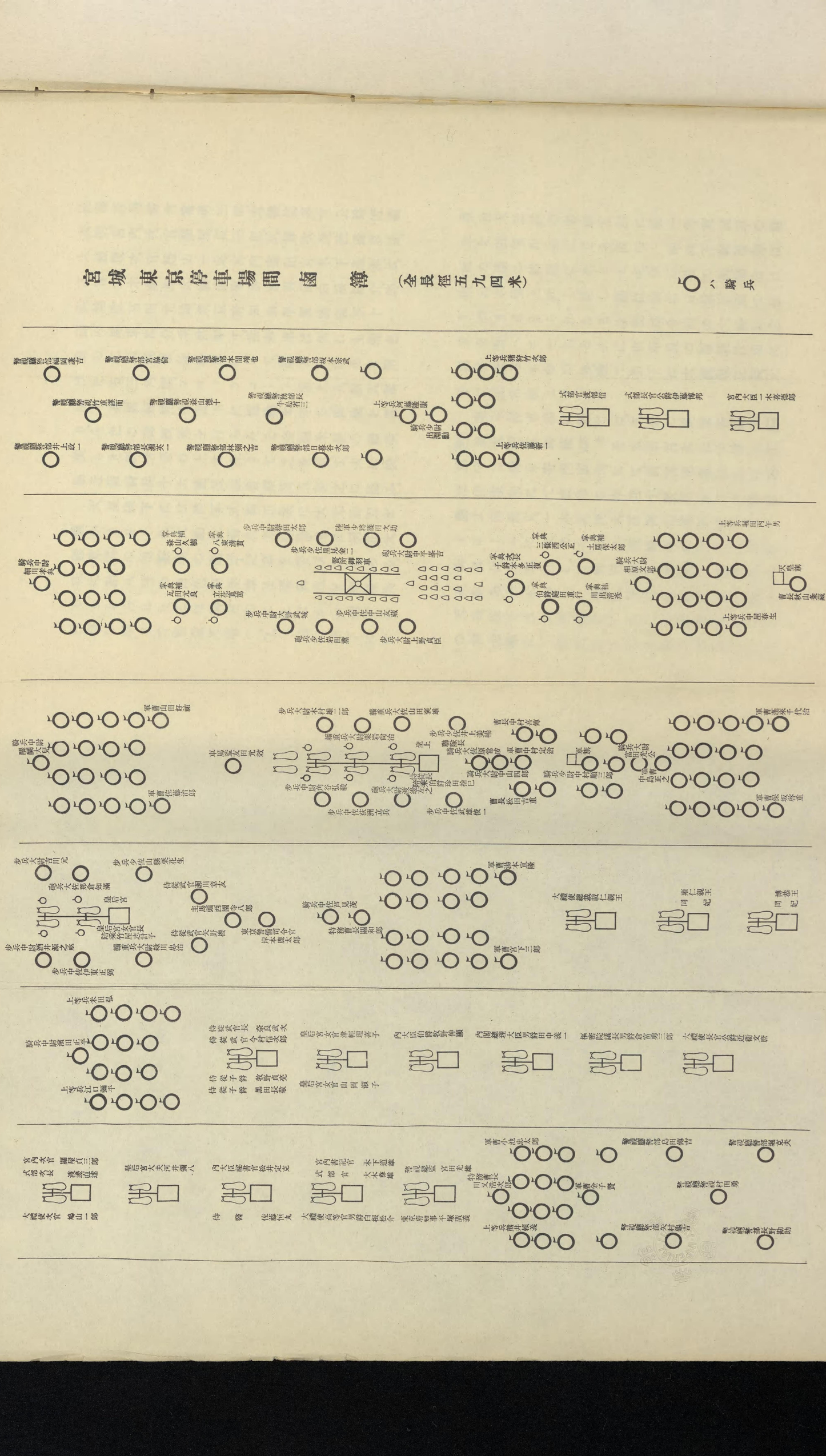
騎兵中尉 細川孝義
騎兵少尉 秦山久樹
掌典 五百川元麿
掌典 立花寛茂
掌典補 瓦田元良
歩兵中尉 大野長蔵
歩兵中尉 小林定一郎
歩兵大尉 上野直臣
歩兵中佐 中山友蔵
歩兵少佐 岩田黙
砲兵少佐 里見金三
陸軍少将 雀部利永
砲兵大佐 中平孝吉
掌典 八束清貫
掌典 三條西公正
掌典補 土屋保太郎
掌典 成瀬忠行
掌典補 川洪清彦
騎兵大尉 相原文述
騎兵大尉 子爵本多正復
上等兵曹 屋春生
曹長 秋山秀藏
上等兵 端山内午男
騎兵中尉 細川孝義
騎兵大尉 岡崎勝男
騎兵少尉 秦山久樹
歩兵大尉 木村雄二郎
輜重兵大佐 山田寛雄
歩兵中尉 小林定治
歩兵少佐 山縣寅花生
歩兵大尉 吉川元
歩兵中尉 井上弘一
警視総監 安楽兼道
警視庁部長 渡邊巽
警視庁部長 宮城縣知事 吉岡豊信
警視庁部長 宮内次官 関屋貞三郎
警視庁部長 宮内書記官 天羽英二
警視庁部長 宮内書記官 川村純義
警視庁部長 宮内書記官 宮田光雄
警視庁部長 宮内書記官 子爵 牧野伸顕
警視庁部長 宮内書記官 子爵 本多正復
警視庁部長 宮内書記官 子爵 西園寺八郎
警視庁部長 宮内書記官 子爵 三條西公正
警視庁部長 宮内書記官 子爵 徳大寺実則
警視庁部長 宮内書記官 子爵 日野西資博
警視庁部長 宮内書記官 子爵 万里小路通房
警視庁部長 宮内書記官 子爵 正親町実徳
警視庁部長 宮内書記官 子爵 高倉寿康
警視庁部長 宮内書記官 子爵 清水谷実英
警視庁部長 宮内書記官 子爵 園基祥
警視庁部長 宮内書記官 子爵 園基祥
警視庁部長 宮内書記官 子爵 園基祥

院議長男爵倉富勇三郎、大禮使長官公爵近衛文麿、宮內次官關屋貞三郎、式部次長渡邊直達、大禮使次官鳩山一郎、宮內書記官木下道雄、式部官大木彝雄、大禮使事務官男爵白根松介、警視總監宮田光雄、東京府知事平塚廣義等十一輛の馬車に分乘供奉す。供奉車は何れも溜色塗の二頭輓儀裝馬車にして、馭者は白毛を附けたる三角帽、フロックコート型上衣、緋天鵞絨下衣、同短袴、白沓下に短靴を穿ち、緋絨を張り、金色の御紋章を打ちたる金線朱絲の飾美しき馭者臺の上に在りて之を馭す。次に後衞近衞騎兵十六騎、後驅警察官五騎之に隨ふ。

天皇陛下には陸軍式御正裝に大元帥刀を佩かさせられ、大勳位菊花章頸飾、旭日桐花大綬章其の他數多の勳章記章を帶びさせらる。殊に勳八等の白色桐葉章及瑞寶章を御佩用あらせられたるは御常のことながら聖意の程窺ひ奉りて感激に堪へず。皇后陛下には空色天鵞絨の御通常服に勳一等寶冠章の副章を御佩用遊ばさる。因に　兩陛下御服裝は此の他の諸儀に在りても、御洋裝の御場合は概ね本儀と同じ。但し卽位禮當日紫宸殿の儀を濟まさせられたる以後は、今回の大禮記念章を加へさせらる。次に供奉員の服裝は前に揭げたるものの外、總て男子は大禮服、正裝、女子は通常服とす。

東京停車場に於ては、先著の皇族各殿下（後段參照）、皇太后宮御使（非公式）皇太后宮大夫子爵入江爲守は御車寄內廣間にて、前官禮遇以上の者は便殿前にて鹵簿を奉迎す。賢所は其の儘伊藤式部長官、一木宮內大臣御先導、第四プラットホームに進ませられ、斑幔內に於て、九條掌典長以下奉仕して御羽車より賢所乘御車に乘御あらせらる。兩陛下には驛著御の後、天皇陛下は土屋侍從、皇后陛下は永積侍從の御先導にて便殿に入らせ給ひ、皇太后宮御

使入江大夫及奉送の皇族各殿下に謁を賜ふ。

御列車の用意整ふや、伊藤式部長官、一木宮内大臣御先導、第四プラットホームに渡らせられ、賢所乘御車に御敬禮の後御乘車あらせらる。午前八時東京鐵道局長久保田敬一の合圖を以て御發輛。兩陛下には御機嫌いとも御麗しく、御起立の儘奉送諸員に御會釋を賜はりつつ、御召列車は秒一秒、西に向ひて進む。

賢所正門內及東京驛內御列次左の如し。尙御召列車編成は第二編第五章に揭ぐるを以て之を省略す。

○賢所正門內御列

式部官 伯爵龜井玆常　掌典補 永島春三　掌典 下田義照
式部官 子爵高辻宜麿　掌典補 男爵津守通秀　掌典 慈光寺仲敏

御羽車　掌典 子爵千種有秀　掌典 子爵小出英延　大禮使高等官 大谷正男

○兩陛下御車寄便殿間御列

御先導 侍從子爵土屋正直　寶劍 侍從奉仕野口明　天皇陛下

神璽 侍從奉仕公爵山縣有道　侍從長 伯爵珍田捨巳

御先導 侍從永積寅彥　皇后陛下　皇后宮女官長 竹屋志計子

皇族以下

○賢所停車場內御列

（大禮使高等官醍醐忠直）（鐵道局長久保田敬一）　式部長官

公爵伊藤博邦　宮內大臣 一木喜德郎　掌典補 有賀四郎　掌典
掌典 補武田滕藏　掌典

星野輝興
菅野忠雄　御羽車　掌典長 公爵九條道實　掌典補 葦津正之　掌典補 本居彌生

大禮使高等官 子爵相馬孟胤

○兩陛下便殿御召列車間御列

（大禮使高等官山縣武夫）（鐵道局長久保田敬一）　式部長官

公爵伊藤博邦　宮內大臣 一木喜德郎　寶劍 侍從奉仕 子爵牧野貞亮

天皇陛下　神璽 侍從奉仕子爵黑田長敬　侍從 長 伯爵珍田捨巳　侍從武官長 奈良武次

皇后宮大夫 河井彌八　皇后陛下　皇后宮女官長 竹屋志計子

侍　從 子爵土屋正直　同 木下道雄　同 公爵山縣有道　同 永積寅彥
侍從武官 今村信次郎　同 瀨川章友　同 矢野機

皇后宮女官 津輕理喜子
皇后宮女官 山岡淑子　大禮使總裁載仁親王　雍仁親王　雍仁親王妃

宣仁親王　博恭王　博義王　春仁王
博恭王妃　博義王妃　故恒久王妃　春仁王妃

內閣總理大臣 男爵田中義一　樞密院議長 男爵倉富勇三郎

內大臣 伯爵牧野仲顯　大禮使長官 公爵近衞文麿

奉送者は宮城正門前に於てする者及東京停車場に於てする者の外、未成年の皇族・公族各殿下、大禮使高等官、宮內高等官、學習院學生及女子學習院學生は、宮城正門內に於て奉送

す。

學習院學生六百二十二名及女子學習院學生二百五十六名は、職員引率の下に午前六時乾門より參入、前者は正門內東側石垣に沿ひ、後者は正門內北側土陂に沿ひて整列す。大禮使高等官八十名及宮內高等官百四十八名は同六時乾門より參入、所定の休所に至り、大禮使事務官杉村愛仁等の指示に依り、同四十分二重橋鐵橋外南側に整列、崇仁親王、博英王、邦英王、孚彥王、正彥王、紀久子女王、湛子女王、盛厚王、彰常王、美年子女王、佐和子女王、多惠子女王、禮子女王、李鍋公の各殿下竝李德惠姬の十五方には乾門より御參內、六時四十六分式部官高橋皐御先導、大禮使高等官等の列の上位に御整列あらせらる。尙故成久王妃房子內親王殿下には御都合により東京驛には成らせられず、未成年皇族の御一行に加はらせらる。少ありて、成子內親王殿下には女官の手に抱かれ給ひ、御內庭より同じ位置に成らせらる。

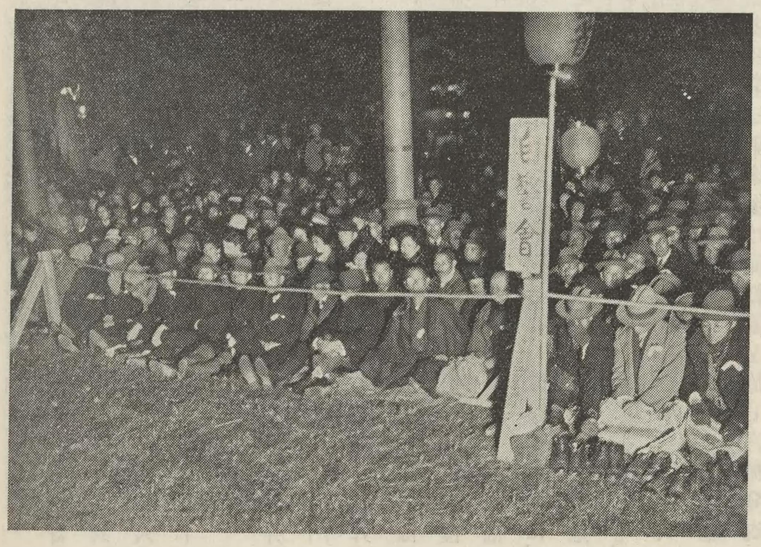

一般奉拜者宮城外苑

宮城正門前にて奉送する者は午前六時二十分櫻田門より參入、大禮使事務官加藤內藏助等の指示に依り、正門前廣場に整列す。其の人員總數二千九百七十一名なり。

東京驛に於ける奉送諸員は從四位勳三等以上にして、高等官一等以下の八百九十九名は午前六時三十分乘車口より參入、係官の指示に依り第四プラットホーム所定の位置に就き、樞密院副議長以下勳一等以上の九十名は午前七時降車口より參入、一旦休所に入り、七時四十二分係官の誘導に依り同じく所定の位置に就く。前官禮遇以上の二十名は七時ステーションホテル側新入口より參入、休所に入り、便殿前廊下に於て奉迎の後、係官の誘導に依り所定の位置に就く。

宣仁親王、博義王、同妃、故恒久王妃、春仁王、同妃の各殿下には午前七時御車寄より御參入、

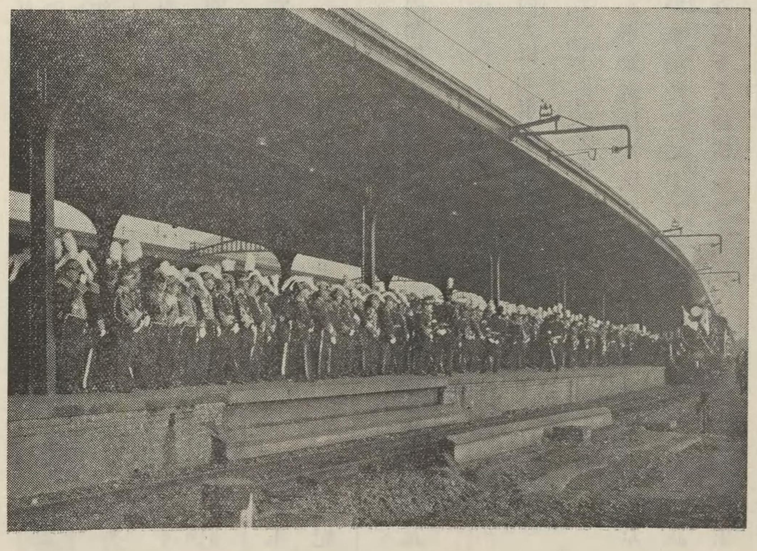

諸員奉送

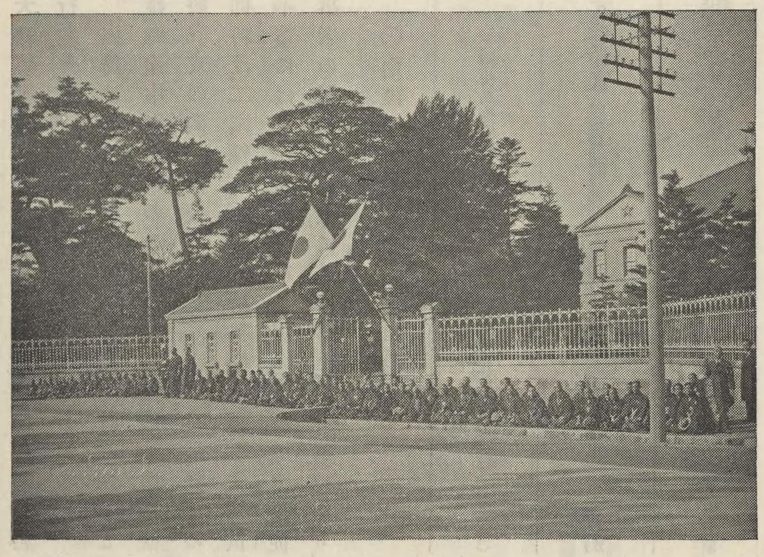

傷痍軍人奉拜(名古屋)

大禮使事務官子爵松平慶民の御先導にて一旦御休所に入らせられ、鹵簿著御の時、御車寄内廣間北側に於て御出迎、供奉の各殿下と共に便殿に於て　兩陛下に拜謁、訖りて松平大禮使事務官の御先導にて第四プラットホーム所定の位置に就かる。

御羽車の賢所正門御出門に當りては、賢所儀仗衞兵は同參集所前に於て、又鹵簿御出門に際しては、宮城近衞守衞隊は二重橋鐵橋外に整列して、陸軍禮式に依り奉送す。其の他陸軍に在りては、東京驛前に步兵第一聯隊長陸軍步兵大佐服部兵次郎の指揮する步兵一箇大隊を儀仗として整列せしめ、參謀本部前に、近衞師團野砲兵一箇中隊の砲列を敷き、東京驛御發車の時皇禮砲を行ふ。海軍に在りても、同驛前に海軍大佐安藤隆の指揮する一箇大隊を儀仗堵列せしめ、東京灣に碇泊する軍艦榛名及第三驅逐隊は滿艦飾を施し、宮城發御及御召列車通御の際皇禮砲を行ふ。

團體奉拜者は宮城外苑芝生及行幸道路南側濠端に亙り、百五團體二萬四千餘人に及び、一般奉拜者は行幸道路北側、神田橋道(御道筋西側)東京驛前道路兩側、丸の內ビルヂング東側步道、馬場先門に於てし、其の人員約三萬四千人を算す。

第二　名古屋御駐輦

東京驛御發輈後、御途中豫定の如く山北、沼津、靜岡、濱松の各驛に御停車、午後三時三十分名古屋驛に著御あらせらる。此の日、天氣淸澄にして一片の雲翳を見ず。山は處在に紅葉を飾り、野は隨處に黃稻熟す。沿道到る處、民草の熱誠なる奉迎姿あり。市里は綠門を設らへ、煙火を擧げ、山間僻村と雖軒頭に國旗を揭げて祝意を表せざるなし。此の間　兩陛下には、靜岡御發車後、供奉大膳寮調進の御晝餐を聞食されたる時の外、終始沿道の景情を覽はせられ、停車時間中は言はずもあれ、通過驛に在りても、列車徐行の時は特に御起立御會釋を賜はるさへあり、萬民感激せざるなし。

御召車の名古屋停車場に著くや　皇后陛下先づ御降車あらせられ、河井皇后宮大夫の御先導にて　天皇陛下御料車の前に進ませらる。次いで　天皇陛下劍璽と共に降御。兩陛下、賢所乘御車に御敬禮あり。別記の御列次に依り諸員敬禮の裡に、便殿に入御あらせられ、供奉の皇族各殿下も亦、續いて御休所に入らる。

賢所乘御車の前面三方に斑幔を張り、九條掌典長、掌典、掌典補等十名を指揮して御羽車に移し奉る。かくて斑幔を除き、十七名の駕輿丁奉舁、御進發。此の時　兩陛下出御、賢所を御奉迎あらせられ、御羽車發御後、續いて御馬車に乘御。其の間、供奉諸員夫れ夫れ用意を整へ、

大禮使事務官伯爵坊城俊良の合圖にて鹵簿行進を起す。時に午後三時四十九分なり。

鹵簿は御模様概ね宮城發御の時と同じと雖、御途中御駐輦のことなれば、鳳輦は四頭輓騎馭式の御料儀裝車（御屋根等の裝飾なし）皇后陛下の御料は、二頭輓の座馭式御料儀裝車とす。又供奉車には青塗の普通車を用ふ。從ひて車馬從事者の服裝等東京に於けるよりも單純なり。

○兩陛下御召列車便殿間御列

（大禮使高等官伯爵坊城俊良）（鐵道局長代鐵道局技師宗方次郎）

式部長官 公爵伊藤博邦　宮內大臣 一木喜德郎　寶劍 侍從奉仕子爵牧野貞亮

天皇陛下　神璽 侍從奉仕子爵黑田長敬

侍從 長 伯爵珍田捨巳　侍從武官長 奈良武次

皇后宮大夫 河井彌八　皇后陛下

皇后宮女官長 竹屋志計子　侍從武官 今村信次郎　同 瀨川章友

侍從 子爵土屋正直　同 木下道雄

同 野口 明　同 公爵山縣有道　皇后宮女官 津輕理喜子

同 矢野 機　皇后宮女官 山岡淑子

大禮使總裁載仁親王　雍仁親王　博恭王

雍仁親王妃　博恭王妃

內閣總理大臣 男爵田中義一　樞密院議長 男爵倉富勇三郎

內大臣 伯爵牧野伸顯　大禮使長官 公爵近衞文麿

○賢所停車場內御列

（大禮使高等官子爵相馬孟胤）（鐵道局長代鐵道局技師宗方次郎）

式部次長 渡邊直達　宮內次官 關屋貞三郎　掌典補 有賀四郎

掌典補 武田勝藏

掌典 星野輝興　掌典補 葦津正之

掌典 菅野忠雄　御羽車　掌典長 公爵九條道實　掌典補 本居彌生

大禮使高等官 伯爵坊城俊良

○兩陛下便殿御車寄間御列

御先導 侍從子爵土屋正直　寶劍 侍從奉仕子爵牧野貞亮

天皇陛下　神璽 侍從奉仕子爵黑田長敬　侍從 長 伯爵珍田捨巳

侍從武官長 奈良武次

皇后宮大夫 河井彌八　皇后陛下　皇后宮女官長 竹屋志計子

侍從武官 今村信次郎　侍從 木下道雄　同 野口 明　同 公爵山縣有道

停車場に於て奉迎する者千四百三十五名の多數なるを以て、構內本屋（プラットホームは勳一等以上の者の爲留保したるも當日在住又は滯在せる有資格者なし）及其の附近三箇所に分つ。其の取扱は愛知縣之に當る。尙陸軍に在りては、驛前に儀仗として、騎兵第二十五聯隊長陸軍騎兵中佐鎌田正信の指揮する百四十五名整列す。留守第三師團野砲兵第三聯隊補充隊は著御に際し、驛の西南方關西線西側に於て、皇禮砲を行ひ、海軍も亦海軍大佐山本五十六の指揮する一箇大隊三百二十八名整列し、名古屋港に在る軍艦五十鈴及第一掃海隊は著御の際皇禮砲を行ふ。

斯くて鹵簿は、肅肅として笹島町・新柳町通を進み、左へ本町通、本町御門趾を入り、輜重兵第三大隊角を左へ、更に右折し、第三師團司令部外廓に沿ひ順路離宮正門を入る。正門內廣場、賢所假殿に通ずる分岐點に於て、天皇旗直前、騎兵隊迄の御列は左方に進む。兩陛下には御車を駐めしめられ、御羽車に對し、霎時、御敬禮遊ばさる。

御羽車、午後四時四十分賢所假殿に著御。假殿は今般新に造營せられし所なり。御羽車は駕輿丁奉舁して殿前に到る。先著の掌典長以下奉迎、掌典部員御扉內より之を奉じて殿內に安置し奉り、御前を裝飾す。次いで掌典子爵長谷信道、掌典補を率ゐて神饌五臺を供し、長谷掌典祝詞を奏す。訖りて神饌を撤し御扉を閉づ。茲に賢所は新殿に假の一夜を過させ給ふ。

鹵簿後部は天皇旗を先頭に、表一ノ門を入り御車寄に御著。時に四時四十分なり。天皇陛下、續いて皇后陛下下御。直に奧殿に入御あらせらる。次いで供奉の皇族各殿下に謁を賜ふ。夜は豫て愛知縣に於て、梅ノ間に陳列したる縣下產物の天覽あり、御買上を賜ふ。

翌七日、夜來の秋雨霽れ又降る。御發前より雨脚稍〻繁し。

供奉諸員は午前九時參集、供奉の皇族各殿下は同二十分御參集、同三十九分鹵簿を立付く。同五十分兩陛下出御、尋いで御進發。廣場御豫定の地點に於て賢所を迎へさせ給ふ。

是より先、掌典部に於ては早旦賢所假殿を裝飾し、午前七時掌典御扉を開き、次いで神饌五臺を供し、訖りて長谷掌典祝詞を奏したる後撤饌。乃ち掌典長、掌典・內掌典を率ゐて出御の用意を整へ、供奉の掌典部員部署に就く。大禮使事務官橫溝光暉の合圖に依り御羽車御進發。大禮使事務官前田治の合圖にて、離宮正

名古屋停車場　名古屋離宮間　鹵簿（全長徑四一三米五〇珊）

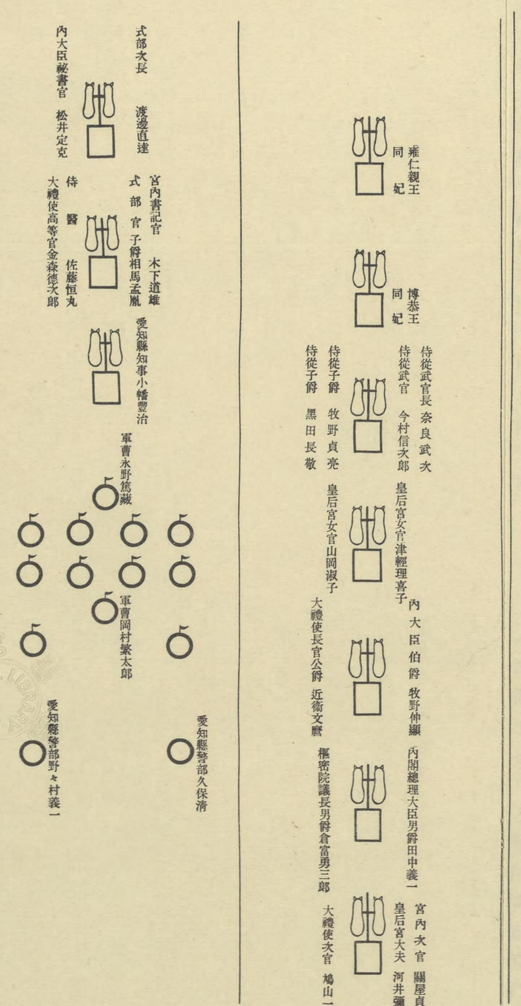

名古屋停車場　名古屋離宮間　鹵　簿　（全長徑四一三米五〇粍）

騎兵一、
式部長官公爵徳大寺實則
宮内大臣土木喜德郎
愛知縣警部長中島雄
愛知縣警部巡査
愛知縣警部長片岡公威
愛知縣警部巡査
愛知縣知事男爵岩元正毅
勅任參事官男爵穗積陳重
軍事參議陸軍大將男爵鮫島重雄
軍事參議陸軍大將男爵鮫島重雄
侍從武官長陸軍中將男爵奈良武次
侍從武官陸軍少將今村信次郎
皇后宮大夫兼皇后宮職理事子爵入江爲守
大禮使次官兼皇后宮亮子爵牧野貞亮
侍從子爵黒田長敬
侍從子爵佐佐木行忠
同妃殿下
同親王殿下
侍從
侍從武官
侍從武官
侍從武官

門内の前驅亦行進を開始す。御羽車鹵簿の過ぎさせらるる時、兩陛下には御敬禮、御後に續かせ給ふ。

鹵簿は前日の御道筋を名古屋驛へ向はせらる。其の御列等總て前日に同じ。但し雨天なるを以て御羽車には雨皮を覆ひ奉る。雨皮は桐油製にして御屋形を被ふ。左右に徑約一尺の金色菊花御紋章を表せり。その外騎馬の掌典部員には雜色をして長柄の傘を差掛けしめて雨を避け、駕輿丁及掌典部員の乘馬の轡には雨衣を著用せしむ。其の他の供奉員は何れも雨具を著けず。鹵簿の漸く進むに從ひ、雨益〻急にして、雨滴紾に肌に沁む。

名古屋驛頭に於ては、午前九時三十分諸員參集。先著の九條掌典長以下構内及列車内供奉の諸員御車寄に整列す。十時四十二分先づ御羽車、次いで　兩陛下著御あらせらる。乃ち伊藤式部長官、一木宮内大臣の御先導、御羽車は先著の駕輿丁奉舁して、プラットホームに進御、九條掌典長奉仕乘御車に遷し奉る。此の間　兩陛下には土屋侍從御先導、一旦便殿に入御の後、式部長官の奏請によりプラットホームに進ませらる。賢所乘御車に御敬禮の上、御召車に乘御。諸員奉送の裡に御機嫌麗しく御發輿遊ばさる。時正に十一時。

此の日有資格者の奉送、前日に同じ。其の人員四百九十名、尚驛前に儀仗として騎兵第二十六聯隊長陸軍騎兵大佐土屋義幹の指揮する騎兵百四十三名、海軍中佐高山忠三の指揮する海軍一箇大隊三百二十八名整列す。陸軍及海軍の皇禮砲を行ふこと亦前日の如し。

賢所假殿は離宮内深井丸の中央を卜して新に營まるる所、東西約十八間、南北約十八間半を劃して御構内とし、四面板垣を繞らし、正南に正門、東西兩面南寄に掖門、北面左右に通用門を設け、正門外兩側に儀仗衞兵の哨舍各〻

一基を置く。假殿の木材は檜を用ひ、柱は丸削なり。大床は板張にして、內部に御簾及帛の御幌（とばり）を垂る。廣からずと雖淸淨無埃。殿の後方に掌典部員の詰所一棟あり。

第三　京都著御

名古屋御發軔の後、大垣・米原の兩驛に御停車、午後二時京都驛に著御あらせらる。御途上、雨漸く收まり、琵琶湖邊を過ぎさせらるる頃陽光娟娟として細波に映ず。亦一幅の活畫圖なり。

此の日、係の諸官は正午同驛に參集、奉迎者は午後零時三十分迄に參集す。其の中、構內にて奉迎すべき勳一等以上の者六十四名及特に構內奉迎を差許されたる京都市長に就ては、典儀部に於て之が受付に當り、下り三等待合室橫口より參入休所に入らしむ。其の他は京都府に於て專ら之を處理す。府は此等諸員の爲特に驛前に奉迎所を設く。參列者一千二百三十二名なり。

午後一時三十分宣仁親王、博義王、同妃、恒憲王、同妃、邦彥王、同妃、朝融王、同妃、守正王、同妃、多嘉王、同妃、鳩彥王、同妃、稔彥王、春仁王、同妃李王、同妃、李堈公の各殿下御參集あり。

午後一時四十五分係官は諸員を誘導して、下り線改札口よりプラットホームに入り、旅客乘降用跨線橋側を經て助役室前所定の位置に就かしむ。各殿下には一時五十五分松平大禮使事務官の御先導にて構內奉迎者の前方に西方を上位として、整列せらる。

午後二時諸員最敬禮の裡に、御召列車御著、皇后陛下先づ御下車、河井皇后宮大夫の御先導にて、天皇陛下下御の位置前に進ませらるれば、天皇陛下劍璽と共に御下車、兩陛下賢所乘御車に御敬禮の後、伊藤式部長官、一木宮內大臣の御先導にて便殿に入らせらる。

京都停車場　京都皇宮間　鹵　簿（全長徑五九四米）

○ハ騎兵

京都府警部大津山兵藏　京都府警部淸水良太郎　京都府警部木村孝太郎　京都府警部日下部幸　軍曹齊藤定次郎

軍曹石井憲二郎

騎兵中尉醍醐大兒

軍曹蛭牟田信哉

侍從武官長奈良武次　侍從武官今村信次郎

侍從　野口明　侍從公爵山縣有道

皇后宮女官津輕理喜子　皇后宮女官山岡淑子

內大臣伯爵牧野伸顯　內閣總理大臣男爵田中義一　樞密院議長男爵倉富勇三郎　大禮使長官公爵近衞文麿

宮內次官關屋貞三郎　式部次長渡邊直達　大禮使次官鳩山一郎

皇后宮大夫河井彌八　內大臣祕書官松井定克　侍醫松永琢磨

宮內書記官木下道雄　式部官大木彝雄　大禮使高等官長谷川赳夫

京都府知事大海原重義

軍曹島名與平　特務曹長關和郎　伍長山崎計助

軍曹新谷伊太郎

京都府警部白杉幸一郎　京都府警部秋月淸秀　地方警視今江米太郎　京都府警部橫田賢　京都府警部中尾正武

京都停車場　京都皇宮間　鹵簿

（全長徑五九四米）

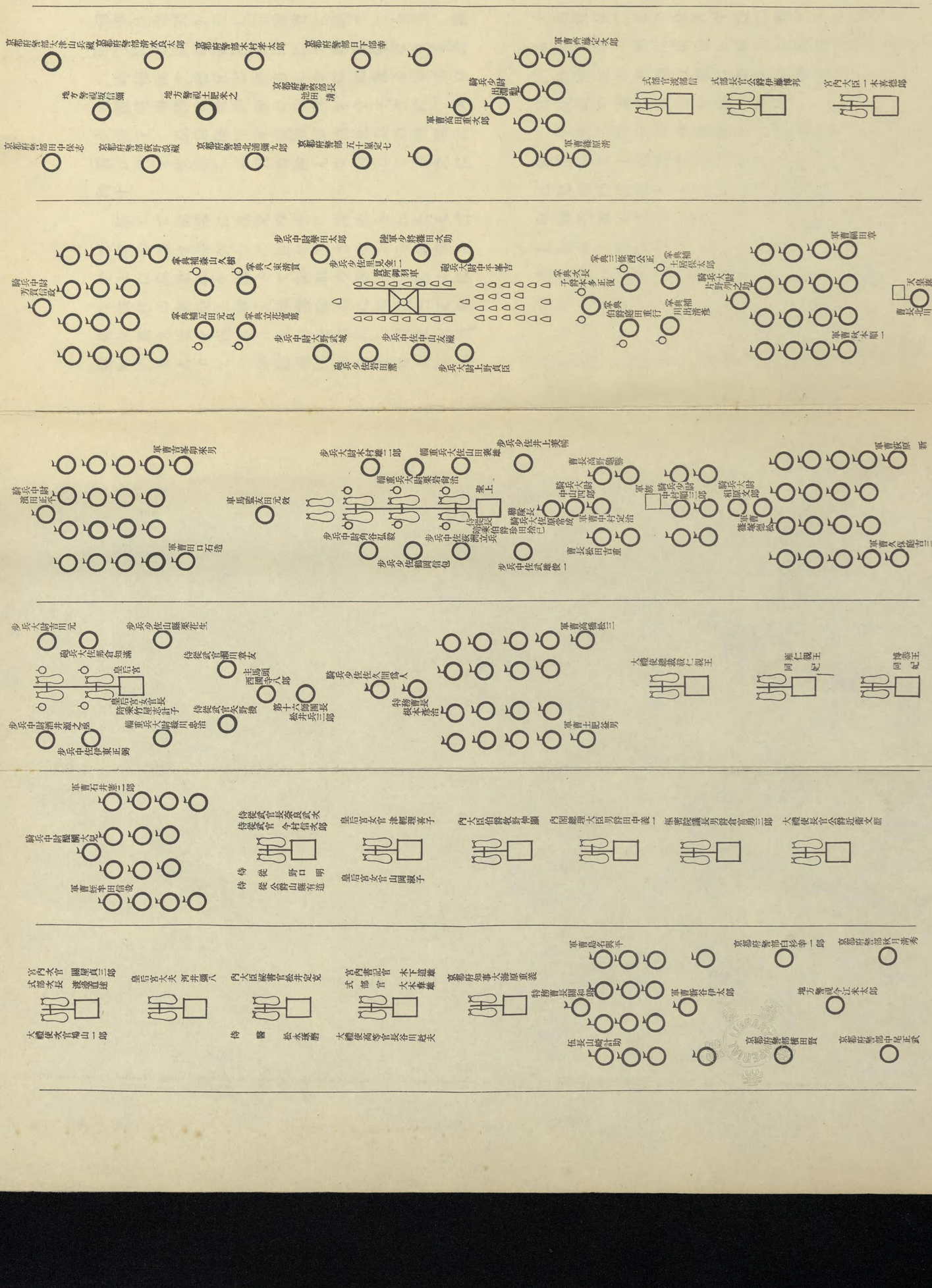
京都府警部中俣志
京都府警部疾野政蔵
京都府警部北浦弥九郎
京都府警部五十嵐定七
地方警視坂倉彌
地方警視土肥米之
京都府警部次木食太郎
京都府警部木村孝太郎
京都府警察部池田清長
京都府警部日下部幸
騎兵少尉出間観
軍曹高田重文郎
軍曹藤原常
軍曹斎藤常文郎
式部官波部后
式部長官公爵伊藤博邦
宮内大臣一木喜徳郎
騎兵中尉大児七
軍曹綾羊田信哉
侍従武官長奈良武次郎
侍従武官今村信次郎
侍従公爵山階宮晃
侍従野口明
皇后宮女官山岡滋子
皇后宮女官津軽華子
内大臣伯爵牧野伸顕
内閣総理大臣男爵田中義一
枢密院議長男爵倉富勇三郎
大礼使長官公爵近衛文麿
大礼使総裁東伏見宮依仁親王
大礼使総裁東伏見宮依仁親王妃
同妃殿下
同博恭王
同妃殿下
騎兵中尉吉川元
歩兵大尉
歩兵少佐山縣栗花生
侍従武官瀬川章友
侍従武官野村貞
西洋風頭
幸八郎
騎兵少佐久留島入
特務曹長
根本秀治
軍曹上杉金男
軍曹高嶋松三
歩兵中尉酒井嘉之助
歩兵中佐伊東正剪
輜重兵大尉堀川忠治
侍従武官長
陪乗皇后宮女官長
侍従武官
皇后宮女官
皇后宮女官
皇后宮女

奉迎諸員續いて退下。更に殿下方は御車寄、諸員亦所定の奉送位置に就く。

此の間大禮使事務官山邊知春は賢所移御に關する諸般の設備を整ふ。斑幔内に於ては、九條掌典長以下移御の事を奉仕し、尋いで御羽車は御列を正し、御車寄に進ませらる。兩陛下には御車寄内廣間にて奉迎遊ばさる。此の時梅津大禮使事務官の合圖に依り、牟田口大禮使事務官は前驅の進發を令す。次に皇陛下、皇后陛下乘御、海軍儀仗兵の樂隊は「君が代」を吹奏し、堵列各隊も吹奏して亦之に和す。

斯くて鹵簿は夜來の雨に清められたる古都、堵の如き奉拜者の裡を進ませらる。銀漢なせる白川敷砂を轢りて、御車の進ませ給ふにも御代の御榮え尊く、瑞雲滿都に搖曳たるを覺ゆ。烏丸通を進み、丸太町を右折し、更に左折、堺町門を入りて、一路建禮門に向はせらる。鹵簿の御模樣は宮城發御の時に同じ。

京都皇宮に在りては、早朝より清掃と鋪設とに努め、春興殿に於ては清祓を行ふ。正午に至り建禮門を開き、派遣の近衞衞兵、皇宮警察官警衞に當る。大禮使高等官、宮内高等官百五十名宜秋門より參入、午後二時三十分休所たる諸大夫ノ間に集合し、係官の誘導にて承明門外所定の奉迎位置に就く。京都在住の舊女官亦、此の處に鹵簿を迎へ奉る。

午後三時十三分鹵簿の前驅建禮門に到る。停車場より別路先著の牟田口大禮使事務官は、建禮門内に在りて御路の整頓に當る。鹵簿中前行車の外は、之を右折して春興殿に向はしむ。かくて三時十五分、御羽車建禮門を御通過。賢所は春興殿に渡御あらせらる（後段參照）。天皇旗より後部は左行し、右折して、御車寄に向ふ。三時十八分　天皇陛下御車寄著御。次いで皇后陛下著御。甘露寺侍從、岡本皇后宮事務官

の御先導にて御奥に入御あらせらる。供奉諸員及車馬退下の後、槍旗を捧ぐる近衞儀仗衞兵二名、御車寄兩側に配置せらる。大禮奉仕の各員參殿して御安著を壽ぎ奉るの時、愈〻大禮に入れるの感、新に湧く。

市內御沿道の狀況を觀るに、秋雨秋風肌に冷かなるをも顧みず、夜を徹して此の都を指して來り集るもの、實に其の數を知らず。左右の步道は勿論、各店舖の內迄奉拜の人を以て埋れり。老幼男女、皆晴衣を著し心身を正して、千載一遇の大儀を拜み奉らんとす。御苑內は京都府の取扱に依り、夫れ夫れ區域を劃して奉拜の場所と爲し、宮內省關係者、京都在住華族、官公吏、高齡者、學生、生徒、各種團體員、特定外國人、大禮關係者等に入場を許し奉拜せしむ。多嘉王殿下の王子御三方の御姿

在鄉軍人奉拜(京都)

高齡者奉拜(京都)

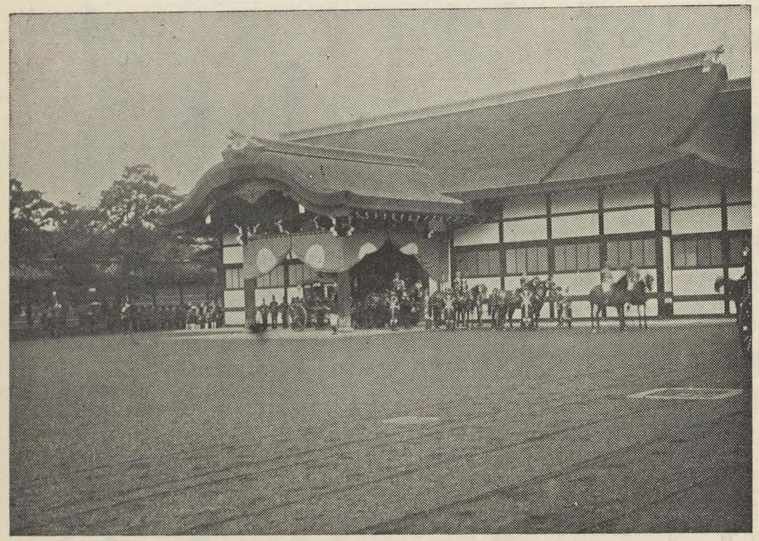

京都皇宮著御

を宮內省關係員の席に拜せるも畏し。

當日驛前に儀仗として堵列せるは、步兵第九聯隊長陸軍步兵大佐名越時中の指揮する步兵一箇大隊三百十三名及海軍大佐岩村兼言の指揮する海軍一箇大隊なり。又第十六師團野砲兵第二十二聯隊は京都著御に際し、大阪港及神戶港に在る軍艦は京都皇宮著御の時限を以て皇禮砲を行ふ。

尙 兩陛下には入御後間もなく、長路御旅の御疲をも厭はせられず、御學問所に於て各殿下に謁を賜ひ、終りて側近者に拜謁仰付けられ、更に宮內大臣、侍從長、侍從武官長、皇后宮大夫、皇后宮女官長侍立の上、左記の者に拜謁仰付けらる。何れも恐懼感激に堪ふるなし。

內閣總理大臣男爵　田中義一
樞密院議長男爵　倉富勇三郎
鐵道大臣　小川平吉
內務大臣　望月圭介

大禮使長官公爵　近衛文麿
大禮使次官　關屋貞三郎
同　鵜山一郎
陸軍中將（第十六師團長）　松井兵三郎
京都府知事　大海原重義
內務省警保局長　横山助成
陸軍少將（憲兵司令官）　峯幸松
地方技師（京都府土木部長）　村山喜一郎
陸軍憲兵大佐（京都憲兵隊長）　竹田時太郎
京都府書記官（京都府警察部長）　池田清
同（京都府內務部長）　石田馨
同（京都府出張所長）　宮本貞三郎
同（京都府學務部長）　福島繁三

京都停車場に於ける御列左の如し。

○兩陛下御召列車便殿間御列

（大禮使高等官男爵武井守成）（鐵道局長村上義一）　式部長官

公爵伊藤博邦　宮內大臣一木喜德郎　寶劍（侍從奉仕野口明）

天皇陛下　神璽（侍從奉仕公爵山縣有道）　侍從長伯爵珍田捨巳　侍從武官長奈良武次

皇后宮大夫河井彌八　皇后陛下　皇后宮女官長竹屋志計子

侍從（子爵土屋正直）　同（木下道雄）　同（子爵牧野貞亮）

侍從武官今村信次郎　同瀨川章友　同矢野機

同子爵黑田長敬　同本多猶一郎　皇后宮女官津輕理喜子　皇后宮女官山岡淑子

大禮使總裁載仁親王　雍仁親王　宣仁親王　雍仁親王妃

博恭王　博義王　恒憲王　邦彥王

博恭王妃　博義王妃　恒憲王妃　邦彥王妃

朝融王　守正王　多嘉王　鳩彥王　稔彥王　守正王妃　多嘉王妃　鳩彥王妃

春仁王　李王　李堈公　內閣總理大臣男爵田中義一　春仁王妃　李王妃

樞密院議長男爵倉富勇三郎　內大臣伯爵牧野伸顯　大禮使長官

公爵近衛文麿

○賢所停車場內御列

（大禮使高等官男爵武井守成）（鐵道局長村上義一）　式部次長

渡邊直達　宮內次官關屋貞三郎　掌典補武田勝藏　掌典

掌典補羽田清光　掌典

星野輝興　御羽車　掌典長公爵九條道實　掌典補葦津正之　掌典補有賀四郎

子爵長谷信道

大禮使高等官山邊知春

○兩陛下便殿御車寄間御列

御先導（侍從子爵土屋正直）　寶劍（侍從奉仕野口明）　天皇陛下

神璽（侍從奉仕公爵山縣有道）　侍從長伯爵珍田捨巳

侍從武官長奈良武次

皇后宮大夫河井彌八　皇后陛下　皇后宮女官長竹屋志計子

侍從（木下道雄）　同子爵牧野貞亮　同子爵黑田長敬

侍從武官今村信次郎

第二節　賢所春興殿に渡御の儀

春興殿は京都皇宮に於ける賢所奉齋の御殿なり。大正四年大禮に際して建設せられたる所、皇宮内紫宸殿の東方に位し、建春門内舊内侍所の殿趾に在り。廣五十八坪餘、崇高なる建築にして南廂、外陣、内陣及内内陣に區劃せらる。當度新に東に御饌殿、西に宜陽殿を設け、連ぬるに渡廊下を以てし、更に皇宮内殿に通ず。南庭の正面に神樂舍、其の東方には奏樂舍、西方には御羽車舍を設け、東西に參列諸員の幄舍を構へ、南庭の東西兩面には長押塀を繞らし、南面中央に南門を設け、其の兩側は廻廊とし、東塀に左掖門、西塀に右掖門を造り、南門外東西に哨舍あり。

御饌殿及東塀外側に掌典部員詰所を連設し、且左掖門脇より天幕張廊下を設け、第一及第二朝集所と春興殿構内とを接續せしむ。

殿内の鋪設は内内陣の左、右、後の三面に御壁代、前面に御簾を懸け、内陣の東西兩側に御簾、南面に御幌、南廂の四面に御簾を懸く。

本儀に於ける鋪設は、春興殿南階に木製覆を設け、奏樂舍に和琴及胡床九脚を置き、右幄舍（即ち西側幄舍）に參列員の椅子三脚を配列す。南門外東西兩側に大眞榊を樹て、五色絹を懸け、東に鏡、玉西に劍を懸く。午後二時三十分南門共の他の諸門を開く。又御殿南面の御扉を開き御簾を搴ぐ。

十一月七日午後三時、坊城、相馬の兩式部官、町尻掌典以下掌典補等南門内に於て御羽車の御著を待ち奉る。三時十七分著御。兩式部官御先導、掌典補二名及町尻、石野兩掌典御前に、持明院、唐橋兩掌典御後に候し、鴛輿丁奉舁し

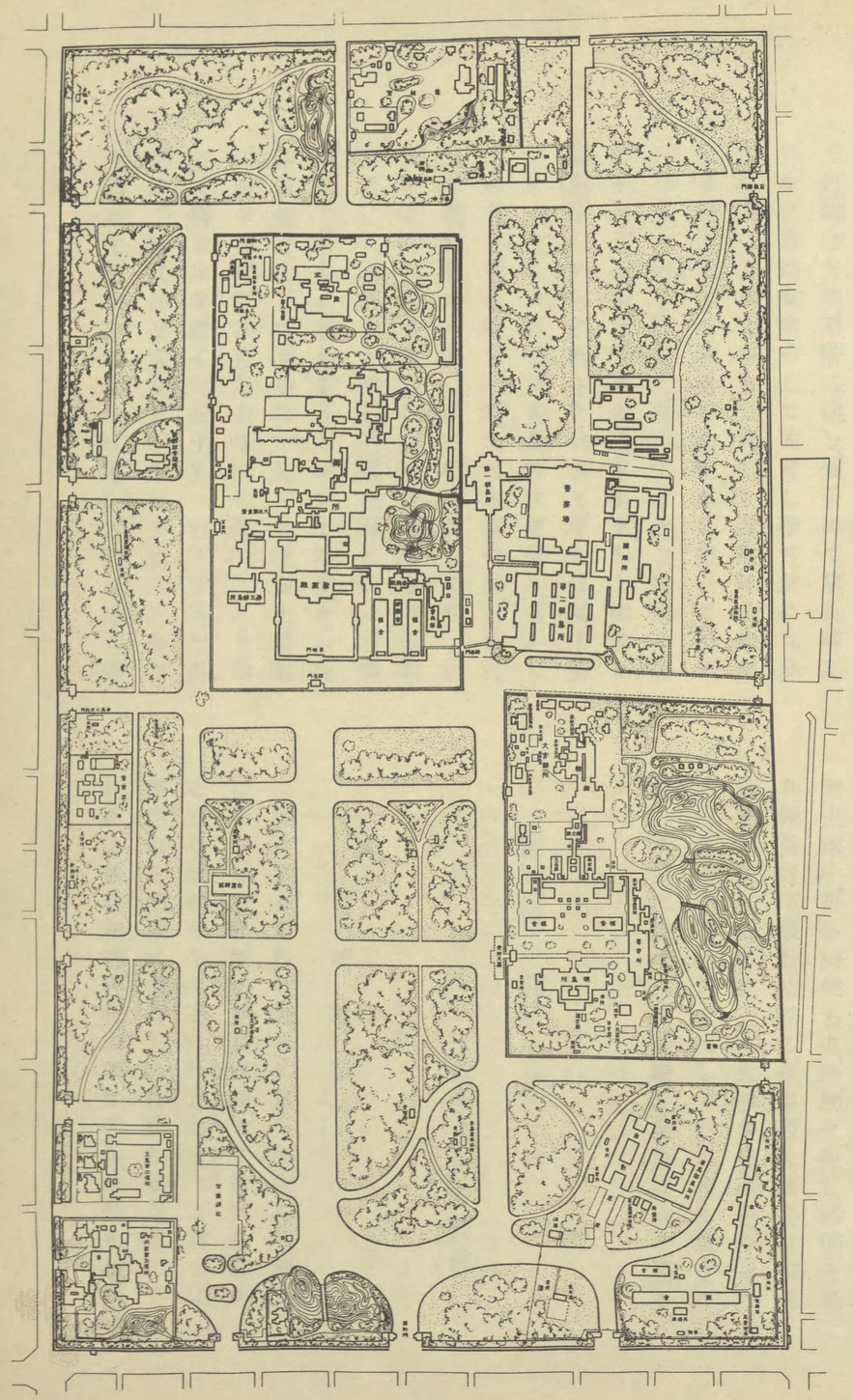

京都皇宮全圖

て神樂舍を經、南階に達し、簀子にて掌典補之を受け、南廂迄奉舁して安置し奉る。茲に九條掌典長は掌典を率ゐて賢所を內內陣の御座に奉遷す。訖りて掌典補御羽車を舁いて簀子に至り駕輿丁に授く。駕輿丁は之を御羽車舍に納む。掌典長は掌典及內掌典をして御前を裝飾せしめ、其の整ふを待ちて、掌典長以下簀子に候す。此の時樂師奏樂舍に著床し、次いで大禮使事務官齋藤守圀、同村瀨直養、同山縣武夫參進、幄舍の本位に就く。神樂歌靜に奏し始められるれば、本多掌典次長は掌典以下の傳進を受けて神饌十臺（色目東京發御前溫明殿に於ける儀に同じ）を供ふ。掌典長乃ち御前に參進、愼みて祝詞を奏す。此の時諸員起立、訖りて、天皇陛下御代拜侍從子爵海江田幸吉、菅野掌典の先導にて殿內に入り、恭しく御玉串を獻じ、拜禮す。其の退下するや、皇后陛下御代拜女官萬里小路ソデ、庭田掌典の先導にて參進、拜禮退下す。尋いで諸員順次拜禮復床す。再び奏樂あり、神饌を撤し、御簾を垂れ諸員退下。儀茲に訖る。神靈暫く舊都に留まらせ給ひて、此の至上の大儀を照鑒あらせらる。洵に尊い哉。諸員退出して四門固く鎖され、滿庭淸寂に歸すれば、秋嚴の氣更に人に逼る。

第四編　卽位の禮

第一章　卽位禮當日賢所大前の儀

第一節　總說

神武天皇畝傍の橿原に底つ磐根に宮柱太しきたて、高天原に搏風峻峙りて、帝位に卽かせ給ひ、天の下知し召す天皇の元年と爲し、天璽鏡劍を正殿に奉齋して、卽位の禮を擧げさせらる。爾來歷朝卽位の禮に當り、皆此の風を

蹤み給ふと雖、後代に至り神鏡奉齋のことは卽位の禮と別に行はせらるることとなれり。然るに　明治天皇王政復古の大業を經綸し給ふや、神祇を崇め祭祀を重んずるは皇國の大典政教の基本なりと詔して、祭政一致の遠猷を敷き給ひ、其の登極令を制定し給ふに當りては、上代以來の精神を更に擴充あらせられ、卽位禮當日賢所大前の儀を創定して、惟神の大道を顯揚し給へり。

第二節　春興殿の鋪設

賢所大前の陰儀を行はせらるべきの日奉仕の諸員は皆心身を愼み、夜の未だ曙けやらぬ程より、殿の內外の鋪設に力む。

春興殿內陣の左右兩側には御簾、南方外陣との境には御幌を垂る。內陣の中央に御座の御疊を、其の東方に皇后宮御座の御疊を鋪き、西に劍璽案を置く。南廂の四面には御簾を懸け、左右兩側に薄疊を布き、右方は皇族及王公族の御著座とし、左方は皇族妃・王族妃の御著座と爲す。

聖上供奉諸員の本位は親王以下の本位の右方より後方に亙り、又寶劍・神璽御裾の侍從の本位は、其の左方に位置す。皇后宮供奉諸員の本位は、親王妃以下の本位の左右兩側に之を定む。

奏樂舍には和琴を備へ、胡床を配し、神樂舍の東西兩側には、威儀及威儀物捧持高等官の胡床各三十脚を二列に配置し、其の下方兩側に鉦・鼓各〻三面及司鉦・司鼓高等官の胡床各〻一脚同判任官の胡床各〻六脚南門の東西兩側には衞門高等官の胡床各〻三脚を設く。

左右兩幄舍には、各國特派大使・使節及隨員竝大勳位以下勳一等以上の諸員の爲に、黑塗御紋散の椅子四百六十脚、高等官一等以下の參列諸員及大禮使高等官の爲に、兩幄舍各〻四

十四列のベンチを配置して各〻其の本位とす。南門外東・西哨舍の傍に各〻一基の大眞榊を樹て各〻五色絹を繫け、東に鏡・玉、西に劍を懸く。

第三節　朝集所竝皇族王公族休所

本儀に參列したる總員は二千二百三十六人の多數にして、從ひて朝集所を始めとし、諸般の施設頗る廣汎に涉るものあり。大勳位以下勳一等以上竝同夫人三百六十七人には、第一朝集所を以て其の休所に充て、高等官一等以下の諸員一千七百七十七人は第二朝集所に、特派大使・使節竝隨員・同夫人九十二人は之を第三朝集所に收容す。第三朝集所は皇宮御車寄に接續せる三室を以て之に充つ。第一・第二の朝集所は、特に皇宮の東側饗宴場に接續して新設したるものなり。

第一朝集所は饗宴場の西に接續して北面し、第二朝集所は饗宴場の南に南面して建設せられ、第一朝集所より西方、御所築地塀の一部を貫通して御常御殿に達する廊下を設け以て饗宴場への出御に便し、又第一朝集所南昇降口・第二朝集所西昇降口及樂官休所脇昇降口より建春門に通ずる爲天幕廊下を張る。尙第二朝集所車寄の東端より東方清和院門に至る間にも天幕張廊下を造りて、雨天の際に於ける諸員乘降の便を圖り、又特に廊下を分岐せしめて人力車乘用者の昇降場を設け以て交通の整理に備ふ。

第一朝集所は便殿及皇族休所と共に同一棟を成し、總坪數四百五十九坪餘檜の木香床しき清淨高雅の建物なり。北方車寄を入りて左右に外套預所及著套場の設あり。南方には便殿・謁見所・皇族休所竝供奉員詰所等を配す。參列員休所は四室に分たれ、何れも色彩文樣とりどりなる絨氈を敷き詰め、優雅なる壁紙

の彩絢と相配す。

各室には白リンネルの卓被を覆へる長卓を布列し、卓の兩側に裂張椅子を配すること總て三百八十四脚なり。卓上には官職(位勳)氏名を明記したる席札を附す。各室の壁間には春興殿竝幄舍の平面圖を掲げ、以て諸員參進著床等に關する掛員の説明に便し、又廊下其の他の適當の箇所に盆栽を飾る。

第二朝集所に在りては間口全體を車寄として利用し得る構造とし、以て一時に二十臺の自動車を停車するを得しめ、配車の迅速と確實とを期して、大に其の效を收めたり。朝集所は之を分ちて八休所と爲し、高等官一等以下を順次宮中席次に依りて收容し、別に庭上參役者著替所を設く。總坪數一千八百五十二坪餘。

各室には白布を覆へる長卓左右各、四條を備へ、卓の兩側にベンチを配置す。卓上に席札を附し、壁間に便覽の爲圖面を掲示せる等大體第一朝集所に於けると異なる所なし。

第一・第二兩朝集所共に照明・煖房・消火・衞生等の附帶設備總て遺憾無きを期し、特に電燈は饗宴場を合して二千三百十四燈を點じ、煖房は第一朝集所には細柱式蒸汽放熱器四十四組、第二朝集所には壁掛型放熱器百十七組を設備したる等を其の著しきものとす。

第三朝集所は皇宮御車寄に隣る三室より成り、御車寄廣間に續く一ノ間を隨員竝同夫人の休所とし、長椅子三脚、肘付椅子五脚、丸卓子四脚、三組卓子一揃、兩面金二枚折屏風一雙を配置し、盆栽寒暖計等を備ふ。二ノ間・三ノ間は大使・使節竝同夫人の休所に充つ。二ノ間には長椅子四脚、肘付椅子六脚、小椅子八脚、丸卓子四脚、三組卓子一揃、盆栽三鉢、兩面金二枚折屏風一雙を配置し、三ノ間には長椅子三脚、肘付椅子五脚、小椅子五脚、丸卓子四脚、三組卓子二揃を設備す。尙御車寄廣間の左室を豫備室として、化粧臺一基を置き、化粧用品一切を添ふ。卓子・椅子・屏風等の配置、之に應じて間然する所なし。

皇族・王公族御休所竝著替所は小御所を以て之に充當す。卽ち中段・下段の間を御休所に、南廂及西廂を殿下の御著替所に、東廂を妃殿下の御著替所に使用し、兩面金六枚折屏風一雙を以て間仕切と爲す。御休所には緞子卓被を覆へる丸卓六脚を置き、配するに黑塗御紋散椅子を以てし、卓上には灰皿・茶器等を適宜の位置に置く。又淸手水具を備ふ。姿見鏡一臺及三組卓子一揃を御著替所に据ゑ、化粧臺一基は上段の間裏廊下に之を備ふ。各宮隨員の休所には緞子卓被を附したる丸卓一脚を置き、赤地裂張椅子二十脚を配し、皇族休所・著替所竝第三朝集所に在りては煖房用電熱器を設備す。

庭上參役者著替所は第二朝集所內に設く。一人一劃、薄緣敷とし、其の後方に棚臺を設備して裝束類を置くに便し、又各休所の北方、饗宴場に至る廣間には一列に卓を並べ、以て捧持の威儀物布列の用に供す。

救護所は二箇所に之を設置す。卽ち一は饗宴場と第二朝集所との中間、一は日華門北方に在り。前者は休所に於ける諸員の爲、後者は御儀式中の諸員の爲に施設せるものにして、卓子・長椅子及救急材料等を準備し、醫員・看護婦を配置して應急の救護に當らしむ。

典儀部事務所は第二朝集所內建春門寄に之を置く。二室に分れ、數箇の直通電話或は點火信號等を以て各所との連絡を保ち、儀式中典儀部の本部と爲す。更に建春門に隣接して車馬整理の本部を置く。

第四節　各所の鋪設

諸員の車馬整理に關しては、皇族御乘用車は宜秋門南外廓に置場を設置し、外賓乘用車は其の反對側に、第一朝集所に參集諸員の乘用車は同朝集所北方路上に、第二朝集所に參集諸員の乘用車に就ては大宮御所外廓竝外苑を十區劃し、各〻置場を設置す。置場の所在を表示する爲、一定樣式の標示百本を調製し、各自動車は總て所定置場に番號順に並列せしめ、以て整理の萬全を圖る。

第五節　調度

本儀に於ける庭上參役の諸調度は、纛旛類を除き悉く紫宸殿の儀に於けると同一なり。卽ち左の如し。

(一)鉦　鉦は青銅製、徑九寸、火焔臺に懸く。火焔臺は高五尺九寸、脚は方柱、下に四股脚を附す。總て檜製にして火焔は朱塗地透彫、中央に徑一尺五寸の圓窓あり。總附紅色の打紐を透して鉦を懸け、黑塗柄金色金具付の撥を添ふ。

(二)鼓　鼓は胴は檜製にして牡丹唐草極彩色、面は徑一尺三寸、革張、兩面共金箔に黑漆を以て三ツ巴を畫き、火焔臺に置く。火焔臺及撥の構造は鉦に同じきも、鼓は圓窓に入れ込みとす。

(三)威儀物　太刀は八振直刀造にして刀身は直刃燒長二尺五寸、幅は本九分、先六分、裝飾の金具は悉く金色とす。柄は長六寸五分、赤地小牡丹文錦を纏ひ兜金を著け、露緒を附く。緒は柄纏と同じ錦の細丸縫二條各〻二尺、責金一箇を著け、露金は二箇、長一寸八分、形は六角。目貫は花菱形にて、表裏に附す。鍔は洲濱形長二寸六分、幅二寸二分、厚二分、切羽四枚、鍔の兩面に各〻二枚を重ぬ。鞘は長二尺七寸五分、黑蠟色花菱唐草銀蒔繪、長一寸五分幅一寸のものを兩面各〻五箇所に置き、口金責金・鐺・帶取の金具を附す。帶取の金具は二箇、斜子地花菱形のものを用ふ。鞘緒は赤地小牡丹文錦、前緒は長二寸五分、後緒は二寸七分、帶取緒は一條にして、青・白・紫の三色緞の杉組、其の長八尺幅七分五厘とす。囊は紅地兩面錦、裏は紅平絹の板引、紅白緞の平組の上指あり、結紐二條は長六尺、紅白緞の平組とす。

弓八張は、其の制檜材を布にて纏ひ、朱蠟色塗、長五尺五寸、握は紅地小葵文の錦押、握の上下及兩弭は金色金具、二箇所を紅の細組卷とす。弦は青色練揉絹絲にて作り、兩端を握と同じき錦を以て包む。囊は紅地綾小葵文、裏は紅平絹とし、長七尺五寸、幅七寸、紅結紐の長二尺七寸なるを二筋附す。

胡簶も亦八具、檜材長一尺六寸、幅上端四寸、下端三寸五分、横上二寸、下一寸五分。眼象は竪五寸五分、横三寸、朱塗黑塗の二樣あり、何れも緣金塗、金色の座金具及環、腰緒を附す。腰緒は長二尺、幅七分のもの二筋、白絹の平打とす。矢は鷲の白羽、中指六本鏃は柳葉形、上指一本鹿角鏑付、鏃は雁股、鏃は何れも金色とす。箆は割筈にて、丹塗杢目形の金蒔繪のものと黑塗杢目形銀蒔繪のものとの二樣とす。囊は紫綾地にして文樣小葵、裏は紫平絹、伏紐は縹色の平組仕立とす。

梓も亦八竿にして、檜製、鉾の長一尺四寸一分、鍔の圓徑二寸、柄の長五尺八寸一分、直徑一寸一分にして、東位のものは鉾を金箔押、柄を朱塗菱形金蒔繪、石突を金色とし、西位の分は夫れ夫れ銀箔押・銀蒔繪・銀色とす。比禮は雲形金襴にして、東は赤地金襴に青色の緣を取り、金色巴紋を繡し、西は青地金襴に赤緣を施し、銀色巴紋を繡す。其の長各〻一尺一寸、幅四寸六分五厘、附屬の金物は亦金・銀を以て東西を異別す。

楯八枚、檜材長三尺、幅上下兩端に於て一尺

二寸、中央部一尺一寸、厚七分五厘、頂部三山形を爲し、東方は朱蠟色塗、西方は黒蠟色塗とし、各、徑六寸三分の巴紋一箇を金の平蒔繪にて表はす。裏面には把手を附す。其の長八寸五分、厚九分。

(四)胡床　庭上參役者著床の用に供する胡床は徑一寸一分五厘、長一尺七寸五分の檜材四本及九分に七分の檜角材長一尺五寸四分のもの四本とを眞鍮金物を用ひて折疊式に組合せ、座の裂地は表白地の緞子に牡丹唐草文様を織出し、裏は白繻子とす。織出文様は、黒袍の參役者は紫色、緋袍は蘇芳色、縹袍は縹とす。又判任官用のものには唐草文様のみとし、牡丹を附せず。

第六節　裝束及服裝

(一)兩陛下の御服　聖上の御服は純白なる平絹の御單・御表袴・御袿・御下襲の上に白色帛の御袍を重ね、御冠は黒色無文の立纓となし、御笏を添へ奉る。皇后宮の御服は同じく白色帛の御五衣、同じき御唐衣・御裳とし、薄紅色の御長袴、御髪具は銀の御釵子・御笄、御檜扇は白地とし、白色の飾紐を附す。

(二)皇族・王公族の服裝　男子の御服は束帶にして、冠は俾菱の文様を散らせる黒羅を以て作り、垂纓とす。袍は縫腋、地質黒固織物、文様は雲鶴とす。下襲は纔著、固織物、表は白にて伏蝶丸の文様を散らし、裏は蘇芳色に遠菱文様を織出せり。袿は地質紅固織物に小葵の文様を織出す。單は紅の固織物に繁菱の文様、表袴は白にて窠霰文様の浮織とし、紅平絹の裏を附け、大口は紅色の平絹とす。御束帶には白透瑪瑙巡方の石帶を著く。

女子の御服裝は、五衣・唐衣・裳にして、妃殿下の御年齢によりて色に多少の相違あり。御年

配の方のものは、唐衣は唐織深紫の龜甲地文に、白の雲鶴を織り出し、紫小菱綾の裏地を附す。表著は二藍入子菱の地文に白八葉菊の上文を織出し、青色平絹の裏地を附す。打衣は地質淺紫の綾織にして裏地は紫平絹。五衣は白の地に松立涌の地文を織出し、蘇芳平絹の裏地を附く。襟・袖は幾重にも重複す。單は紅色に幸菱の地文、長袴は緋の精好とす。御年若の方の唐衣は、表は紫、裏は薄紫、表著は表は紅、裏は黄、五衣は表は萌木、裏は青を用ふ。此等は所謂十二單衣と通稱せらるるものにして、其の色彩の配合、文様の意匠等一に我が國の傳統に從ひ、優雅莊重にして又華麗なり。

(三)庭上參役者の服裝　衛門の大禮使高等官は闕腋の束帶にして、袍は縹色綾、裏地は蘇芳平絹とし、冠は卷纓、緌を附す。單・纔著の下襲・半臂・大口・表袴に白布の帶を著け、裲襠を掛け、攝腰を以て之を腰に約し、梨子地金蒔繪の劍を佩き、矢を挿める平胡籙を負ひ、弓を執り、脚には緋の脛巾を著け、白の絲鞋を穿つ。裲襠は桐唐草文様ある濃蘇芳地錦を以て製し、周圍に紅地金箔織の三重襷文様あるを緣とす。攝腰の地質・文様は裲襠の緣に同じ。

司鉦・司鼓の大禮使高等官は垂纓の冠、袍は緋色にして縫腋、單・纔著の下襲・大口・表袴に石帶を著け、劍を帶び、韡を穿つ。同判任官は冠は細纓にして緌を懸け、闕腋縹色の袍・纔著の下襲・白布袴・白布帶・白布脛巾・絲鞋を著け、黒塗銀裝の劍を佩ぶ。

威儀物捧持の大禮使高等官は垂纓の冠・縫腋の袍・單・纔著の下襲・大口・表袴を穿ち、梨子地金蒔繪の劍を帶び韡を穿つ。但し太刀捧持者は黒色の袍、弓・胡籙を捧持する者は緋・桿・楯の捧持者は縹の袍。其の本位に就く時は色彩陸離、配合の美、莊にして麗なり。

威儀の大禮使高等官は、冠は卷纓にして、緌

を附け、闕腋の袍の上に挂甲（かけよろひ）、肩當を加へ、錦の攝腰を以て約し、單・大口・表袴に白布の帯を纏ひ、平緒の劍、胡簶を負ひ、弓を持ち、韈を穿つ。而して前列者は黒袍に平胡簶、後列者は緋袍に壺胡簶とす。挂甲とは花菱形に透彫せる金色の小札を赤・青・紫等の平打の絲にて綴りたるものなり。

(四)供奉員及奉仕員の服裝　本儀の供奉員又は奉仕員にして、束帯を著用すべきものの服裝中、勅任官にありては概ね皇族のそれと異なる所なしと雖、唯垂纓の冠の文様は四目菱、袍は黒地の綾織に輪無唐草の文様を置き、袒を用ひず、表袴は、表は白綾に八ッ藤丸の地文を置きたる等を主なる相違の點とす。奏任官は袍は緋色、表袴は無地、其の他勅任官に同じ。

供奉其の他を奉仕する女官の中、奏任官の唐衣は、萌木（もえぎ）色の浮織物にして、花菱地文に木瓜（もっこう）の丸の上文、裏は青色平絹とす。表著は紅色綾織、唐花唐草の文様、裏は薄紅、打衣は紫の平絹、五衣は葡萄（えび）綾地に唐花の文様、裏は薄紅の平絹、單は紅地綾に幸菱の文様、袴は緋の精好織なるを用ふ。

(五)參列諸員の服裝　男子は、大禮服（白衣袴下正裝）、服制なき者は通常禮服、女子は大禮服又は袿袴（禮服）なり。

第七節　賢所大前の儀

十一月十日秋晏隈なく晴れ渡りて、京洛の山河殊に神氣盈ち、東山三十六峯より北山西山の秀峯丘巒に至るまで、皆霜葉を點綴して二月の花よりも紅に、比叡・愛宕は東西相對し、巍巍として王城鎭護の姿容更に鮮なり。此の日、早旦掌典部員等奉仕して、御殿を裝飾し、內陣の中央に、天皇陛下の御座（短帖）を設け、其

第二朝集所參集

の側に劍璽案を安く。其の他一切の鋪設、總て前に述ぶる所の如し。午前六時十五分建禮門及建春門を開き、大禮服の皇宮警部之を警固し、門外に儀仗兵整列す。庭上參役者及豫備員は午前七時三十分迄に第二朝集所の控所に參集を終り、直に著替を始む。

本儀に召されたる高等官一等以下の參列諸員は、午前八時二・三十分頃第二朝集所に、大勳位以下勳一等以上の諸員は同八時四十分頃第一朝集所に、何れも參集を了り、指定の座席に著きて、休所掛大禮使高等官より儀式の大綱及式中の心得等に付きての說明を聽取する所あり。總員約二千二百名、何れも最高の儀服たる白下衣袴の大禮服又は正裝・通常禮服に威容を正し、劍光帽影相映ずる所、勳章の燦たる、金衣の爛たる相映照して眞に昭代の盛儀に副へり。女子の服裝は大禮服（マント・ド・クール）又は袿袴にして、紅黄白紫、絢爛の美

を極む。

皇族、王公族各殿下には、午前八時三十分皇宮御車寄より御參入、小御所に於て御著替あらせらる。內閣總理大臣以下の供奉諸員も亦、同時刻清所門より參入、直に著替を行ふ。

庭上參役者の著替所に於ては、掛員大禮使事務官金田才平、同鈴木重孝、大禮使事務囑託中田虎一は、衣紋方を督勵して、極力其の進行に勉め、著替を終りたる者をして、逐次朝集所北方廣間に整列せしむ。

庭上參役者掛大禮使事務官梅津美治郎、同前田治、同牟田口廉也、大禮使事務囑託清岡眞彥は著替を終りたる參役者に各威儀物を捧持せしめ、衞門、司鉦、司鼓、威儀物捧持、威儀の順序に從ひ、著替所入口を先頭として、二列縱隊に整列せしむ。午前八時二十四分右側は梅津大禮使事務官、左側は前田大禮使事務官前導して參進を開始し、南門外掖に到れば、衞門の

大禮使高等官左右各三人、一齊に著床、其の本位に就く。

衞門

右 大禮使典儀官 杉 宜 陳
同 同 日野西資忠
同 大禮使事務官 海老定德
左 同 金子武麿
同 同 菊地 白
同 大禮使典儀官 大金益次郎

衞門の裝束は、中世武官の服裝に則りたるものにして、單、下襲、半臂を重ね、大口、表袴を穿ち、袍は縹色とし、闕腋纔著、上に錦の禰襠を著け、錦攝腰を帶び、冠は卷纓にして緌を附す。緋の脛巾に絲鞋を穿ち、劍を佩び、黑蠟色平胡簶を負ひ同じく蠟色の弓を携ふ。次に司鉦、司鼓の大禮使高等官左右各一人は、同判任官左右各六人を率ゐて南門を入り、石段下に達したる時、左右に分れて前進す。其の本位に到るや、先頭の高等官先づ中央に留りて位置し、皆一齊に著床す。高等官は縫腋緋袍に石帶を著け、垂纓の冠を頂き、韈を穿つ。判任官は闕腋纔著の縹袍、細纓の冠に緌を付け白布の脛巾に絲鞋を穿つ。

司鉦、司鼓

右 大禮使書記 薗 廣 虎
鉦 同 同 山本孝則
同 同 山田定三郎
右 大禮使典儀官 安倍季功
鼓 同 同 大禮使書記 江尻安義
同 同 柴田美顯
同 同 竹內埜二
左 大禮使書記 多 久 元
鉦 同 同 林 喜太郎
同 同 根岸好太郎
左 大禮使典儀官 芝 忠 重
【左 大禮使書記 森 省 三

鼓 左 大禮使書記 小久保孝次
同 同 秋山謙次郎

次に威儀物捧持の大禮使高等官左右各二十人、皆垂纓の冠に或は黑袍、或は緋袍、或は縹袍を著し、紅兩面錦囊に納むる太刀、紅綾囊に納むる弓、紫綾囊に納むる壺胡簶、桙、楯等各、其の威儀物を捧持して、順次參進、其の本位に就く。

威儀物捧持

太刀
右 前列 大禮使事務官 泉 二 新熊
同 同 秋山正八
右 後列 同 平塚米次郎
同 同 村井二郎吉
左 前列 同 副島千八
同 同 下村壽一
左 後列 同 河田 烈
同 同 石黑忠篤
右 前列 大禮使事務官 北村耕造
同 同 富田松彥

弓

右 後列 大禮使事務官 村上義一
同 同 大禮使典儀官 伯爵 勸修寺經雄
左 前列 大禮使事務官 大熊喜邦
同 同 同 西山左內
左 後列 大禮使典儀官 間部彰
同 同 大禮使典儀官 子爵 久世通章

胡簶

右 前列 大禮使典儀官 子爵 野宮定茂
同 同 大禮使典儀官 末松茂治
右 後列 大禮使事務官 池田清
同 同 同 鈴木鎭雄
左 前列 大禮使典儀官 男爵 梶野行和
同 同 大禮使事務官 友田元效
左 後列 同 石田馨
同 同 殖田俊吉

梓

右 前列 大禮使典儀官 加藤正
同 同 同 伊東延吉
右 後列 同 寺尾進
同 同 同 山口巍
左 前列 同 田中信良
同 同 芝葛盛

楯

左 後列 大禮使典儀官 三枝茂智
同 同 中山詳一
右 前列 大禮使典儀官 松平乘統
同 同 同 細川利壽
右 後列 同 矢島正昭
同 同 同 清水規矩
左 前列 同 小池卯一郎
同 同 同 杉山六藏
左 後列 同 藤田包助
同 同 同 藤井宇多治郎

次に威儀の大禮使高等官左右各〻十人、前列は黑袍にして平胡簶を負ひ、後列は緋袍にして壺胡簶を負ふ。何れも弓を執り、挂甲・肩當を著け、巻纓の冠に緌を附す。胡簶及弓は梨子地なり。逐次參進して各〻其の本位に就く。

威儀本位

右 前列 大禮使參與官 二上兵治
同 同 大禮使參與官 男爵 四條隆英
同 同 同 子爵 仙石政敬

同 同 大禮使參與官 八田嘉明
同 同 大禮使事務官 松村眞一郎
右 後列 同 吉田茂
同 同 大禮使典儀官 堀江季雄
同 同 同 小林源松
同 同 同 山本直太郎
同 同 大禮使事務官 牛島省三
左 前列 大禮使參與官 上野季三郎
同 同 桑山鐵男
同 同 大角岑生
同 同 同 阿部信行
同 同 大禮使事務官 佐上信一
左 後列 大禮使典儀官 清水壯左久
同 同 大禮使事務官 成毛基雄
同 同 同 佐野正次
同 同 大禮使典儀官 伊夫伎準一
同 同 大禮使事務官 館哲二

以上庭上參役者總數八十八、堂堂進止の狀、眞個に一幅の古代繪巻を觀るが如く、一千年前の平安朝盛時、乍にして眼前に現出せるの想あらしむ。尚庭上參役の豫備員九人亦、何れも參進の準備を爲す。

豫備員

衛門(縹袍) 大禮使典儀官 濱田武
同 (同) 同 權藤要吉
太刀(黑袍) 大禮使事務官 畠山敏行
弓 (緋袍) 大禮使典儀官 松本正巳
胡簶(同) 大禮使事務官子爵 植松雅道
梓 (縹袍) 大禮使典儀官 伊手衡
楯 (同) 同 池田秀吉
威儀(黑袍) 大禮使參與官 入江貫一
同 (緋袍) 大禮使典儀官 高橋共三

掌典長公爵九條道實以下掌典部員等は、庭上參役者の參進開始と同時に、春興殿東簀子より南簀子に參進、掌典長は正面御扉前西側に、掌典次長子爵本多正復以下は同東側に北面して著座し、掌典立花寛篤、同子爵長谷信道は、南廂北側東寄の口より正面御扉内に入り左右に候す。服裝、高等官は總て束帶纓著 判任官

は衣冠單とす。

午前八時四十分振鈴の響き渡るを合圖に、第二朝集所の諸員參進の用意を爲す。先導掛大禮使典儀官男爵鍋島陸郎、同伯爵島津久範は先づ第二休所の諸員を誘導して幄舍に向ふ。鍋島典儀官は右側を進みて左幄舍に、島津典儀官は左側を進みて右幄舍に導く。諸員之に從ひて整整として二列に行進す。第三休所以下各休所の諸員、亦序を追ひて參進を續く。大禮使事務官子爵相馬孟胤、同男爵武井守成、同小槇和輔、同加藤內藏助、同關田繁里、大禮使典儀官高橋皐、同子爵北小路三郎、同子爵安藤信昭等其の間に斡旋す。既にして參進の先頭南門外に達すれば、鉦・鼓各〻三下して參進の合圖を爲す。諸員低頭、南門を入り大禮使事務官山縣武夫、同伯爵坊城俊良誘導の下に、分れて左右幄舍に到り、敬禮著床す。續いて大禮使高等官中本儀の配役無き者は、大禮使事務官土

岐政夫之を誘導して、兩幄舍末端第二朝集所の諸員の次に著床せしむ。

午前九時十分頃、大勳位伯爵東鄕平八郎、樞密院議長男爵倉富勇三郎以下第一朝集所の諸員は、大禮使參與官杉琢磨の誘導に依りて參進、天幕張廊下を經て南門を入り、大禮使事務官山邊知春誘導の下に、肅肅として左幄舍前端椅子席に著床す。

是より先、特派大使・使節竝隨員・同夫人は午前九時建禮門を經て、皇宮御車寄より參入、第三朝集所內の休所に入り、九時二十分大禮使事務官渡部信、同藤井啓之助、同岸倉松誘導の下に承明門前を過りて南門を入る。此の時、大禮使事務官醍醐忠直指揮の下に、鉦一下、諸員起立、以て締盟各國に敬意を致す。大使・使節右幄舍前端椅子席に著床終れば、鼓一下して諸員復床す。

曩に小御所に御參集、著替を終り給ひし雍仁親王、同妃、宣仁親王、載仁親王、同妃、博恭王、同妃、博義王、同妃、恒憲王、同妃、邦彥王、同妃、朝融王、守正王、同妃、多嘉王、同妃、鳩彥王妃、稔彥王、春仁王、同妃、李王、同妃、李堈公各殿下には、大禮使事務官子爵松平慶民、同岩波武信の御先導に依り、午前九時四十五分宜陽殿に御先著あらせらる。御服裝は殿下は束帶（纐纈著黑袍實にも嚴かに、妃殿下は五衣・唐衣・裳いとも貴やかにして、光彩陸離言はん方もあらず。內閣總理大臣男爵田中義一、內大臣伯爵牧野伸顯、宮內大臣一木喜德郎、侍從長伯爵珍田捨巳、式部長官公爵伊藤博邦、大禮使長官公爵近衞文麿等供奉諸員亦既に著替を了り、男子は束帶（纐纈著）女子は五衣唐衣裳にて、大禮使事務官高木三郎誘導、宜陽殿に進みて候す。

天皇陛下には、當日早旦御起床、御潔齋等の御ことありて、今日の吉き日を以て御一代無二の大典を擧げさせ給はんとす。天機殊の外麗しく、八時三十分御學問所に出御あり、乃ち侍從伯爵甘露寺受長、大禮使事務囑託子爵高倉永則奉仕、御束帶帛御袍を供し奉る。皇后陛下には侯爵夫人菊亭章子、伯爵夫人冷泉恭子、女官代生源寺伊佐雄等奉仕、白色帛の御五衣・御唐衣・御裳の儀服を供し奉る。訖りて　聖上に御手水・御笏を供し、次に　皇后宮に御手水・御檜扇を供し奉る。九時四十六分御學問所より宜陽殿に出御あらせらる。

是より先、賢所春興殿に於ては、樂師の奏する神樂歌「幣」の韻律嘹喨たり。立花、長谷の兩掌典、諸員起立敬禮の間に恭しく御簾を搴げ奉れば、九條掌典長檢知、本多掌典次長以下順次參進、飯・酒・酢・醬油・鹽・海月・鹽鮎・鹽鮑・鯛・鯖・鱸・鮭・蒲鉾・鱚・干鱚子・干鰺・鯣・干鰯・干飛魚・眞子・昆布・伊勢鹿尾菜・平茸・淺草海苔・和布・三島海苔・於期・青海苔・柿・栗・梨・搗栗・銀杏・柚・椿餅・小豆餅・羊羹・白米・菊紙等折敷高坏六基、折櫃四十合に盛られし

調理神饌及錦・綾・帛・絲・綿・細布・木棉・麻等の幣物を供す。此の間、樂師神樂歌を奏す。訖りて各〻座に復すれば、九條掌典長恭しく内陣に參進して「今日乃生日乃足日爾即位禮乎行波給布爲氐大前乎大御親齋伎祭良世給賀故爾禮代乃御幣帛奉利御食御酒乎始米種々乃物乎置足波志氐愼敬比仕奉良志給布事乎平良氣安良氣聞食世」と祝詞を奏上す。此の時、鉦一下、諸員起立敬禮し、祝詞訖りて鼓一下、諸員復床す。

祝詞の奏上九時五十八分を以て終了するや、大禮使事務官星野輝興之を大禮使事務官木下道雄に報じ、木下大禮使事務官は直に伊藤式部長官に報ず。式部長官茲に　兩陛下の出御を奏請し、十時四分　天皇陛下春興殿に出御。少ありて　皇后陛下同じく出御あらせらる。御冠の立纓は、高く仰がれて皇運無窮の進展を表徵し、純白無垢の御袍は、淸淨徹底なる天津日嗣の御神格と通融す。寶劍を御前に

神璽を御後にして、天祖に謁し給ふ御姿、現身直に皇祖の神靈に歸一ましまし、仰げば尊き今日にもある哉。皇后陛下、また雪白の御服、神神しく拜せらる。御先導及供奉の諸員何れも列次肅肅、所定の位置に在りて參進す。森嚴の趣、崇高の氣、言語に絕す。御列左の如し。

天皇陛下御列

式部長官 公爵伊藤博邦　宮内大臣 一木喜德郎　寶劍 侍從奉仕

子爵土屋正直　天皇陛下　御裾 侍從子爵牧野貞亮　神璽 侍從奉仕

子爵海江田幸吉　侍從長 伯爵珍田捨巳　侍從 永積寅彥　侍從 野口明

侍從武官長 奈良武次　侍從武官 今村信次郎　同 山内豐中

侍從武官 瀨川章友　同 蓮沼蕃

同 川岸文三郎　同 矢野機

同 住山德太郎　雍仁親王　宣仁親王

載仁親王　博恭王　博義王　恒憲王　邦彥王

朝融王　守正王　多嘉王　稔彥王　春仁王　李王

李堈公　内閣總理大臣 男爵田中義一　内大臣 伯爵牧野伸顯

大禮使長官 公爵近衞文麿

皇后陛下御列

式部次長 渡邊直達　皇后宮大夫 河井彌八　皇后陛下

御裾 皇后宮女官萬里小路ソデ

御裾 皇后宮女官山岡淑子　皇后宮女官長 竹屋志計子

雍仁親王妃　載仁親王妃　博恭王妃　博義王妃

恒憲王妃　邦彥王妃　守正王妃　多嘉王妃　鳩彥王妃

春仁王妃　李王妃　大禮使次官 鳩山一郎

出御の際、鉦一下、諸員起立、婦人にしてマント著用の者は此の際悉く之を脫せしむ。皇后宮供奉員春興殿南廂所定の位置に參進終りたる時、鼓一下、諸員復床す。春興殿御扉内は、九條掌典長の御先導に依りて進御、内陣の御座に著御あらせられ、侍從劍璽を内陣の案上に奉安し、御裾侍從と共に、南廂外陣の西方に退

き候す。親王以下の供奉員亦南廂右方所定の本位に就き、侍從武官長、侍從武官は北階下に留まり候す。皇后陛下同じく掌典長の御先導に依り內陣に參進、天皇陛下御座の東方に著御あらせらるれば、御裾の女官、南廂外陣の東に退下し、親王妃以下の供奉員、各〻南廂左方の本位に就く。尋いで掌典長、御玉串を捧げて內陣に參入、之を　聖上に奉れば、　聖上之を執らせ給ひて、親しく御拜禮あらせらる。時に十時十二分。鉦一下して諸員起立、訖りて御告文を奏せさせ給ふ。

掛卷母恐伎賢所乃大前爾恐美恐美母白久高天原爾事始米遠天皇乃御世御世彌高爾彌廣爾傳給悠天津高御座乃業乎皇祖考乃彌張利張爾彌進米進米神奈賀良天下乎調給比又皇考先朝乃御心乎御心止志皇風乎異域爾及志給奴御名寡德身乎以此乃大御業乎承繼伎今日乃生日乃足日爾卽位禮乎行志布止大前乎齋伎祭留事乎平久良氣安久良氣聞食志天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾大八洲豐葦原乃瑞穗國乎安國止平久良氣知食米給止倍白須事乎聞食止恐美恐美母白須

感激天地に滿ちて殿外聲なし。唯神威の御發現と仰がるる御鈴、森嚴なる靜肅を破りて響くあるのみ。御鈴の儀訖るや　皇后陛下、掌典長の捧ぐる御玉串を執らせられ、御拜禮。續いて皇族以下供奉諸員一齊に再拜す。訖りて劍璽の侍從內陣に參進して之に奉仕し、十時二十六分入御。次いで　皇后宮入御あらせらる。御先導、供奉、出御の時の如し。斯くて鼓一下、諸員復床す。十時三十五分鉦一下諸員起立、鉦二下と共に諸員一齊に拜禮。鼓一下、復床し、婦人はマントを著用す。

次いで神樂歌の奉奏裡に、掌典長以下奉仕して、幣物、神饌を撤下し、諸員起立敬禮の間に、御簾を垂れ奉り了れば、鼓一下、諸員復床す。十時五十分、鉦鼓各〻三下、特派大使、使節以下順次退下し、以て此の嚴古の盛儀滯無く訖らせらる。誠に一天四海民草の恐悅感激に堪へざる所なり。

大禮各儀に召さるべき者の範圍は、昭和三年七月二十六日官報大禮使彙報に揭ぐ。此の範圍の御採擇を仰ぐに就きては、廣く此の光榮に浴せしめられたきこと固よりなるも、式場等の關係に鑑み多數の增加を望み得ず、大正大禮の際に召されたる範圍に、官の新設或は諸般の權衡等を考慮し若干の增加を行へるに止む。之に據りて定められたる本儀參列者の範圍は左の如く、尙各國使臣及隨員竝夫人をも召させられたること上記の如し。

一大勳位　一樞密院議長
一內閣總理大臣　一元帥　大臣
一朝鮮總督　一瑞寶章
一內閣總理大臣タル前官　一以上夫人
ノ禮遇ヲ賜ハリタル者　一內閣書記官長
一國務大臣宮內大臣又ハ　一法制局長官
內大臣タル前官ノ禮遇　一賞勳局總裁
ヲ賜ハリタル者　一資源局長官
一樞密院副議長　一樞密院書記官長
一陸軍大將　海軍大將　一宮內次官
樞密顧問官　一侍從長
一親任官　一式部長官
一貴族院議長　衆議院議長　一宗秩寮總裁
一皇后宮大夫
一勳一等旭日桐花大綬章　一各省次官
一功一級　一各省參與官
一親任官ノ待遇ヲ賜ハリタル者　一特命全權公使
一公爵　一復興局長官
一從一位　一社會局長官
一勳一等　一專賣局長官
一旭日大綬章　一陸軍航空本部長
一寶冠章　一陸軍技術本部長

一憲兵司令官
一參謀次長
一教育總監部本部長
一步兵第十九旅團長
一海軍艦政本部長
一海軍航空本部長
一海軍軍令部次長
一獨立艦隊司令官
一要港部司令官
一控訴院長
一控訴院檢事長
一京都地方裁判所長
一京都地方裁判所檢事正
一帝國大學總長
一勅任官タル京都高等蠶業學校長
一勅任官タル第三高等學校長
一勅任官タル京都高等工藝學校長
一帝國學士院長
一帝國美術院院長
一製鐵所長官
一特許局長官
一京城帝國大學總長
一朝鮮總督府高等法院長
一朝鮮總督府高等法院檢事長
一朝鮮總督府道知事
一朝鮮總督府覆審法院長
一朝鮮總督府覆審法院檢事長
一臺北帝國大學總長
一臺灣總督府總務長官
一臺灣總督府高等法院長
一臺灣總督府高等法院檢察官長
一臺灣總督府州知事
一關東廳高等法院長
一樺太廳長官
一南洋廳長官
一貴族院書記官長
一衆議院書記官長
一警視總監
一北海道廳長官
一府縣知事
一貴族院副議長　衆議院副議長
一貴族院議員　衆議院議員
一道府縣會議長
一東京市長
一東京市會議長
一京都市長
一京都市會議長
一民間ニ在リテ特ニ功勞顯著ナル者
一各廳勅任官同待遇總代
一麝香間祗候總代
因に右參列範圍を大正大禮の際のものに比すれば資源局長官・各省參與官・特命全權公使・復興局長官・社會局長官・專賣局長官・陸軍航空本部長・陸軍技術本部長・憲兵司令官・參謀次長・教育總監部本部長・海軍艦政本部長・海軍航空本部長・海軍軍令部次長・勅任官たる京都高等蠶業學校長・帝國美術院院長・特許局長官・京城帝國大學總長・臺北帝國大學總長・臺灣總督府州知事・南洋廳長官・民間に在りて特に功勞顯著なる者・帝國美術院會員總代・私立大學長總代・南洋群島在住者總代等を加へ、又各廳勅任官總代及各廳奏任官總代を各廳勅任官同待遇總代及各廳奏任官同待遇總代として、其の待遇者を加へ、其の他制度の改廢に依り官名等に多少の異動あり。

一侯伯子男爵總代
一朝鮮貴族總代
一從四位以上有位者總代
一勳三等・功三級以上帶勳者總代
一錦鷄間祗候總代
一帝國學士院會員總代
一帝國美術院會員總代
一私立大學長總代
一神道各派總代
一佛教各派總代
一各廳奏任官同待遇總代
一朝鮮在住者總代
一臺灣在住者總代
一關東州在住者總代
一樺太在住者總代
一南洋群島在住者總代

上掲の資格者に該當し、本儀に召されたる者は、大勳位以下勳一等以上竝同夫人六百五十五人、高等官一等以下千六百三十一人、大禮使高等官(勳一等以上を除く)三百三十一人、特派大使・使節・隨員・以上夫人百人、合計二千七百十七人に達す。中に就き實際參列したるは、大勳位以下勳一等以上竝同夫人三百六十六人、高等官一等以下千五百四十九人、大禮使高等官二百二十九人、特派大使・使節・隨員・以上夫人九十二人にして、其の合計二千二百三十六人なり。本儀に召されたる者即ち左の如し。

備考　本儀に召されたる特派大使・使節・隨員の氏名は、第八編第一章に掲ぐるを以て之を略す。

大勳位伯爵　東鄕平八郎　夫人
同　公爵　西園寺公望
內閣總理大臣男爵　田中義一　夫人
樞密院議長男爵　倉富勇三郎　夫人
元帥陸軍大將伯爵　奥保鞏
元帥海軍大將子爵　井上良馨　內大臣伯爵　牧野伸顯　夫人
元帥陸軍大將子爵　上原勇作　鐵道大臣　小川平吉　夫人
宮內大臣　一木喜德郎　夫人
海軍大臣　岡田啓介
陸軍大臣　白川義則　夫人
商工大臣　中橋德五郎　夫人
大藏大臣　三土忠造　夫人
農林大臣　山本悌二郎

夫人
內務大臣 望月圭介
司法大臣 原 嘉道
夫人
遞信大臣 久原房之助
夫人
文部大臣 勝田主計
夫人
朝鮮總督 山梨半造
夫人
海軍大將伯爵 山本權兵衛
夫人
正三位勳一等 高橋是清
夫人
正二位勳一等子爵 清浦奎吾
夫人
從三位勳一等 若槻禮次郎
夫人
從二位勳一等子爵 後藤新平
正三位勳一等男爵 山本達雄
正三位勳一等 犬養 毅
夫人
正三位勳一等 水野錬太郎
夫人
樞密院副議長男爵 平沼騏一郎
樞密顧問官伯爵 伊東巳代治
夫人
同 男爵 九鬼隆一
同 子爵 金子堅太郎
同 男爵 久保田 讓
夫人
同 男爵 富井政章
夫人
同 侯爵 井上勝之助
夫人
同 男爵 平山成信
夫人
海軍大將 財部 彪
夫人
樞密顧問官子爵 石黑忠悳
同 伯爵 珍田捨巳
夫人
樞密顧問官男爵 山川健次郎
海軍大將 鈴木貫太郎
夫人
同 竹下 勇
夫人
樞密顧問官侯爵 黑田長成
同 男爵 古市公威
夫人
樞密顧問官 松室 致
夫人
同 江木千之
夫人
陸軍大將 鈴木莊六
夫人
同 奈良武次
夫人
樞密顧問官伯爵 內田康哉
夫人
陸軍大將 宇垣一成
夫人
樞密顧問官男爵 八代六郎
夫人
樞密顧問官 櫻井錠二
夫人
陸軍大將 武藤信義
夫人
樞密顧問官男爵 田 健治郎
夫人
樞密顧問官 荒井賢太郎
夫人
陸軍大將 井上幾太郎
夫人
海軍大將 加藤寬治
夫人
海軍大將男爵 安保清種
夫人
樞密顧問官 河合 操
夫人
陸軍大將男爵 安東貞美
夫人
陸軍大將 一戶兵衛
夫人
同 石原健三
夫人
陸軍大將 鈴木孝雄
夫人
樞密顧問官子爵 齋藤 實
夫人
樞密顧問官 鎌田榮吉
夫人
海軍大將 谷口尙眞
夫人
陸軍大將 田中國重
夫人
同 金谷範三
夫人
海軍大將男爵 日高壯之丞
夫人
同 男爵 出羽重遠
夫人
同 男爵 瓜生外吉
夫人
陸軍大將男爵 大井成元
夫人
海軍大將 山屋他人
夫人
同 有馬良橘
夫人
陸軍大將男爵 立花小一郎
夫人
陸軍大將 大迫尙道
夫人
同 秋山好古
夫人
海軍大將 吉松茂太郎
夫人
陸軍大將 本鄕房太郎
夫人
海軍大將 山下源太郎
夫人
陸軍大將 柴 五郎
夫人
陸軍大將男爵 內山小二郎
夫人

海軍大將　黑井悌次郎
夫　人
同　野間口兼雄
夫　人
同　栃内曾次郎
夫　人
陸軍大將　大庭二郎
夫　人
同　福田雅太郎
夫　人
同　町田經宇
夫　人
同　尾野實信
夫　人
海軍大將　小栗孝三郎
夫　人
同　井出謙治
夫　人
陸軍大將　田中弘太郎
同　菅野尚一
夫　人

特命全權大使男爵　松井慶四郎
夫　人
行政裁判所長官　窪田靜太郎
夫　人
特命全權大使　田付七太
夫　人
檢事　小山松吉
夫　人
會計檢査院長　水町袈裟六
夫　人
特命全權大使　松平恒雄
夫　人
同　田中都吉
夫　人
式部長官公爵　伊藤博邦
夫　人
陸軍大將　森岡守成
夫　人
海軍大將　百武三郎
夫　人
陸軍大將　磯村年
夫　人

判事　牧野菊之助
夫　人
關東長官　木下謙次郎
夫　人
朝鮮總督府政務總監　池上四郎
夫　人
臺灣總督　川村竹治
夫　人
判事　富谷鉎太郎
夫　人
同　横田秀雄
夫　人
貴族院議長公爵　徳川家達
夫　人
衆議院議長　元田肇
勳一等侯爵　李載覺
夫　人
同　伯爵　田中光顯
同　男爵　李允用
夫　人
同　侯爵　小松輝久
夫　人

夫　人
勳一等子爵　閔丙奭
夫　人
同　侯爵　山階芳麿
夫　人
勳一等大島健一
夫　人
勳一等伯爵　戸田氏共
夫　人
同　侯爵　久邇邦久
夫　人
勳一等曾我祐準
夫　人
勳一等侯爵　筑波藤麿
夫　人
同　侯爵　華頂博信
夫　人
同　伯爵　鹿島萩麿

朝鮮總督府中樞院顧問子爵　李夏榮
夫　人
朝鮮總督府中樞院顧問子爵　尹徳榮
夫　人
朝鮮總督府中樞院副議長　侯爵　朴泳孝
夫　人
學習院長　福原鎗二郎
夫　人
判事　田部芳
夫　人
同　馬場愿治
夫　人
朝鮮總督府判事　渡邊暢
夫　人
關東軍司令官　村岡長太郎
夫　人
臺灣軍司令官　菱刈隆
夫　人
判事　手塚太郎
夫　人
北海道帝國大學總長　佐藤昌介
夫　人
掌典長公爵　九條道實
夫　人

第十四師團長　宮地久壽馬
夫　人
近衛師團長　長谷川直敏
夫　人
第七師團長　渡邊錠太郎
夫　人
第十一師團長　小泉六一
夫　人
第六師團長　福田彦助
夫　人
朝鮮總督府中樞院顧問伯爵　高羲敬
夫　人
第三師團長　安滿欽一
夫　人
第十九師團長　渡邊壽
夫　人
佐世保鎮守府司令長官　古川鉉三郎
夫　人
横須賀鎮守府司令長官　吉川安平
夫　人
第十六師團長　松井兵三郎

夫人
行政制度審議會委員 馬場鍈一
同 南弘
夫人
特命全權公使 芳澤謙吉
夫人
第二十師團長 上原平太郎
夫人
第九師團長 永井來
夫人
第二師團長 赤井春海
夫人
行政制度審議會委員 高橋光威
夫人
第八師團長 眞崎甚三郎
夫人
判事 和仁貞吉
夫人
大禮使長官公爵 近衞文麿
夫人
第十師團長 本庄繁
夫人
第十二師團長 金山久松
夫人
第二艦隊司令長官 大谷幸四郎
夫人
特命全權公使 芳澤謙吉
夫人
行政制度審議會委員伯爵 小笠原長幹
夫人
行政制度審議會委員 粕谷義三
夫人
同 川原茂輔
夫人
資源局長官 宇佐美勝夫
夫人
警視總監 宮田光雄
夫人
東京警備司令官 岸本鹿太郎
夫人
第一師團長 畑英太郎
夫人
第五師團長 原口初太郎
夫人
第四師團長 林彌三吉
夫人
樞密院書記官長 二上兵治
夫人
京都帝國大學總長 荒木寅三郎
夫人
東京帝國大學總長 古在由直
夫人
宮內次官 關屋貞三郎
夫人
公爵 毛利元昭
夫人
公爵 德大寺公弘
夫人
公爵 島津忠重
夫人
公爵 大山柏
夫人
公爵 鷹司信輔
夫人
公爵 三條公輝
夫人
公爵 一條實孝
夫人
公爵 島津忠承
夫人
公爵 岩倉具榮
夫人
公爵 山縣有道
夫人
公爵 桂廣太郎
從一位侯爵 淺野長勳
勳一等伯爵 阪谷芳郎
夫人
同 子爵 栗野慎一郎
夫人
同 男爵 西島助義
夫人
同 男爵 木越安綱
夫人
同 子爵 實吉安純
夫人
同 男爵 沖原光孚
夫人
勳一等 服部一三
勳一等男爵 林權助
夫人
勳一等 村上敬次郎
勳一等男爵 山內長人
夫人
同 子爵 李載崐
夫人
同 子爵 權重顯
夫人
勳一等 安廣伴一郎
夫人
同 石塚英藏
夫人
同 佐藤愛麿
同 伊地知季珍
夫人
同 坂本一
同 南部辰丙
夫人
同 木村壯介
夫人
勳一等子爵 澁澤榮一
夫人
勳一等 長崎省吾
夫人
同 古川阪次郎
夫人
同 尾崎行雄
夫人
同 武富時敏
夫人
勳一等子爵 石井菊次郎
夫人
同 侯爵 尹澤榮
夫人
勳一等 仙波太郎
夫人
勳一等 川島令次郎
夫人
同 福田馬之助
同 市川清次郎
夫人

夫人
勳一等 床次竹二郎
夫人
勳一等男爵 幣原喜重郎
夫人
勳一等 西川虎次郎
夫人
同 高山公通
夫人
同 中島正武
夫人
同 白水淡
同 志岐守治
夫人
同 志水小一郎
夫人
同 近藤基樹
夫人
同 種子田右八郎
同 內田嘉吉
夫人

勳一等 岡田良平
夫人
同 伊藤乙次郎
夫人
同 鶴田禎次郎
夫人
同 宮田太郎
夫人
同 中島與曾八
夫人
同 筑紫熊七
夫人
同 千阪智次郎
夫人
同 中野直枝
夫人
同 田中政明
夫人
同 渡邊滿太郎
夫人
同 山路一善
夫人

夫人
勳一等 森山慶三郎
夫人
同 內田重成
夫人
同 稻垣三郎
夫人
同 星野庄三郎
夫人
同 本多忠夫
夫人
同 武內徹
夫人
勳一等子爵 高島友武
夫人
勳一等 堰原正直
夫人
同 濱口雄幸
夫人
同 江木翼
勳一等伯爵 兒玉秀雄
夫人

夫人
勳一等 鈴木喜三郎
夫人
同 淺田德則
同 和田彦次郎
夫人
同 山田彦八
夫人
同 藤田嗣章
同 秋月左都夫
夫人
同 藤井茂太
夫人
同 長岡外史
夫人
同 李家隆介
夫人
同 菅原通敬
夫人

勳一等 仙石貢
夫人
同 河本重次郎
夫人
同 弘田長
夫人
同 田中館愛橘
同 箕浦勝人
同 高田早苗
夫人
同 星野金吾
夫人
同 中澤岩太
夫人
勳一等子爵 松平乘承
勳一等 市來乙彥
夫人
同 小金井良精
夫人
同 荻野末吉
夫人

勳一等 戶祭文造
夫人
同 田中盛秀
夫人
同 長井長義
同 嘉納治五郎
夫人
同 小藤文次郎
夫人
同 三浦謹之助
同 岡實
夫人
同 白仁武
夫人
同 內野辰次郎
夫人
同 內田定槌
同 松井茂
夫人
同 若林賚藏

夫人
勳一等松村龍雄
夫人
同秋山雅之介
夫人
同岩村俊武
夫人
同岡喜七郎
夫人
同木佐木幸輔
夫人
同木村剛
夫人
同山中柴吉
夫人
同松浦善助
夫人
同石光眞臣
夫人
同東郷吉太郎
夫人

勳一等犬塚勝太郎
夫人
同谷口留五郎
夫人
同上山滿之進
同藤澤利喜太郎
夫人
同佐藤三吉
夫人
同片山國嘉
夫人
同眞野文二
夫人
同畑良太郎
同石川千代松
同川原袈裟太郎
夫人
同木場貞長
夫人
同井上哲次郎

夫人
勳一等山田陸槌
夫人
同松浦寛威
夫人
同小野寺重太郎
夫人
同仁尾惟茂
同舟越楫四郎
夫人
同横山又次郎
同南部麒次郎
夫人
勳一等男爵韓昌洙
夫人
勳一等西野元
夫人
同山之內一次
勳一等子爵入江爲守
夫人
勳一等田邊朔郎

夫人
勳一等小松謙次郎
夫人
同柚原完藏
夫人
勳一等男爵小原駩吉
夫人
勳一等小橋一太
夫人
同山川端夫
夫人
同楠瀨熊治
夫人
同松本重威
夫人
勳一等男爵岩崎久彌
夫人
同豐島直通
夫人
同本多熊太郎
夫人
同男爵三井八郎右衞門
夫人
勳一等土方寧
夫人

勳一等金井延
夫人
同齋藤半六
夫人
同大塚要
夫人
同福原佳哉
同柳原愛子
同田內三吉
夫人
同上田萬年
夫人
同井上一次
夫人
同入澤達吉
夫人
同竹上常三郎
夫人
同花井卓藏
夫人
同服部宇之吉

勳一等伊澤多喜男
夫人
同湯淺倉平
夫人
同引田·乾作
夫人
同平山信
夫人
同三上參次
夫人
同河村讓三郎
同相磯慥
夫人

夫人

參謀次長　南次郎
貴族院議員　北條時敬
大阪控訴院長　谷田三郎
宮內省御用掛　清水澄
朝鮮總督府高等法院檢事長　中村竹藏
貴族院議員男爵　斯波忠三郎
貴族院議員　小野塚喜平次
貴族院議員男爵　南部光臣
京都帝國大學教授　小川琢治
東京控訴院檢事長　三木猪太郎
東京帝國大學教授　塚本靖
朝鮮總督府法務局長　松寺竹雄
判事　板倉松太郎
特許局長官　崎川才四郎
帝室博物館總長　大島義脩
大阪控訴院檢事長　大田黑英記
東北帝國大學總長　井上仁吉
朝鮮總督府高等法院長　横田五郎
京都帝國大學教授　新城新藏
東京商科大學長　佐野善作

京城帝國大學教授　志賀潔
京都帝國大學教授　跡部定次郎
同　大井清一
東京帝國大學教授　稻田龍吉
九州帝國大學教授　荒川文六
東北帝國大學教授　林鶴一
九州帝國大學教授　君島八郎
同　降矢芳郎
子爵　小笠原長生
名古屋高等商業學校長　渡邊龍聖
廣島高等工業學校長　川口虎雄
東京帝國大學教授　矢作榮藏
京都帝國大學教授　神戶正雄
女子學習院長　松浦寅三郎
判事　嘉山幹一
檢事　林賴三郎
朝鮮總督府京城覆審法院男爵　眞鍋十藏
行政裁判所評定官　遠藤源六
製鐵所長官　中井勵作
檢事　奧村靖
京都地方裁判所檢事正　古賀行倫

東京帝國大學教授　山崎覺次郎
同　加藤正治
北海道帝國大學教授　新島善直
同　松村松年
東京美術學校長　正木直彥
司法技師　山下啓次郎
宇都宮高等農林學校長　佐藤義長
第五高等學校長　溝淵進馬
廣島控訴院長　今村恭太郎
判事　堀榮一
行政裁判所評定官　三宅德業
同　島村他三郎
宮城縣知事　牛塚虎太郎
東京府知事　平塚廣義
東京帝國大學教授　筧克彥
同　橫手千代之助
帝國學士院會員　姉崎正治
九州帝國大學教授　末廣忠介
東京帝國大學教授　吉江琢兒
同　中村清二
會計檢查院部長　河野秀男

判事　須賀喜三郎
檢事　古森幹枝
東京高等蠶絲學校長　本多岩次郎
上田蠶絲專門學校長　針塚長太郎
京京高等師範學校長　三宅米吉
東京帝國大學教授　諸戶北郎
專賣局部長　石井淳二郎
朝鮮總督府平安南道知事　青木戒三
李王職次官　篠田治策
陸軍軍醫總監　山田弘倫
判事　下山英五郎
第四高等學校長　武藤虎太
東北帝國大學教授　佐藤丑次郎
京京女子高等師範學校長　吉岡鄕甫
東北帝國大學教授　井上嘉都治
朝鮮總督府京畿道知事　米田甚太郎
朝鮮總督府京城覆審法院檢事長　草場林五郎
京都帝國大學教授　財部靜治
大藏技師　矢部規矩治
內閣統計局長　下條康麿
九州帝國大學教授　寺野寬二

專賣局長官　今北策之助
神奈川縣知事　池田宏
臺灣總督府臺北醫學專門學校長　堀內次雄
札幌控訴院檢事長　安達駿三郎
廣島控訴院檢事長　南谷知悌
陸軍主計總監　三井清一郎
長崎控訴院長　中西用德
九州帝國大學教授　野中季雄
東京帝國大學教授　吉田熊次
陸軍技術本部長　吉田豐彥
靜岡縣知事　長谷川久一
香川縣知事　元田敏夫
大阪高等工業學校長　堤正義
東北帝國大學教授　本多光太郎
東京帝國大學教授　吉田靜致
京都帝國大學教授　小西重直
東京帝國大學教授　澁澤元治
特命全權公使　菊池義郎
長崎控訴院檢事長　光行次郎
名古屋控訴院檢事長　皆川治廣
鳥取高等農業學校長　山田玄太郎

浦和高等學校長　茨木清次郎
旅順工科大學長　井上禧之助
海軍航空本部長　山本英輔
朝鮮總督府學務局長　李軫鎬
社會局長官　長岡隆一郎
宮城控訴院檢事長　吉益俊次
檢事　矢追秀作
札幌控訴院長　成田惟忠
兵庫縣知事　長延連
名古屋控訴院長　立石謙輔
宮崎縣知事　山岡國利
陸軍中將　緒方勝一
陸軍法務官　中山庸次郎
朝鮮總督府鐵道局長　大村卓一
朝鮮總督府內務局長　生田清三郎
新潟醫科大學長　澤田敬義
工業試驗所技師　小寺房治郎
同　莊司市太郎
東京帝國大學教授　內丸最一郎
遞信省工務局長　稻田三之助
判事　荒井操

鎮海要港部司令官　海軍造兵中將　伍　堂　卓　雄
遞信省管船局長　海軍造兵中將　伍　堂　卓　雄
鐵道省經理局長　熊本高等工業學校長　鈴　木　大　森
鐵道省運輸局長　廣島高等師範學校長　男爵　李　家　恒
鐵道省監督局長　熊本高等工業學校長　三　浦　鍋　太　郎
鐵道省經理局長　矢　田　部　良　造
陸軍中將　福　崎　延　次　郎
同　佐　藤　三　之　助
同　三　好　一　國
富山縣知事　白　根　竹　介
司法政務次官　濱　田　玄　信
商工政務次官　吉　植　庄　一　郎
鐵道政務次官　上　埜　安　太　郎
海軍政務次官　內　田　信　也
陸軍政務次官　竹　內　友　治　郎
文部政務次官　山　崎　達　之　輔
內務政務次官　秋　山　定　輔
大藏政務次官　大　口　喜　六
農林政務次官　東　武

朝鮮總督府中樞院顧問　男爵　閔　泳　綺
朝鮮總督府中樞院顧問　子爵　閔　泳　韶
朝鮮總督府中樞院顧問　子爵　閔　泳　煥
朝鮮總督府中樞院顧問　子爵　閔　泳　徽
朝鮮總督府中樞院顧問　子爵　閔　泳　達
朝鮮總督府中樞院顧問　子爵　閔　泳　璇
朝鮮總督府中樞院顧問　子爵　閔　泳　韶
朝鮮總督府中樞院顧問　子爵　閔　泳　綺

| | | |

朝鮮總督府咸鏡北道知事　陸軍少將　鄭　雲　復
慶尚北道知事　陸軍少將　安　遠　民
朝鮮總督府交通局鐵道部長　陸軍少將　岡　三　次
帝國美術院會員　陸軍少將　田　日　政
九州帝國大學教授　明治專門學校長　春　田　鎭　治
京都高等工藝學校長　秋　田　鎭　三
秋田鎭山專門學校長　村　上　宇　一
山形高等學校長　平　澤　萬　次　郎
北海道帝國大學教授　齋藤總督府交通局技師　今　田　季　治　郎
齋藤總督府交通局技師　池　田　村　金　太　郎
農林技師　岡　尾　田　信　忠
陸軍教授　尾　刑　部　齊　吉
海軍主計少將　刑　部　祐　吉
大湊要港部司令官　島　伊　藤　橋　孝　三　郎
海軍造機少將　伊　藤　田　今　朝　一
同　高　橋　田　尙　德
海軍少將　藤　橋　三　吉
馬公要港部司令官　七　百　濟　文　利
奈良縣知事　岡　本　一　郎
東京帝國大學教授　緒　方　知　三
朝鮮總督府忠清北道知事　雄　復
朝鮮總督府慶尚北道知事　朝鮮總督府全羅北道參與官　檜　皐　朴　韓
朝鮮總督府全羅北道知事　金　相　圭
朝鮮總督府慶尚北道知事　大　江　英　新　太　郎
內務技師　大　金　原　英　太　郎
山形縣知事　篠　原　英　太　郎
茨城縣知事　森　篠　原　英　太　郎
社會局部長　大　野　縫　一　郎
茨城縣知事　大　岡　縫　一　郎
海軍主計少將　刑　部　齊　吉　郎
北樺太派遣軍參謀長　刑　部　齊　吉　郎
外務省歐米局長　堀　高　千　穗　政　光　郎
第一遣外艦隊司令官　堀　松　田　村　金　太　郎
朝鮮總督府專賣局長　松　田　季　治　郎
朝鮮總督府專賣局長　松　田　季　治　郎
高知高等學校長　柳　川　本　平　順　重
陸軍少將　柳　川　平　助
靜岡高等學校長　西　堀　川　順　重
堀　矢　野　謙　季　治　郎
檢事　野　村　季　治　郎
朝鮮總督府土地改良部長　松　村　竹　脩　介　一　郎
同　松　木　鹽　梅　吉　郎
農林參與官　松　木　山　永　脇　破　竹　脩　介　一　郎
海軍參與官　松　本　君　平　盛　建　彥　治　里　之　助
商工參與官　村　本　君　平　盛　建　彥　治　里　之　助
牧　砂　松　松　木　鹽　矢　堀　西　柳　松　向　堀　高　高　野　大　岡　縫　一　郎
野　田　本　村　村　野　野　川　本　平　金　正　親　一　昭　吉　郎　劍　郎　鎭　毅　復
良　重　君　松　向　季　慎　重　順　平　金　正　親　一　昭　吉　郎　劍　郎　鎭　毅　復
三　政　平　盛　建　彥　治　里　之　助　誠　一　昭　吉　郎　劍　郎　鎭　毅　復

文部省專門學務局長　長野縣知事　千　葉　了　猪　一　純　多　利　郎
新潟縣知事　大藏參與官　山　口　義　正　米　郎　四　雄
大藏參與官　文部參與官　安　藤　正　新　太　郎
文部參與官　鐵道參與官　志　賀　和　多　利　郎
鐵道參與官　內務參與官　加　藤　久　米　四　郎
內務參與官　保險事務官　向　井　俠
保險事務官　鑛山監督局長　柴　山　雄
關東廳高等法院長　土　中　屋　松　山
遞信參與官　片　土　中　柴
遞信參與官　向　井　俠
樺太廳長官　內務技師　大　金　原　英　太　郎
內務技師　大　金　朴　韓
和歌山高等商業學校長　檜　皐
福岡高等學校長　竹　內　佐　太　郎
九州帝國大學教授　緒　方　知　三
奈良縣知事　岡　本　一　郎
馬公要港部司令官　七　百　濟　文　利
海軍少將　藤　橋　田　尙　德
同　高　橋　三　吉
海軍造機少將　伊　藤　田　今　朝　一
海軍主計少將　島　藤　孝　三　郎
大湊要港部司令官　島　藤　孝　三　郎
海軍主計少將　刑　部　祐　吉
陸軍教授　尾　刑　部　齊　吉
農林技師　岡　尾　田　信　忠
齋藤總督府交通局技師　池　田　村　金　太　郎
齋藤總督府交通局技師　池　田　季　治　郎
北海道帝國大學教授　今　田　季　治　郎
山形高等學校長　平　澤　萬　次　郎
秋田鎭山專門學校長　村　上　宇　一
京都高等工藝學校長　秋　田　鎭　三
明治專門學校長　春　田　鎭　治
九州帝國大學教授　明治專門學校長　春　田　鎭　治
帝國美術院會員　陸軍少將　田　日　政
陸軍少將　同　石　服　峯
慶尚北道知事　陸軍少將　鄭　雲　復
朝鮮總督府咸鏡北道知事　陸軍少將　郷　岡　三　郎
慶北道知事　陸軍少將　安　遠　民
朝鮮總督府咸鏡北道知事　陸軍少將　岡　三　郎　治
帝國美術院會員　陸軍少將　田　日　政
九州帝國大學教授　明治專門學校長　春　田　鎭　治
京都高等工藝學校長　秋　田　鎭　三
秋田鎭山專門學校長　村　上　宇　一
山形高等學校長　平　澤　萬　次　郎
北海道帝國大學教授　今　田　季　治　郎
齋藤總督府交通局技師　池　田　村　金　太　郎
農林技師　岡　尾　田　信　忠
陸軍教授　尾　刑　部　齊　吉
海軍主計少將　刑　部　祐　吉
大湊要港部司令官　島　藤　孝　三　郎
海軍造機少將　伊　藤　田　今　朝　一
同　高　橋　田　尙　德
海軍少將　藤　橋　三　吉
馬公要港部司令官　七　百　濟　文　利
奈良縣知事　岡　本　一　郎
東京帝國大學教授　緒　方　知　三
朝鮮總督府忠清北道知事　雄　復
朝鮮總督府慶尚北道知事　朝鮮總督府全羅北道參與官　檜　皐　朴　韓
朝鮮總督府全羅北道知事　金　相　圭
朝鮮總督府慶尚南道知事　大　江　英　新　太　郎
內務技師　大　金　原　英　太　郎
山形縣知事　篠　原　英　太　郎
茨城縣知事　森　篠　原　英　太　郎
社會局部長　大　野　縫　一　郎
茨城縣知事　大　岡　縫　一　郎
海軍主計少將　刑　部　齊　吉　郎
北樺太派遣軍參謀長　刑　部　齊　吉　郎
外務省歐米局長　堀　高　千　穗　政　光　郎
第一遣外艦隊司令官　堀　松　田　村　金　太　郎
朝鮮總督府專賣局長　松　田　季　治　郎
朝鮮總督府專賣局長　松　田　季　治　郎
高知高等學校長　柳　川　本　平　順　重
陸軍少將　柳　川　平　助
靜岡高等學校長　西　堀　川　順　重
堀　矢　野　謙　季　治　郎
檢事　野　村　季　治　郎
朝鮮總督府土地改良部長　松　村　竹　脩　介　一　郎
同　松　木　鹽　梅　吉　郎
農林參與官　松　木　山　永　脇　破　竹　脩　介　一　郎
海軍參與官　松　本　君　平　盛　建　彥　治　里　之　助
商工參與官　村　本　君　平　盛　建　彥　治　里　之　助
牧　砂　松　松　木　鹽　矢　堀　西　柳　松　向　堀　高　高　野　大　岡　縫　一　郎
野　田　本　村　村　野　野　川　本　平　金　正　親　一　昭　吉　郎　劍　郎　鎭　毅　復
良　重　君　松　向　季　慎　重　順　平　金　正　親　一　昭　吉　郎　劍　郎　鎭　毅　復
三　政　平　盛　建　彥　治　里　之　助　誠　一　昭　吉　郎　劍　郎　鎭　毅　復

山口高等商業學校長　陸軍主計監　佐　野　會
京都帝國大學教授　陸軍少將　厚　東　篤　太　郎　亨
東京帝國大學教授　帝室林野局技師　杉　尾　田　嘉　治　郎　輔
東京高等商業學校長　帝室林野局技師　澤　嘉　壽　治　郎
第八高等學校長　臨時　本　繁　吉　郎　雄
廣島高等學校長　子爵　原　英　次　郎　三
大阪高等學校長　陸軍少將　山　盛　爲　一　郎　輔
福岡高等工業學校長　田　造　彌　吉
長岡高等工業學校長　田　村　金　太　郎
農林技師　岡　尾　田　信　忠
陸軍教授　尾　刑　部　齊　吉
海軍主計少將　刑　部　祐　吉
大湊要港部司令官　島　藤　孝　三　郎
海軍造機少將　伊　藤　田　今　朝　一
同　高　橋　田　尙　德
海軍少將　藤　橋　三　吉
馬公要港部司令官　七　百　濟　文　利
奈良縣知事　岡　本　一　郎
東京帝國大學教授　緒　方　知　三
朝鮮總督府忠清北道知事　雄　復
朝鮮總督府慶尚北道知事　朝鮮總督府全羅北道參與官　檜　皐　朴　韓
朝鮮總督府全羅北道知事　金　相　圭
朝鮮總督府慶尚南道知事　大　江　英　新　太　郎
內務技師　大　金　原　英　太　郎
山形縣知事　篠　原　英　太　郎
茨城縣知事　森　篠　原　英　太　郎
社會局部長　大　野　縫　一　郎
茨城縣知事　大　岡　縫　一　郎
海軍主計少將　刑　部　齊　吉　郎
北樺太派遣軍參謀長　刑　部　齊　吉　郎
外務省歐米局長　堀　高　千　穗　政　光　郎
第一遣外艦隊司令官　堀　松　田　村　金　太　郎
朝鮮總督府專賣局長　松　田　季　治　郎
朝鮮總督府專賣局長　松　田　季　治　郎
高知高等學校長　柳　川　本　平　順　重
陸軍少將　柳　川　平　助
靜岡高等學校長　西　堀　川　順　重
堀　矢　野　謙　季　治　郎
檢事　野　村　季　治　郎
朝鮮總督府土地改良部長　松　村　竹　脩　介　一　郎
同　松　木　鹽　梅　吉　郎
農林參與官　松　木　山　永　脇　破　竹　脩　介　一　郎
海軍參與官　松　本　君　平　盛　建　彥　治　里　之　助
商工參與官　村　本　君　平　盛　建　彥　治　里　之　助
牧　砂　松　松　木　鹽　矢　堀　西　柳　松　向　堀　高　高　野　大　岡　縫　一　郎
野　田　本　村　村　野　野　川　本　平　金　正　親　一　昭　吉　郎　劍　郎　鎭　毅　復
良　重　君　松　向　季　慎　重　順　平　金　正　親　一　昭　吉　郎　劍　郎　鎭　毅　復
三　政　平　盛　建　彥　治　里　之　助　誠　一　昭　吉　郎　劍　郎　鎭　毅　復

內閣印刷局技師　丸　古　井
岩手縣知事　丸　古　井
陸軍少將　古　井
遞信參與官　向　井　俠
鐵道參與官　志　賀　和　多　利　郎
內務參與官　加　藤　久　米　四　郎
保險事務官　柴　山　雄
鑛山監督局長　柴　山　雄
關東廳高等法院長　土　中　屋　松　山
遞信參與官　片　土　中　柴
樺太廳長官　內務技師　大　金　原　英　太　郎
內務技師　大　金　朴　韓
和歌山高等商業學校長　檜　皐
福岡高等學校長　竹　內　佐　太　郎
九州帝國大學教授　緒　方　知　三
奈良縣知事　岡　本　一　郎
馬公要港部司令官　七　百　濟　文　利
海軍少將　藤　橋　田　尙　德
同　高　橋　三　吉
海軍造機少將　伊　藤　田　今　朝　一
海軍主計少將　島　藤　孝　三　郎
大湊要港部司令官　島　藤　孝　三　郎
海軍主計少將　刑　部　祐　吉
陸軍教授　尾　刑　部　齊　吉
農林技師　岡　尾　田　信　忠
齋藤總督府交通局技師　池　田　村　金　太　郎
齋藤總督府交通局技師　池　田　季　治　郎
北海道帝國大學教授　今　田　季　治　郎
山形高等學校長　平　澤　萬　次　郎
秋田鎭山專門學校長　村　上　宇　一
京都高等工藝學校長　秋　田　鎭　三
明治專門學校長　春　田　鎭　治
九州帝國大學教授　明治專門學校長　春　田　鎭　治
帝國美術院會員　陸軍少將　田　日　政
陸軍少將　同　石　服　峯
慶尚北道知事　陸軍少將　鄭　雲　復
朝鮮總督府咸鏡北道知事　陸軍少將　郷　岡　三　郎
慶北道知事　陸軍少將　安　遠　民
朝鮮總督府咸鏡北道知事　陸軍少將　岡　三　郎　治
帝國美術院會員　陸軍少將　田　日　政
九州帝國大學教授　明治專門學校長　春　田　鎭　治
京都高等工藝學校長　秋　田　鎭　三
秋田鎭山專門學校長　村　上　宇　一
山形高等學校長　平　澤　萬　次　郎
北海道帝國大學教授　今　田　季　治　郎
齋藤總督府交通局技師　池　田　村　金　太　郎
農林技師　岡　尾　田　信　忠
陸軍教授　尾　刑　部　齊　吉
海軍主計少將　刑　部　祐　吉
大湊要港部司令官　島　藤　孝　三　郎
海軍造機少將　伊　藤　田　今　朝　一
同　高　橋　田　尙　德
海軍少將　藤　橋　三　吉
馬公要港部司令官　七　百　濟　文　利
奈良縣知事　岡　本　一　郎
東京帝國大學教授　緒　方　知　三
朝鮮總督府忠清北道知事　雄　復
朝鮮總督府慶尚北道知事　朝鮮總督府全羅北道參與官　檜　皐　朴　韓
朝鮮總督府全羅北道知事　金　相　圭
朝鮮總督府慶尚南道知事　大　江　英　新　太　郎
內務技師　大　金　原　英　太　郎
山形縣知事　篠　原　英　太　郎
茨城縣知事　森　篠　原　英　太　郎
社會局部長　大　野　縫　一　郎
茨城縣知事　大　岡　縫　一　郎
海軍主計少將　刑　部　齊　吉　郎
北樺太派遣軍參謀長　刑　部　齊　吉　郎
外務省歐米局長　堀　高　千　穗　政　光　郎
第一遣外艦隊司令官　堀　松　田　村　金　太　郎
朝鮮總督府專賣局長　松　田　季　治　郎
朝鮮總督府專賣局長　松　田　季　治　郎
高知高等學校長　柳　川　本　平　順　重
陸軍少將　柳　川　平　助
靜岡高等學校長　西　堀　川　順　重
堀　矢　野　謙　季　治　郎
檢事　野　村　季　治　郎
朝鮮總督府土地改良部長　松　村　竹　脩　介　一　郎
同　松　木　鹽　梅　吉　郎
農林參與官　松　木　山　永　脇　破　竹　脩　介　一　郎
海軍參與官　松　本　君　平　盛　建　彥　治　里　之　助
商工參與官　村　本　君　平　盛　建　彥　治　里　之　助
牧　砂　松　松　木　鹽　矢　堀　西　柳　松　向　堀　高　高　野　大　岡　縫　一　郎
野　田　本　村　村　野　野　川　本　平　金　正　親　一　昭　吉　郎　劍　郎　鎭　毅　復
良　重　君　松　向　季　慎　重　順　平　金　正　親　一　昭　吉　郎　劍　郎　鎭　毅　復
三　政　平　盛　建　彥　治　里　之　助　誠　一　昭　吉　郎　劍　郎　鎭　毅　復

高雄州知事　太田吾一
臺中州知事　生駒高常
松本高等學校長　森　卷吉
松山高等學校長　金子幹太
福島高等商業學校長　伊藤仁吉
姬路高等學校長　山內雄太郎
彥根高等商業學校長　矢野貫城
高松高等商業學校長　澤田源一
弘前高等學校長　鈴木信太郎
青森縣知事　吉村哲三
陸軍主計監　加藤鈴三
臺灣總督府高等法院檢察官長　岩松玄十
群馬縣知事男爵　大森佳一
鹿兒島縣知事　後藤多喜藏
京都帝國大學教授　菊池秋雄
三重縣知事　原田維織
岐阜縣知事　金澤正雄
秋田縣知事　鯉沼　巖
步兵第十九旅團長　小杉武司
陸軍少將　藤井一彥
同　佐藤信亮

陸軍少將　瀧原三郎
陸軍參與官　八田宗吉
朝鮮總督府事務官　白銀朝則
佐賀縣知事　新庄祐治郎
德島縣知事　山下謙一
福井縣知事　小濱淨鑛
行政裁判所評定官　木村德之助
大分縣知事　久米成夫
東京音樂學校教授　安藤　幸
司法參與官　磯部　尙
商工省工務局長　吉野信次
東京帝國大學教授　山川　洵
陸軍少將　中谷勘作
同　清水喜重
同　櫻井源之助
陸軍軍醫監　堀口正文
東京高等齒科醫學校長　島峰　徹
宮崎高等農林學校長　松岡忠一
文部省實業學務局長　赤間信義
海軍少將　酒井忠利
同　岩崎達人

海軍少將　木村浩吉
男爵　名和長憲
陸軍少將　山崎義重
同　足達龜治
海軍少將　外波辰三郎
貴族院議員男爵　上田兵吉
陸軍主計監　矢上英太郎
貴族院議員男爵　伊藤安吉
衆議院議員　佐藤安之助
陸軍少將　奧田爲熊
貴族院議員男爵　鍋島直明
陸軍主計監　八木　籬
伯爵　佐野常羽
海軍少將　野崎小十郎
貴族院議員男爵　千田嘉平
海軍少將　櫻井眞清
同　木村貫一
海軍主計少將　宇土兵藏
貴族院議員子爵　朽木綱貞
陸軍少將　古田喜久哉
貴族院議員子爵　花房太郎

海軍造兵少將　吉田太郎
陸軍少將　平野秋夫
貴族院議員伯爵　溝口直亮
陸軍少將　鎌田武彥
同　工藤貞喜
衆議院議員　漢那憲和
海軍少將　寺岡平吾
陸軍少將　淺井光三郎
子爵　田村丕顯
子爵　松平保男
貴族院議員　三宅　秀
同　石井省一郎
同　室田義文
同　藤田四郎
同　原　保太郎
同　石渡敏一
同　倉知鐵吉
同　大山綱昌
同　安藥兼道
同　大谷　靖
錦鷄間祇候　向井　巖

貴族院議員　田所美治
公立大學長　河田嗣郎
宮內省御用掛子爵　松浦　靖
貴族院議員　新渡戶稻造
貴族院議員男爵　北里柴三郎
同　伯爵　松浦　厚
同　伯爵　柳澤保惠
男爵　南岩倉具威
貴族院議員子爵　牧野忠篤
官幣大社熱田神宮宮司　野田菅麿
公立大學長　山崎正薰
貴族院議員男爵　福原俊丸
公立大學長　楠本長三郎
帝室博物館事務官　久保田　鼎
東京商科大學附屬商學專門部教授　山口鋭太
東京醫學校長　樋口長市
貴族院議員　玉利喜造
貴族院議員男爵　中島久萬吉
貴族院議員　內藤久寬
公立實業專門學校長　赤星朝暉
女子學習院教授　兒玉錦平

朝鮮總督府中樞院參議　尹　甲炳
御歌所寄人　阪　正臣
貴族院議員　德富猪一郎
同　松本烝治
貴族院議員子爵　大河內正敏
公立大學長　藤井靜英
臨時帝室編修局御用掛　本多辰次郎
貴族院議員男爵　長松篤棐
司法書記官　近藤三郎
典獄　有馬四郎助
同　坪井直彥
南洋廳技師　中西助一
地方技師　村山喜一郎
貴族院議員子爵　青木信光
公立高等學校長　柴山槐郎
帝室林野局技師　東　鄕　直
鐵道局技師　宗方次郎
佛教各派總代　竹田默雷
神道各派總代　井上信鐵
貴族院議員伯爵　松木宗隆
同　伯爵　寺島誠一郎

貴族院議員伯爵　川村鐵太郎
同　伯爵　奥平昌恭
貴族院議員子爵　稻垣太祥
貴族院議員伯爵　松平賴壽
同　伯爵　樺山愛輔
伯爵　藤堂高紹
貴族院議員男爵　船越光之丞
伯爵　上杉憲章
貴族院議員伯爵　二荒芳德
同　伯爵　堀田正恒
伯爵　大原重明
貴族院議員子爵　前田利定
衆議院議員　田　昌
貴族院議員　川崎卓吉
同　木村清四郎
同　川上親晴
同　阪本釰之助
同　笠井信一
衆議院議員　俵　孫一
貴族院議員子爵　水野　直
貴族院議員　大津淳一郎
同　關　直彥
勳二等　柴田駒三郎

勳二等　宮尾舜治
衆議院議員　中村　巍
同　若宮貞夫
貴族院議員　岡田文次
勳二等　肥後八次
衆議院議員　赤塚正助
勳二等　池松時和
貴族院議員男爵　藤田平太郎
國　琢磨
貴族院議員　太田政弘
衆議院議員　田中隆三
貴族院議員　鍋島桂次郎
衆議院議員　安達謙藏
同　片岡直溫
貴族院議員子爵　井上匡四郎
衆議院議員　町田忠治
同　藤澤幾之輔
同　井上孝哉
同　末松偕一郎
同　森田　茂
同　池田敬八

貴族院議員子爵　高倉永則
同　子爵　藤谷爲寛
同　子爵　樋口誠康
子爵　梅小路定行
貴族院議員子爵　毛利高範
同　子爵　松平直平
同　子爵　冷泉爲勇
同　子爵　小倉英季
子爵　細川利文
貴族院議員子爵　伊集院彬知
子爵　南部利克
子爵　慈光寺恭仲
貴族院議員子爵　五辻治仲
子爵　細川立興
子爵　芝山孝豐
貴族院議員子爵　櫛笥隆督
同　子爵　西大路吉光
子爵　奥田直恭
貴族院議員子爵　柳生俊久
子爵　田中阿歌麿
貴族院議員子爵　今城定政

貴族院議員子爵　吉田清風
同　子爵　本多忠鋒
子爵　岩下家一
貴族院議員子爵　豐岡圭資
同　子爵　籔　篤麿
同　子爵　秋月種英
同　子爵　伊東祐弘
同　子爵　片桐貞央
同　子爵　大河內輝耕
子爵　大岡忠量
貴族院議員子爵　白川資長
同　子爵　野村益三
子爵　立見豐丸
子爵　東　胤祿
貴族院議員子爵　池田政時
同　子爵　米津政賢
同　子爵　清岡長言
同　子爵　八條隆正
同　子爵　立花種忠
同　子爵　保科正昭
子爵　松平定晴

貴族院議員子爵　伊東二郎丸
同　子爵　新庄直知
同　子爵　石川成秀
同　子爵　曾我祐邦
同　子爵　森　俊成
同　子爵　秋田重季
同　子爵　井伊直方
同　子爵　渡邊千冬
同　子爵　東園基光
子爵　鳥居忠一
貴族院議員子爵　牧野一成
同　子爵　戸澤正巳
子爵　水無瀨忠政
子爵　富小路隆直
貴族院議員子爵　渡邊七郎
同　子爵　織田信恒
同　子爵　秋元春朝
子爵　戸田康保
子爵　小笠原　恒
貴族院議員子爵　西尾忠方
子爵　細川興治

子爵　鍋島直庸
貴族院議員子爵　裏松友光
子爵　内藤政光
貴族院議員子爵　岩城隆徳
同　子爵　大浦兼一
子爵　毛利元恒
貴族院議員子爵　鍋島直縄
同　子爵　稅所篤秀
子爵　大久保忠春
子爵　李埼鎔
子爵　安部信明
子爵　植村家治
子爵　大久保教尚
子爵　吉川元光
貴族院議員子爵　米倉昌達
子爵　三宅忠強
子爵　梅園篤彦
子爵　閔忠植
子爵　六條有直
子爵　河鰭實英
子爵　高橋是賢

男爵　高千穗宣麿
貴族院議員男爵　紀俊秀
男爵　山内豊政
男爵　村上隆吉
從三位　原靜雄
京都市長　土岐嘉平
貴族院議員男爵　千秋季隆
同　男爵　北大路實信
同　男爵　北河原公平
同　男爵　安場末喜
男爵　永山武敏
貴族院議員男爵　黒川幹太郎
同　男爵　神山郡昭
花田仲之助
功三級　中村勉作
勳三等　矢野清史
同　新納司
貴族院議員　加藤政之助
同　杉田定一
同　鮫島武之助
衆議院議員　大竹貫一

衆議院議員　降旗元太郎
同　西村丹治郎
勳三等　中島藤次郎
衆議院議員　秦豐助
貴族院議員　湯地幸平
勳三等　中川正左
貴族院議員　井上準之助
衆議院議員　添田敬一郎
山下龜三郎
貴族院議員　松本剛吉
陸軍砲兵大佐　垣内豊楠
貴族院議員男爵　有地藤三郎
同　男爵　上村從義
海軍機關大佐　城戸忠彦
貴族院議員　赤池濃
同　志村源太郎
同　根津嘉一郎
海軍大佐　堀悌吉
浅野總一郎
海軍大佐　瀧田吉郎
貴族院議員　鵜澤總明

勳三等　大谷嘉兵衛
貴族院議員　中村純九郎
勳三等　又重完吾
男爵　岩崎小彌太
村山龍平
本山彦一
勳三等　安東久次郎
衆議院議員　菅原傳
同　中西六三郎
貴族院議員　金子元三郎
同　竹越與三郎
衆議院議員　宮古啓三郎
同　松本孫右衛門
朝鮮總督府道慈惠醫院醫官　花井善吉
公立實業學校長　鈴木武太郎
衆議院議員　横堀治三郎
貴族院議員男爵　井上清純
同　男爵　大鳥富士太郎
慶應義塾大學總長　林毅陸
衆議院議員　井出繁三郎
貴族院議員　永田秀次郎

陸軍歩兵大佐　香月清司
海軍軍醫大佐　山下奉表
勳三等　美濃部俊吉
海軍主計大佐　淡輪敏雄
堀啓次郎
土方久徵
陸軍工兵大佐　青柳和夫
陸軍騎兵大佐　市瀬源助
男爵　箙手田龍
勳三等　深江壽滿雄
同　猪谷不美男
同　影山銑三郎
衆議院議員　岡田忠彦
勳三等　坂部祐四郎
陸軍一等主計正　長野捨吉
海軍大佐　藤吉峻
衆議院議員　黒金泰義
勳三等　矢島彪
朝鮮在住者總代　亥角仲藏
勳三等　山口熊野
貴族院議員男爵　辻太郎

衆議院議員　小川鄉太郎
海軍大佐　尾本知
貴族院議員　稻畑勝太郎
衆議院議員　松田源治
勳三等　佐藤土之助
貴族院議員　小久保喜七
陸軍教授　池田清
師範學校長　柴垣則義
臺灣在住者總代　辜顯榮
勳三等　藤堂博文
衆議院議員　堀切善兵衛
勳三等　濱田豐城
貴族院議員男爵　藤村義朗
衆議院議員　勝正憲
同　田子一民
貴族院議員　佐竹三吾
貴族院議員男爵　黒田長和
同　男爵岩倉道倶
同　男爵二條正麿
同　男爵鄉誠之助
同　男爵藤堂高成

貴族院議員男爵　東郷安
貴族院議員　中川小十郎
勳三等　麻生太吉
貴族院議員　岡崎邦輔
陸軍輜重兵大佐　飯田恒次郎
衆議院議員　田中善立
海軍大佐　吉田善吾
陸軍一等獣醫正　小林敬一
衆議院議員　小泉又次郎
貴族院議員　高橋琢也
衆議院議員　熊谷直太
同　岩崎幸治郎
勳三等　和田純
衆議院議員　原田十衞
同　横山金太郎
同　野村嘉六
同　高木正年
同　榊田清兵衞
同　小池仁郎
同　三輪市太郎
同　賴母木桂吉

衆議院議員　小泉策太郎
同　高田耘平
同　樋口秀雄
同　小山松壽
同　山道襄一
陸軍歩兵中佐　中牟田辰六
衆議院議員　川崎克
同　武内作平
勳三等　牧彦七
衆議院議員　本田恒之
同　柵瀬軍之佐
同　八木逸郎
貴族院議員　青木周三
衆議院議員　紫安新九郎
男爵　前田勇
貴族院議員　三木與吉郎
同　横山章
同　藤山雷太
同　磯貝浩
海軍機關大佐　竹內泰民
衆議院議員　川崎安之助

衆議院議員　高鳥順作
同　宮脇長吉
男爵　渡邊汀
衆議院議員　吉田磯吉
陸軍航空兵大佐　藤本恒治
陸軍一等軍醫正　田島清十郎
衆議院議員　守屋榮夫
貴族院議員　松村義一
同　森廣三郎
衆議院議員　遠藤柳作
男爵　島津隼彦
貴族院議員男爵　今枝直規
男爵　横山隆俊
男爵　三浦英太郎
男爵　井田磐楠
貴族院議員男爵　今園國貞
同　男爵赤松範一
同　男爵高崎弓彦
同　男爵北島貴孝
同　男爵金子有道
男爵　佐竹義立
貴族院議員男爵　小畑大太郎
同　男爵野田龜喜

男爵　佐野智勝
男爵　兒玉清雄
貴族院議員男爵　伊藤文吉
同　男爵池田長康
男爵　本多副恭
貴族院議員男爵　足立豐
男爵　野村素一
貴族院議員男爵　松岡均平
同　男爵矢吹省三
男爵　原田熊雄
男爵　松永正雄
貴族院議員男爵　長基連
同　男爵沖貞男
男爵　小池正晃
貴族院議員男爵　周布兼道
同　男爵寺島敏三
同　男爵高崎弓彦
同　男爵北島貴孝
同　男爵高木喜寛
男爵　松平外與麿
男爵　野崎貞義

貴族院議員男爵　伊江朝助
男爵　石河光昂
男爵　山川建
貴族院議員男爵　關義壽
男爵　本多政樹
男爵　園田武彦
男爵　中御門經民
男爵　阪井戒爾
男爵　芝亭公同
貴族院議員男爵　稻田昌植
同　男爵三須精一
內閣拓殖局書記官男爵　松田正之
男爵　三井壽太郎
男爵　佐竹義履
貴族院議員男爵　近藤滋彌
男爵　益田兼施
男爵　山內志郎
男爵　肝付兼英
男爵　森村市左衞門
男爵　青山徹藏
男爵　張寅源

男爵　岩村一木
男爵　横田祐
男爵　藤枝雅脩
男爵　閑健植
男爵　福島四郎
男爵　加藤成之
貴族院議員男爵　佐藤達次郎
男爵　大倉喜七郎
男爵　内田敏雄
男爵　毛利元良
貴族院議員男爵　渡邊修二
男爵　徳川喜翰
貴族院議員男爵　大寺純藏
同　男爵　深尾隆太郎
男爵　松村弘之
正四位　三村鍾三郎
湯川寛吉
従四位　藤本充安
衆議院議員　鈴木英雄
従四位　小松吉久
衆議院議員　山崎延吉

衆議院議員　岸本康通
従四位　河原作
同　吉松憲郎
主獵官　黒田長禮
衆議院議員　東郷實
同　豊田收
同　清水徳太郎
同　田中萬逸
同　松田三徳
同　佐々木平次郎
貴族院議員　小塩八郎右衛門
同　若尾璋八
衆議院議員　横山勝太郎
同　土井權大
同　河上哲太
同　牧山耕藏
同　鈴木富士彌
同　三木武吉
同　原田佐之治
貴族院議員　今井五介
同　中村圓一郎

貴族院議員　高橋源次郎
同　土田萬助
衆議院議員　原夫次郎
貴族院議員　佐々木志賀二
衆議院議員　津崎尚武
同　岩切重雄
同　山本厚三
同　松岡俊三
同　松實喜代太
同　中島守利
同　本多貞次郎
貴族院議員　伊澤平左衛門
衆議院議員　飯塚春太郎
同　高山長幸
同　山本条太郎
同　木檜三四郎
同　吉川吉郎兵衛
同　重松重治
同　太田信治郎
同　金澤安之助
同　廣瀬爲久

衆議院議員　金光庸夫
同　岡田伊太郎
同　伊坂秀五郎
貴族院議員　風間八左衛門
衆議院議員　石井三郎
同　佐竹庄七
同　櫻內幸雄
同　吉木陽
同　小野重行
同　永井柳太郎
同　井坂豊光
同　鈴木隆
同　田淵豊吉
同　清水留三郎
同　中野正剛
同　星島二郎
同　福井甚三
貴族院議員　石川三郎
衆議院議員　淺川浩
同　釆山博
貴族院議員　金杉英五郎

貴族院議員　齋藤善八
衆議院議員　則元由庸
貴族院議員　樺山資英
衆議院議員　坂井大輔
同　石坂豊一
同　大麻唯男
同　小寺謙吉
同　高木益太郎
同　原脩次郎
同　西英太郎
同　熊谷五右衛門
同　齋藤隆夫
同　河崎助太郎
同　小西和
同　大內暢三
同　河野正義
同　岡本實太郎
同　武藤山治
同　川口義久
同　倉元要一
同　福田五郎

衆議院議員　武富濱
同　杉浦武雄
同　吉津度
同　丹下茂十郎
同　中谷貞頼
同　佐藤實
同　廣瀬德藏
同　下元鹿之助
同　青木精一
同　奥村千藏
同　平川松太郎
同　菅村太事
同　神部爲藏
同　高島兵吉
同　小野寅吉
同　矢野玆吉
同　池田龜治
同　中村啓次郎
同　藏園三四郎
同　增田義一
同　山下谷次

衆議院議員　山口恒太郎
同　志波安一郎
同　森　肇
同　加藤知正
同　高橋元四郎
同　工藤鐵男
同　大里廣次郎
同　村上國吉
同　山本愼平
同　寺田市正
同　兒玉右二
同　内ヶ崎作三郎
同　生田和平
同　石塚三郎
同　戸澤民十郎
同　沼田嘉一郎
同　青山憲三
同　田邊七六
同　神田正雄
同　堤　清六
同　井本常作

衆議院議員　工藤十三雄
同　山田道兄
同　高橋熊次郎
同　志村清右衛門
同　坂東幸太郎
同　土屋清三郎
同　加藤鎌五郎
同　西方利馬
同　谷口源十郎
同　今井健彦
同　熊谷　巖
同　比佐昌平
同　山田又司
同　前田房之助
同　森田政義
同　森　蘇祕
同　田崎信藏
同　永田善三郎
同　三好榮次郎
同　菅原英伍
同　戸田由美

衆議院議員　齋藤藤四郎
同　島居　哲
同　松本忠雄
同　寺島權藏
同　木村小左衛門
同　飯村五郎
同　野田俊作
同　加藤鯛一
同　堤　康次郎
同　中山貞雄
同　原　惣兵衛
同　木暮武太夫
同　佐々木長治
貴族院議員　馬越恭平
同　濱口儀兵衛
衆議院議員　千葉三郎
同　篠原和市
同　富田幸次郎
貴族院議員　林　平四郎
同　田村新吉
同　奥田榮之進

貴族院議員　齋藤喜十郎
同　齋藤安雄
同　尾崎元次郎
同　長尾元太郎
同　小林嘉平治
同　津久居彦七
同　澤山精八郎
同　宇田友四郎
同　藤安辰次郎
同　坂田　貞
同　太田清藏
同　橋本萬右衞門
同　田村駒治郎
同　平田吉胤
同　西本健次郎
同　山崎龜吉
同　北村宗四郎
同　吉田羊治郎
同　八木春樹
同　大城兼義
同　津村重舍

貴族院議員　奥田龜造
同　五十嵐甚藏
同　山田惠一
同　澤田喜彦
同　森　平兵衞
同　松本勝太郎
同　田中一馬
同　小林　暢
同　絲原武太郎
同　濱平右衞門
同　若尾謹之助
同　山上岩二
同　高廣次平
同　鳴海周次郎
同　本間千代吉
同　森田福市
同　瀬川彌右衞門
衆議院議員　斯波貞吉
同　戸井嘉作
貴族院議員　末延道成
同　菅澤重雄

衆議院議員　田中養達
貴族院議員　板谷宮吉
衆議院議員　三浦數平
貴族院議員　瀨谷勇次郎
衆議院議員　西脇　晉
貴族院議員　富安保太郎
同　大橋新太郎
同　菊池恭三
衆議院議員　庄司良朗
同　穴水要七
貴族院議員　服部金太郎
同　渡邊千代三郎
衆議院議員　有馬秀雄
同　板谷順助
貴族院議員　上郎清助
衆議院議員　清水銀藏
同　三宅　磐
同　名川侃市
同　藤田若水
同　上塚　司
同　田邊熊一

衆議院議員　小坂順造
同　三浦虎雄
同　長島隆二
同　村松恒一郎
同　木下成太郎
同　鈴木巖
同　鵜澤宇八
同　平山岩彦
同　匹田銳吉
同　岡崎久次郎
同　平出喜三郎
同　櫻井兵五郎
同　島田俊雄
同　瀧正雄
同　野田文一郎
同　高橋金治郎
同　藤沼庄平
同　奥山龜藏
同　平賀周
同　一松定吉
同　山崎猛

衆議院議員　一宮房治郎
同　中島彌團次
同　澤本與一
同　武田德三郎
同　宮澤裕
同　佐藤啓
同　二見甚郷
同　蔭山貞吉
同　立川太郎
同　磯野庸幸
同　中崎俊秀
同　檀野禮助
同　龜井貫一郎
同　中村纖男
同　岩本武助
同　中井一夫
同　永田良吉
同　崎山武夫
同　田中千代松
同　鈴木憲太郎
同　山本唯次

衆議院議員　多田勇雄
同　横山泰造
同　木本主一郎
同　大崎清作
同　青木雷三郎
同　山口忠五郎
同　久恒貞雄
同　玉野知義
同　池內廣正
同　須之內品吉
同　小山寛藏
同　林平馬
同　石井次郎
同　川島正次郎
同　高津仲次郎
同　宮原幸三郎
同　石射文五郎
同　臼田久內
同　矢野力治
同　淺石惠八
同　森本千吉

衆議院議員　安部磯雄
同　矢本平之助
同　海老澤爲次郎
同　大澤寅次郎
同　岩崎一高
同　伊藤仁太郎
同　藤井啓一
同　井上剛一
同　二神駿吉
同　瀨川光行
同　松井文太郎
同　長內則昭
同　深水清
同　大西正幹
同　庄晉太郎
同　木村清治
同　坂本志魯雄
同　佐竹直太郎
同　山崎傳之助
同　出井兵吉
同　赤尾藤吉郎

衆議院議員　三宅利平
同　渡邊德助
同　森正則
同　磯部清吉
同　桝谷晉三
同　木村秀興
同　河西豐太郎
同　前田政八
同　安原仁兵衛
同　牧野賤男
同　平井信四郎
同　三井德寶
同　國枝拾次郎
同　中村亨
同　原耕
同　中川原貞機
同　椎尾辨匡
同　山邊常重
同　郡谷照一郎
同　胎中楠右衞門
同　富田八郎

衆議院議員　龜割安藏
同　齋藤太兵衞
同　竹內鳳吉
同　鈴木安孝
同　鳴海文四郎
同　石川弘
同　佐々木久二
同　花城永渡
同　桝谷寅吉
同　小俣政一
同　栗原彦三郎
同　葛原猪平
同　小久江美代吉
同　小峰滿男
同　久野尊資
同　伊原五郎兵衞
同　森保祐昌
同　眞鍋勝
同　佐藤與一
同　水島彦一郎
同　松村光三

衆議院議員　松村謙三
同　松尾四郎
同　武藤七郎
同　中野猛雄
同　安倍邦太郎
同　鈴木五六
同　森　峰一
同　松野鶴平
同　大橋亦兵衛
同　小山倉之助
同　菅野善右衛門
同　水久保甚作
同　佐藤　正
同　上條　信
同　小野寺　章
同　宮川一貫
同　小谷節夫
同　岡本幹輔
同　中島鵬六
同　西村茂生
同　沖島鎌三

衆議院議員　本田英作
同　竹下文隆
同　岸　衛
同　鈴木文治
同　石坂養平
同　成清信愛
同　岩川與助
同　櫻內辰郎
同　鬼丸義齋
同　定塚門次郎
同　大野敬吉
同　山田毅一
同　鈴木吉之助
同　作田高太郎
同　齋藤　巖
同　松田竹千代
同　矢野晋也
同　藤井達也
同　勝田永吉
同　河上丈太郎
同　肥田琢司

衆議院議員　久山知之
同　山本宣治
同　海野數馬
同　小山邦太郎
同　藤原米造
同　西岡竹次郎
同　林　路一
同　鶴岡和文
同　田中亮一
同　西尾末廣
同　英　義彦
同　飯塚知信
同　箸本太吉
同　小瀧辰雄
同　野中徹也
同　伊禮肇
同　津雲國利
同　高橋守平
同　岸田正記
同　淺原健三
同　坂本一角

衆議院議員　水谷長三郎
貴族院議員　大川平三郎
同　藤田謙一
同　野村德七
同　大谷尊由
同　八馬兼介
同　下出民義
第四高等學校教授　篠原一慶
盛岡高等農林學校教授　村松舜祐
特許局技師　岡部忠敏
文部省學校衛生官　北豐吉
復興局技師　清野信雄
朝鮮總督府制事　永島雄藏
文部省圖書監修官　藤岡穗平
朝鮮公立中學校長　關本幸太郎
農林技師　春日信市
同　酒井薰
鑛山監督局長　齋藤鎌治
專賣局技師　馬場堅一
地方技師　江畑猷之允
同　近藤茂吉

朝鮮總督府技師　本間孝義
臺灣公立中學校長　柳澤久太郎
釀業試驗場技師　森　繁太郎
鐵道局技師　結城弘毅
東京博物館長　秋保安治
南洋廳法院判事　松野祐齋
鐵道局技師　菰田成亮
鐵道技師　黑河內四郎
同　朝倉希一
朝鮮總督府技師　稅田谷五郎
關東廳事務官　小川順之助
臺灣總督府事務官　大澤清高
臺灣總督府地方理事官　田端幸三郎
電氣試驗所技師　眞野正雄
社會局書記官　富田愛次郎
海軍法務官　潮見茂樹
東京府書記官　菊池愼三
海軍造船大佐　久保綱彥
遞信書記官　平井宣英
岡山縣書記官　金井佐久

朝鮮總督府技師　堀口きみこ
臺灣公立中學校長　堀口きみこ
朝鮮總督府技師　本間孝義
朝鮮總督府技師　堀口きみこ
朝鮮總督府技師　堀口きみこ
朝鮮總督府技師　堀口きみこ

農林書記官　小平權一
典獄　飯田高朗
檢事　戊亥忠一
同　松阪廣政
內務書記官　安井英二
鐵道局參事　生野源太郎
衆議院書記官　大木操
朝鮮總督祕書官　甘蔗義邦
京都府書記官　福島繁三
行政裁判所評定官　玉井忠一郎
檢查官　高島彌三
地方事務官　小山三郎
公立中學校長　川田正徵
公立實業學校長　深見久七
公立高等女學校長　小林盈
兵庫縣會議長　山脇延吉
佐々木勇之助
濱岡光哲
臺灣在住者總代　林熊徵
陸軍工兵大尉　穴澤俊民
海軍機關特務大尉　福迫太市

朝鮮在住者總代　李興載
澄宮御養育掛　東胤德
警視廳警視　柳田清一
副檢查官　近藤榮一
外務書記官　宮崎勝太郎
同　三谷隆信
花蓮港廳長　中田秀造
地方事務官　長岡喜一
樺太廳技師　寺井弘
外務書記官　大橋忠一
外務事務官　宇佐美珍彥
資源局書記官　小林采男
關東廳事務官　安藤明道
樞密院書記官　武藤盛雄
南洋廳事務官　林亮
臺灣總督祕書官　平島敏夫
帝室林野局技師　增村嘉雄
海軍特務大尉　大河原藏之助
陸軍工兵少佐　黑住一正
朝鮮在住者總代　富田儀作
圖書寮編修官　田邊勝哉

製鐵所副參事　吉田安太
朝鮮總督祕書官　依光好秋
公立實業學校長　岸田軒造
東京府北豐島郡瑞光尋常高等小學校長　山口袈裟治
樺太在住者總代　大野順末
朝鮮在住者總代　井上通
岐阜縣會議長　加藤賢司
愛知縣會議長　野田正昇
朝鮮在住者總代　大池忠助
臺灣在住者總代　藍高川
陸軍步兵少尉　宮本紋藏
和歌山縣會議長　加藤清
留岡幸助
朝鮮在住者總代　龐寅赫
陸軍輜重兵中尉　小川義弘
三重縣會議長　澤潟久富
德島縣會議長　西田隆喜
秋田縣會議長　片野重脩
京都府會議長　稻葉市郎右衛門
光永星郎
宮城縣會議長　佐々木家壽治

愛媛縣會議長　越智茂登太
岩手縣會議長　關口松太郎
千葉縣會議長　川口爲之助
頭山滿
熊本縣會議長　古閑忠平
北海道會議長　前田駒次
三宅雄二郎
佐賀縣會議長　栗山資四郎
麻生正藏
長野縣會議長　平野桑四郎
長崎縣會議長　佐々野富章
朝鮮在住者總代　山口太兵衛
木村久壽彌太
京都市會議長　淺山富之助
石川縣會議長　神田重襄
埼玉縣會議長　齋藤祐美
岸清一
宮崎縣會議長　兒玉伊織
福島縣會議長　湊芳藏
臺灣在住者總代　坂本素魯哉
藤原銀次郎

關東州在住者總代　佐藤至誠
香川縣會議長　木村榮吉
鳥取縣會議長　田江泰造
鹿兒島縣會議長　岩切太郎吉
山梨縣會議長　齋木逸造
岡山縣會議長　田原藤一郎
朝鮮在住者總代　中谷竹三郎
栃木縣會議長　高山林藏
群馬縣會議長　都木重五郎
朝鮮在住者總代　山野瀧三
同　金濟河
山形縣會議長　青木源三郎
沖繩縣會議長　平良眞須
大阪府會議長　松本甚之助
大分縣會議長　小野廉
滋賀縣會議長　山中正吉
青森縣會議長　高杉平治
本間光彌
廣島縣會議長　望月乙也
富山縣會議長　飯倉平兵衛
南洋群島在住者總代　松江春次

福岡縣會議長　野見山平吉
奈良縣會議長　井上松藏
山口縣會議長　藤井壽三郎
靜岡縣會議長　宮本雄一郎
神奈川縣會議長　飯田助夫
新潟縣會議長　松木弘
朝鮮在住者總代　鄭鎬鳳
同　金炳鵬
茨城縣會議長　秋山猛
高知縣會議長　井上熊兒
福井縣會議長　池田七郎兵衛
東京市會議長　小島七郎
朝鮮在住者總代　吳世鎭
東京府會議長　赤塚五郎
島根縣會議長　恒松於莵二
大禮使參與官　阿部壽準
同　上野季三郎
大禮使事務官　松村眞一郎
大禮使參與官　入江貫一
同　河井彌八
大禮使事務官　池田寅二郎

同

大禮使事務官子爵　大禮使事務官　同　大禮使典儀官　大禮使事務官　同　大禮使典儀官　大禮使事務官　同　大禮使典儀官

富　加　清
江田　山　水
松　左
彦　久

大禮使事務官子爵　大禮使事務官　同　大禮使典儀官　大禮使事務官　同　大禮使典儀官　大禮使事務官　同　大禮使典儀官

白　海　富　西　堀　長　同　毛　小　村　成　同　木　佐　小　村　同　大禮使事務官　大禮使典儀官　大禮使事務官　同　大禮使典儀官　大禮使事務官　同　大禮使典儀官

男爵　根　江　山　季　左　内　介　吉　雄　島　基　雄　木　下　野　林　瀬　上　毛　島　季　左　内　介　吉　雄　藏　雄　平　部　道　正　源　直　義　基　雄　藏　雄　夫　民　彰　雄

大禮使參與官子爵　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使典儀官　大禮使事務官　同　大禮使典儀官

仙　黒　桑　潮　四　條　隆
石　田　山　鐵　之　惠
政　英　鐵　雄　男　輔　英
敬　雄　男　輔　英

大禮使參與官男爵　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官

四　條　隆
惠　之　英
輔　英
男　輔　英

大禮使參與官男爵　大禮使參與官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官

四　條　隆
惠　之　英
輔　英
男　輔　英

大禮使參與官男爵　大禮使參與官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官

大　渡　西　大　山　杉　齋　栗　泉　小　仙　黒　桑
山　邊　園寺　角　田　榮　藤　二　原　石　田　山　鐵
部　欽　正　秀　逸　八　峯　文　三　郎　守　屋　二　新　政　英　鐵
一　男　雄　達　郎　生　郎　國　謙　熊　直　敬　雄　男

大禮使參與官男爵　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官

大　渡　西　大　山　杉　齋　栗　泉　小　仙　黒　桑
山　邊　園寺　角　田　榮　藤　二　原　石　田　山　鐵
部　欽　正　秀　逸　八　峯　文　三　郎　守　屋　二　新　政　英　鐵
一　男　雄　達　郎　生　郎　國　謙　熊　直　敬　雄　男

大禮使事務官子爵　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官

大　東　渡　西　大　山　杉　齋　栗　泉　小　仙　黒　桑
山　久　邊　園寺　角　田　榮　藤　二　原　石　田　山　鐵
部　欽　正　秀　逸　八　峯　文　三　郎　守　屋　二　新　政　英　鐵
一　男　雄　達　郎　生　郎　國　謙　熊　直　敬　雄　男

大禮使參與官男爵　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官

大　東　渡　西　大　山　杉　齋　栗　泉　小　仙　黒　桑
山　久　邊　園寺　角　田　榮　藤　二　原　石　田　山　鐵
部　欽　正　秀　逸　八　峯　文　三　郎　守　屋　二　新　政　英　鐵
一　男　雄　達　郎　生　郎　國　謙　熊　直　敬　雄　男

大禮使事務官子爵　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官

伊　關　山　堀　山　松　間　木　佐　小　村　村　成　長　堀　西　白　海　富　加　清
夫　根　本　川　縣　平　部　下　野　林　瀬　上　毛　島　江　山　根　松　江　田　山　水
俊　準　正　直　武　慶　道　正　源　直　義　基　雄　季　左　内　介　吉　彦　久
一　直　郎　輔　夫　民　彰　雄　次　松　發　一　雄　藏　雄　男　輔　英

大禮使事務官子爵　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官

伊　關　山　堀　山　松　間　木　佐　小　村　村　成　長　堀　西　白　海　富　加　清
夫　根　本　川　縣　平　部　下　野　林　瀬　上　毛　島　江　山　根　松　江　田　山　水
俊　準　正　直　武　慶　道　正　源　直　義　基　雄　季　左　内　介　吉　彦　久
一　直　郎　輔　夫　民　彰　雄　次　松　發　一　雄　藏　雄　男　輔　英

大禮使事務官子爵　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官　同　大禮使事務官　大禮使典儀官

大　東　渡　西　大　山　杉　齋　栗　泉　小　仙　黒　桑
山　久　邊　園寺　角　田　榮　藤　二　原　石　田　山　鐵
部　欽　正　秀　逸　八　峯　文　三　郎　守　屋　二　新　政　英　鐵
一　男　雄　達　郎　生　郎　國　謙　熊　直　敬　雄　男

大禮使參與官男爵　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官

大　渡　西　大　山　杉　齋　栗　泉　小　仙　黒　桑
山　邊　園寺　角　田　榮　藤　二　原　石　田　山　鐵
部　欽　正　秀　逸　八　峯　文　三　郎　守　屋　二　新　政　英　鐵
一　男　雄　達　郎　生　郎　國　謙　熊　直　敬　雄　男

大禮使參與官男爵　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官　同　大禮使參與官　大禮使事務官

大　東　渡　西　大　山　杉　齋　栗　泉　小　仙　黒　桑
山　久

大禮使典儀官　窪田治輔
同　田口弼一
大禮使事務官　金田才平
同　鹿兒島虎雄
大禮使典儀官　坪上貞二
同　長世吉
同　木村正義
大禮使事務官　杉村愛仁
同　池田清
同　石田馨
同　藤井啓之助
大禮使典儀官　岩手嘉雄
大禮使事務官　鈴木鎭雄
同　三浦篤
大禮使典儀官　杉田正三郎
大禮使事務官　佐藤三郎
同　酒卷芳男
大禮使典儀官　澤田廉三
同　荒井誠一郎
大禮使事務官　殖田俊吉
大禮使典儀官　伊東延吉

大禮使典儀官　松井春生
同　芝葛盛
同　田中直通
同　富安謙次
同　寺尾進
同　大原昇
大禮使事務官　館哲二
大禮使典儀官　高田太一
大禮使事務官　加藤內藏助
同　岩波武信
同　岸倉松
大禮使典儀官　三枝茂智
同　村上龍太郎
同　井野碩哉
同　伊手衡
同　土屋耕二
同　河野健秀
同　山口巍
同　中山詳一
同　小池卯一郎
同　大島辰次郎

大禮使典儀官　杉宜陳
同　菊池第三
同　青山操
大禮使事務官　高木三郎
同　武宮雄彥
大禮使典儀官　工藤壯平
同　吉田增藏
大禮使事務官　關田繁里
大禮使典儀官　吉住良輔
同　金澤正夫
同　杉山六藏
大禮使事務官　牟田口廉也
大禮使典儀官　伏原宣義
大禮使事務官　本多猶一郎
同　金子武麿
大禮使典儀官　蜂須賀正氏
同　日野西資忠
大禮使事務官　鈴木重孝
同　川西文夫
同　醍醐忠直
大禮使典儀官　西邑清

大禮使事務官　菊地白
大禮使典儀官　佐々木良一
同　唐澤俊樹
同　大久保純
大禮使事務官　八束清貫
同　森田久造
同　土岐政夫
同　海老定德
同　深尾代治
同　前田治
大禮使典儀官　矢島正昭
同　大金益次郎

大禮使事務官　岡本愛祐
同　相川勝六
大禮使典儀官　床枝房吉
同　藤田包助
芳仲和太郎
同　清水規矩
大禮使事務官　杉本是助
大禮使典儀官　山田益彥
大禮使事務官　森泰治
大禮使典儀官　池田秀吉
大禮使事務官　横溝光暉
同　菅野忠雄

大禮使典儀官　西村宏恭
同　乙葉眞一
同　安倍季功
大禮使事務官　星野輝興
同　中島卯三郎
同　來次六雄
大禮使典儀官　原亮九郎
同　濱田武
同　芝忠重
同　權藤要吉
同　藤井宇多治郎
同　中田虎一

第二章　卽位禮當日紫宸殿の儀

第一節　本儀の意義及沿革略

卽位の禮は新帝天位に卽き、神意に隨ひ民を治め、民を撫育すべきことを神に誓ひ、國民に宣らせ給ふの儀にして、その神事に關する

ことは、後世大嘗祭に移されたりと云はるるも、今復た卽位禮當日賢所大前の儀及同紫宸殿の儀の二儀に於て、上代卽位の意義を完うせらる。近制の下に於ては、此の二儀は、一體にして分ち考ふべきにあらず。從ひて之を泰西諸國の戴冠式が、天帝と國民とに依りて權力を與へらるると共に、富紳僧正及國民に對し、

君主が誓約を立つるを以て本旨とすると比すべくもあらず。

即位禮の淵源は　天照大神が皇孫　天津彥彥火瓊瓊杵尊を天つ高御座に即かしめられ、天璽の神器を授け給ひて、瑞穗國統治の神勅を賜ひたるに由來す。古詞に、皇御孫尊を、天津高御座に坐せて、天津璽の鏡劍を捧げ持ち賜ひて言壽ぎ宣給しくといへるもの是なり。

上古に於ける即位の禮の有樣、今に傳ふるところ多からずと雖、古語拾遺に依れば、神武天皇都を橿原に奠め給ふや、天富命をして齋斧・齋鉏を以て材を採り、正殿を營ましめ、又齋部の諸氏を帥ゐて、種々の神寶、即ち鏡・玉・矛・盾・木綿・麻等を作らしめ、櫛明玉命の孫、天日鷲命の孫、手置帆負命の孫等にも種々の物を作らしめられ、爰に仰いで　皇天二祖の神勅に「吾は則ち天津神籬及天津磐境を起し建てて吾が孫のために齋はれむ」と宣ひしに從ひて、神籬を建樹てて、高皇靈產神以下諸神を祭り、日臣命は來目部を帥ゐて宮門を衞り、又饒速日命は內物部を帥ゐて矛・盾を造り備ふ。事備はるや、天富命、天璽の鏡劍を正殿に奉安し、玉を懸け、幣物を陳ねて殿祭の祝詞を奏し、訖りて宮門を祭り、然る後物部、矛・盾を立て、宮門を開き、大伴・來目、仗を建て、四方の國を朝せしめて、天位の貴きを觀しめ給へりと傳ふ。上古の儀略、斯の如くにして存續せしこと、日本書紀孝德紀即位前紀及持統紀四年の條等、亦略、之と同じきを傳へ、大寶の神祇令にも「凡踐祚之日中臣奏天神壽詞、忌部上神璽之鏡劍」とあるに見るも疑を容れず。茲に踐祚と云ふは即位と云ふに異ならず。令義解に「謂天皇即位謂之踐祚」とあるもの是なり。故に一般に上古に於ては踐祚と即位との區別なしと謂はる。

然るに中古以來唐制の輸入愈〻盛にして、外交亦漸く開くるや、天皇の即位に當り、威儀を

張り、文華を外に揚ぐるの要生じたるより、天璽の奉上は踐祚の日の儀とし、壽詞を奏し拍手する等のことは之を大嘗祭の儀に移し、即位の禮は主として登位宣布の式となれり。其の釐定の時期明ならずと雖、恐らくは　聖武帝前後なるべしと稱せらる。

當時に在りては、即位禮は大極殿に於て行はれたり。殿は大內裏の內、八省院の正殿にして、東西凡そ十八丈、南北七丈餘、碧瓦を以て葺き、東西の脊端に鴟尾を附く。高六尺の基壇の上に建ち、內部は土間にして方磚を布く。四方に階段ありて朱欄干を繞らす。中央に高御座を安く。殿下南庭は二段に分れ、北方は高く壇を成す。之を龍尾壇と云ふ。壇の南端東西に石階を設け出入の口と爲す。龍尾道是なり。其の南、東方及西方に十二堂並び立ち、軒廊を以て繫ぐ。正中南面に會昌門あり。又其の南、外廓に應天門あり。廓外の西に豐樂院、東に太政官廳あり。

次に往古の即位禮當日の狀況を略記せんに、當日定時刻に至れば、左右近衞の中將は殿の東西の階下に、左右兵衞佐は龍尾壇下に分屯し、左右衞門督以下は會昌門外に相對して陣す。內藏・大舍人等寮の官人は左右六十人、弓・箭・太刀・桙・杖等威儀の物を執りて列立し、主殿・圖書各〻二人東西に据ゑられたる香爐の邊に分れ侍し、典儀（指揮の者）一人、贊者（命を傳ふる者）二人本位に就けば、內辨大臣（第一の大臣にして門內に於て諸事を辨備す）本位に就く。此の時、外辨大臣（第二の大臣にして門外に於て諸事を辨備す）諸門の鼓を擊たしむ。裝了を報ずるなり。次に殿上所役者參進。即ち執翳女嬬左右各〻九人（翳長柄の軍配團扇の如きもの龍顏を蓋ひ奉る料、大中小左右各三本）を持ちて高御座の左右の本位に就き、翳は之を側に立つ。褰帳命婦二人、威儀命婦四人、侍從四人左右に相分れて立ち、少納言二人は左右の掖門より軒廊を經て、殿上の簀子に候す。此の時鼓師の擊つ「刀禰召せ」の鼓九下（刀禰は百官主典以上の稱なり）に應じ、親王以下諸員參入、庭上

に列立す。侍臣の奏上に依り、主上は大極殿後房小安殿より、御前命婦左右二人の前行にて、內侍捧持の劍璽と共に出御、北階より高御座に登御、內侍は劍璽を案上に奉安して本位に復し、各員其の位置に就くを見て、內辨大臣は鉦三下を命ず。執翳女孃乃ち壇前に至りて翳をかざし、褰帳の命婦、御帳を八字に褰げ、座に復せば、女孃翳を偃せて亦本位に復す。此の時、武官警蹕を唱へ群臣最敬禮す（磬折と稱す）次に主殿、香爐の前に進み、土器に盛れる火を爐中に加へ、圖書、香を炷き、扇を以て風を送り退下す。之を炷香告天（しゅかうこくてん）の儀と謂ふ。蓋し周禮の旻天上帝を祀るの禋祀に象れるものなるべし。次に典儀、贊者の令により、群臣再拜す。宣命使所定の地位に至り、至尊に面し宣命（和文の勅語）を讀む。讀み了れば百官復た再拜し、左右の袖を交互に飜し、足踏みして（舞踏と云ふ）更に再拜し、武官は旆を振り萬歳を稱す（其の聲音は謌謌と唱ふと謂ふ）次に敍位の式あり。

敍位せられし者再拜舞蹈。次いで百官再拜す。此等の諸儀訖り、左の侍從御前に進みて「禮畢（れいひつ）」と奏すれば、鉦三下、女孃執翳前の如く、命婦御帳を閉づ。天皇後房に還御遊ばされ、尋いで諸員退出す。

高倉天皇の御宇、大極殿燒失せるより再建のことなく、源平爭覇の後朝權武門に移り、卽位の禮も太政官廳に於て行はせらるることとなりしが、應仁の亂の後は、太政官廳亦廢せられ、後柏原天皇以後は、卽位の禮、紫宸殿に於て行はせらるること恆例となれり。其の御儀は中古の制に從ひ變る所なしと雖、內帑の窮乏は自ら儀式の省略を致せり。例へば所役者の如きも、威儀命婦二人、執翳女孃十二人に減じ、左右近衞の儀仗は僅に左右各〻六人となり、參列者に至りては大中納言、參議の內六人乃至八人となるの狀況となれり。諸調度亦從ひて質素簡略となる。

明治天皇の卽位禮に際しては諸事一新、大政復古の大精神に據らんことを期せられ、太政官より「此度　御卽位之大禮其式古禮ニ基キ大姓始製作被爲改九等官ヲ以是迄之參役ニ令並立總テ大政之規模相立候樣被　仰出中古ヨリ被爲用候唐製之禮服被止候事」布告せられ、新に次第を撰ばしめらる。卽ち高御座の繼壇の上に、新に濱床を据ゑ、御帳臺を設け、諸旒諸幢を廢し代ふるに幣旗を以てす。又炷香告天の儀を罷めて新に奉幣案を設け、褰帳ありて群臣禮拜の後、辨事、幣を御前に奉り、神祇官知事更に之を拜受して此の案に奉じ、其の旨を復奏すれば、乃ち宣命使宣命を奉讀す。群臣再拜、訖りて外辨の上首御賀（みほぎ）の壽詞（よごと）を奏す。是より樂人參入、大歌を奏して君が千歳を祝ひ奉れば、茲に百官再拜し儀訖る。卽ち殿上の親王「禮畢」を奏し命婦垂帳す。警蹕の聲と共に　陛下北階より後房に入御あらせられ、次いで退鼓の合圖に依り、諸員退下す。此等は在來の御儀と相異れる主要の點なり。

此の明治大禮の例は、卽ち更に考覈研鑽を經、以て登極令の制定となり、茲に登極大典の洪謨闡明せらる（第一編第一章參照）。其の古來の大旨を傳へて、而も時世の宜に順はせらるるの精神歷歷鑒るべし。

第二節　紫宸殿

平安の都城始めて成るや、北は一條より南は二條、東は東大宮より西は西大宮に亙る南北四百六十丈、東西三百八十四丈の地區、外廓に門を繞らして之を劃し、名けて大內裏と云ふ。廓內には朝賀を受けさせらるる大極殿、大饗宴の場所たる豐樂殿、國政聽理の正廳たる太政官廳、內裏の正殿たる紫宸殿等、巨甍彩椽巍巍として相聳ゆ。

內裏は宮門（中重門とも稱す）を聯ぬる築地を以て圍

まる。門は南面の正門たる建禮門を挿みて、左右に春華・修明の二門あり、又東に建春、西に宜秋の兩門を配し、北に朔平・式乾の二門を開く。中重門の內更に內廓あり、內廓亦諸門あり、之を閤門と稱す。南の正門は承明門、左右は長樂・永安の二門にして、東は中を宜陽、北を嘉陽、南を延政と名づけ、西は中を陰明、北を遊義、南を武德と名づく。北の門は中央を玄輝、左右を徽安・安嘉と稱す。今の結構より云はば、宜陽門は日華門、陰明門は月華門に當る。而して內裏の正殿を紫宸殿と爲す。

大內裏造營の間又は大內裏の制廢罷の後に於ける內朝の皇居を里內裏と稱す。後堀河天皇の安貞元年造營半にして內裏の炎上ありたる後は、再び內裏造營の事無く歷代天皇皆里內裏に住ませ給ふ。近世に於ては東洞院土御門殿と稱せし里內裏永く皇居となり、東京遷都に及べり。後柏原天皇御卽位の際

の如き、荒廢其の極に達したりしが、永祿年間織田信長之を修理し、天正十四年十一月後陽成天皇初めて、此の紫宸殿に於て卽位の禮を行はせらる。豐臣秀吉、德川家康亦皇居修理の功を修む。承應二年、萬治四年、寬文十三年、寶永五年、天明八年等屢〻炎上の厄に會ひしが、天明の火災後光格天皇、裏松光世の大內裏圖考證に依り、古制復活の叡慮を幕府に致さるるに及び、將軍德川家齊、老中松平定信に命じて造營の事に當らしむ。定信は有職故實の泰斗柴野栗山等に諮り、其の調査する所に基き、案を立て勅裁を仰ぎて工を進め、寬政二年之を竣工せり。然るに嘉永七年四月復た祝融に遭ふ。幕府卽ち老中阿部正弘に命じ、所司代脇坂安宅、勘定奉行石川政平、川路聖謨、京都町奉行淺野長祚等をして、寬政建營に則りて再建せしめ、安政二年工竣る。今の京都皇宮卽ち是なり。

紫宸殿は皇宮の正殿にして、其の正門卽ち建禮門內正面に、南面して立ち、前方は廻廊を以て圍まれ、後方は東北隅の階段を經て、後房各殿に續く。廻廊の三方に門あり。正面なるを承明門と謂ひ、東を日華門、西を月華門と稱す。門內の廣場を紫宸殿南庭と呼び、廣凡そ千餘坪、白川白砂を布き詰め、殿前左右に櫻・橘二樹を植う。世に謂ふ所の左近櫻・右近橘是なり。殿は九間四面（間口を柱間九つ奥行を柱間四つと爲せる建物）檜造の大建築物にして、東西百十尺、南北七十五尺、屋根は入母屋造檜皮葺にして、周圍內法下に蔀戶を建て、內法上は柱間白漆喰を塗り、正面に十八級の階段を設け、軒には紫宸殿と書せる額を揭ぐ。內部は中央を母屋、其の四周を各〻東・西・南・北の廂と稱し、母屋と北廂との間には有名なる賢聖障子を建つ（本儀に際しては額と共に之を外す）。床は總て拭板張にして、四面に簀子を廻らし勾欄を設く。正面の外東・西亦階段あり、東階は軒廊に續き、西階の下は南庭にして、北は廊下を以て奥殿に通ず。軒廊は屋根黑蔓葺、床を敵とす。南庭の東・西・南の三面は繞らすに廻廊を以てし、廻廊は黑蔓を以て葺き、軒及柱は朱丹にて塗り、垂木の前端を黃色に彩る。當度の大禮に際しても此の結構を特に改むることなく、唯東廂外簀子に假床を設け、殿の屋根葺替、壁及蔀戶の塗替を爲し、南階十八級を新にし、廻廊に十三尺餘の傾斜せる床、十尺餘の附庇を設け、壁及丹の塗替等必要なる修補を加へたるに止る。

第三節　調度

高御座は三層より成る。下壇は高三尺五分、東西二十尺、南北十八尺、黑漆塗、四面とも眼象形とし、極彩色を以て中央に鳳凰一羽、左右に麒麟各〻一頭を描く。又四周に朱塗の勾欄を繞らし、北面及東西兩面には階段あり。北階は五級、廣六尺五分、東西の階は三級、廣五尺三寸八

分なり。壇の上及北階の段上に赤地牡丹文錦を敷き、第二壇を載す。八角にして、厚四寸、廣東西十四尺一寸、南北十一尺九寸五分なり。第二壇の上にも同じく赤地錦を敷く。第三壇は、同じく八角にして厚四寸、廣は第二壇より各〻一尺小さし。其の上に高御座の屋形を立つ。屋形は八本の柱を以て蓋を支ふ。蓋は八面八角にして、頂上に金色大鳳ありて翅翼を張り、又八角の各〻外端にも小鳳あり。搏風には瑞雲を描く。南北二面の搏風の上には大鏡各〻一面、小鏡各〻四面を立つ。毎鏡の兩傍に金銅彫鏤の八花形及唐草形を立て、端に白玉を嵌入す。他の六面に就きても略〻同じ。軒端には玉を結び、各〻其の末端に杏葉を附したる玉旒あり、天蓋の內面中央には一大鏡面を懸く。內壁に、表は深紫色小菱形綾、裏は緋色の帛を以て作れる御帳を懸け、御帳の上層外側に金銅彫鏤の唐草形帽額及蛇舌を加ふ。蛇舌とは短册形の薄金の下端を劍尖形に作りたるもの數十枚を並べ垂るる幕様のものなり。第三壇には青地牡丹文の錦を敷き、其の上に繧繝縁の疊二枚、大和錦縁龍鬚土敷一枚、大和軟錦毯代一枚、東京錦毯代一枚を累敷し、御椅子を安く。御椅子の左右に劍璽案を安く。繧繝縁とは五色を相暈せしめて織出せる錦の疊縁なり。龍鬚土敷とは繭を以て作れる花筵にして、之を縁取るに青地菱文の大和錦を以てす。大和軟錦は縹地に赤紫の花菱、白黄の菊花を織出したる錦なり。東京錦とは往古唐の東京洛陽產の錦を擬して本邦にて作製する所、白地に紅色方形の蝶花文を織出せり。毯代とは毯の代用品の意、毯とは毛織物にして卓子椅子等の下敷たるものを謂ふ。御椅子の形狀は、所謂呉倚子にして朱蠟色木目塗なり。紅地繧繝錦にて縁を取りたる厚疊を載せ、上に表は白地菱文綾、裏は紅平絹、縁に紅地瑞雲錦を附けたる御茵を布く。

劍璽案は高二尺一寸、甲板縦一尺六寸二分、横の中央八寸七分、兩端九寸四分、琴柱形脚の下七寸七分にして、木地は檜柾、總布著せ、黒蠟色に塗り、螺鈿を嵌入す。其の上敷表は紅地瑞雲大和錦、裏は紅平絹板引張とし、紫淺葱白の絞打伏紐を蛯と鮑結びとし總を附す。

皇后宮の御座を御帳臺と稱す。其の構造は高御座と略同じく、三層の繼壇より成り、屋形の蓋亦八面八角に作るも、蓋上の中央には金色の靈鳥を立つ。八角の棟端は蕨手を爲し、各棟は別に裝飾を加へず。各棟の下玉旒一旒を垂るるのみ。玉旒御帳、御椅子等總て高御座に準ず。但し其の大さは高御座に比して小、約十分の一を減ず。

高御座及御帳臺は大正大禮の時作成せられたる物にして、僅に修理を施したるに過ぎず。清拭して其の儘御使用あらせらる。但し御張繧繝縁御疊、御茵、龍鬚土敷、御毯代、地敷、劍璽案は之を新調す。

紫宸殿の南榮（南面の軒）なる御額は之を外して、地文小菱、上文五彩の瑞雲文様、中央に徑三尺二寸の日像を金繡せる錦の帽額を懸く。帽額とは軒に幕の如く横に張れるものの謂なり。幅五尺二寸、長九十一尺七寸。當度に於ては表地は大正大禮の時のものを用ひ、緋色の裏地、中倍及紐のみを新に調ふ。

紫宸殿の南北兩側に各〻九條、東西兩側に各〻二條を張れる壁代は、白羽二重を以て作り、濃褐色なる朽木文様を配し、黒染赤染各〻一條の布筋（平縫の紐）を添ふ。布筋には胡粉にて蝶鳥の文様を畫く。

殿上の北廂及北廂より東廂への御入口竝軒廊の後に懸くる綵綾の軟障は、兩面無地綾を用ひ、天地は縹色を以て横布遣とし、中部は縹黄柿の各色の順序にて縦布遣とす。大正度に於ては紅白大紋緞子を以て幔様に作られ

しも、今回は舊儀に從ひて之に改む。

殿上及軒廊用の青簾は青竹を編みたるものにして、綠色羽二重の緣を附し、緣には蝶鳥の文樣を畫き、之を卷くに紐を用ふ。紐の端は白・赤・黑の總を以て飾る。

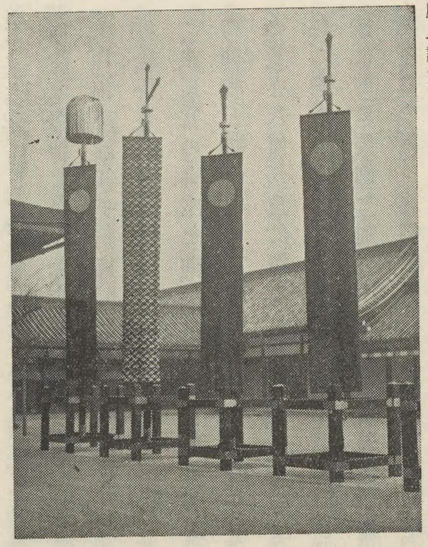

庭上諸旛

南庭には日像・月像の纛旛（とうばん）、頭八咫烏形大錦旛、靈鵄形大錦旛、五色の菊花章中錦旛、同小錦旛、萬歲旛を樹つ。

纛旛とは旛竿の頭に被髮狀の飾、卽ち纛を附けたる旛なり。日像纛旛は幅三尺、丈十八尺にして、雲形織文樣の赤地錦を以て作り、上部兩面に撚金絲を以て徑一尺九寸の日像を繡す。竿は長二十七尺六寸七分、檜材製、黑漆塗にして、頂端を飾れる纛は、金銅の丸形金網に細布に金箔を押したるものを叢植す。長三尺五寸徑三尺なり。月像纛旛は形狀寸法皆日像纛旛に同じ。但旛の地質を瑞雲文樣の白地錦となし、其の兩面に撚銀絲にて圓形の月像を繡す。纛も亦銀色とす。往時の纛は黑の牛尾毛・馬尾毛或は羽毛・麻苧を用ひたりしが、今のは之を采幣狀と爲す。是れ　明治天皇の御卽位式の際に用ひられし日月幣旗の遺意を存せるなるべし。

頭八咫烏形大錦旛は紅地に五綵瑞雲文錦を以て作り、兩面上部に黑絹絲にて八咫烏を

繡す。大さ纛旛に同じ。竿は黑漆塗、竿頭には金鍔の上に銀色三尺五寸の片枝の戟を附す。八咫烏を附するは　神武天皇御東征の時、皇軍を嚮導したる神烏の飛翔せるを現はす。因に、八咫烏は建津之身命が　天照大神の威靈に依りて烏に化せしものなること、姓氏錄の傳ふる所なり。

靈鵄形大錦旛は白地に五彩瑞雲文錦を以て作り、兩面上部に靈鵄を繡す。其の他は頭八咫烏形大錦旛に同じ。靈鵄も亦、　神武天皇御東征の際、御弓の弭に飛來し、四方を照らししと傳へらるる靈鳥なり。其の鵄光曄煜、狀流電の如し　書紀とあるに取りて、金鵄の烏體に順光を加へて圖像せる所に係る。

菊花章中錦旛は幅二尺八寸、丈十五尺、青・黃・赤・白・紫のもの、各二旒とし、地質は小葵文の錦、上部兩面に撚金絲を以て徑一尺八寸の菊花御紋章を繡す。竿は檜材黑塗にして二十尺五分、金鍔の上に銀色二尺五寸五分無枝の戟を附く。同小錦旛は中錦旛と同型にして、稍小なるのみ。卽ち幅二尺五寸、丈十三尺五寸、章の徑一尺六寸、戟二尺三寸、竿十八尺なり。地文小葵にして、御紋章を著けたるは、其の範を明治戊辰の役諸道總督に給ひし錦旗に取る。

萬歲旛は赤地雲形文錦を以て作り、繧繝錦

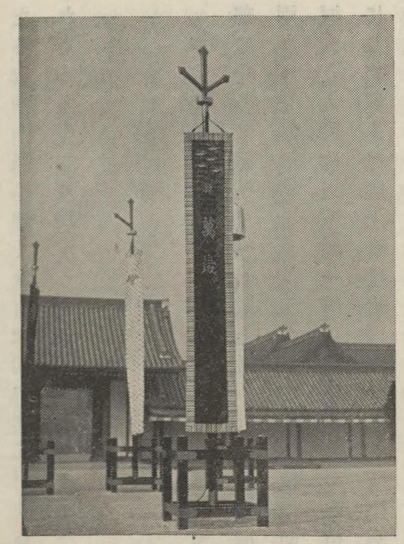

萬歲旛

を用ひて幅五寸の緣を取る。上部兩面に香魚

五尾・浪形及嚴瓮一箇を繡出し、表面に「萬歳」の二字を金繡す。幅三尺、丈十八尺、大錦旛と同じく戟竿に掲ぐ。文字は閑院宮載仁親王殿下の御染筆に係る。圖樣は　神武天皇御東征の時、戰勝を神祇に祈りて嚴瓮を丹生川に沈め給ひしに、大小の魚醉ひて浮び出でし故事に基き、大和國石上神宮所藏の上古酒殿用の大瓮に據りて、嚴瓮を圖し、香魚を描きて川の意を寓す。雲形文樣・繧繝緣・萬歳文字の配合、皆舊儀用ふる所に據る。

桙は長十尺九寸の黑漆塗の柄に金箔押の鍔を附し、長一尺六寸の戟を著く。戟は銀箔を押して造る。鍔の下に紅地雲形金襴、巴紋を兩面に繡し、下部を山形に裁てる比禮を附す。

以上各旛及桙は之を桙上に樹つ。桙は角材にて立方形に造り、差込貫・棒受等を取付く。黑色搔合塗にて鐵金具を用ひ、金具には金箔を押す。

鉦・鼓は何れも周圍に火焰の地透彫を配したる朱塗の臺に懸く。賢所大前の儀に用ひられたるものを重用す。

第四節　鋪設

本儀に於ける鋪設は殿上・庭上及廻廊の三部に分ちて記述すべし。殿上は　天皇　皇后兩陛下を始め奉り皇族・王公族・特派大使・使節・同夫人、大勳位以下勳一等以上・同夫人の本位にして、庭上は庭上參役者の奉仕する所、廻廊は高等官一等以下及大使・使節の隨員・同夫人の本位なり。參列諸員の休所其の他の諸設備に關しては、本編第一章に記すところあり。

(一)殿上　紫宸殿母屋の中央に高御座を安き、高御座の東方に御帳臺を安く。高御座及御帳臺の東・西・南の三面には兩面錦を敷き、北階の下より十八間廊下を經春興殿北階下まで亦、同樣の筵道を鋪く。

紫宸殿南榮には帽額を懸け、殿內四周には青簾を懸けて之を捲く。北廂の東端より西端に亙り、軟障を懸く。北廂より東廂への御入口にも亦軟障を用ふ。

高御座前面西寄に、親王・王・王族・公族の本位を、其の後方に大使・使節・同夫人の本位、又其の後方に大勳位以下勳一等以上・同夫人の本位を設く。御帳臺前面東寄に親王妃・王妃・王族妃の本位を、其の後方に勳一等・同夫人の本位を、親王の前方南廂に、內閣總理大臣以下供奉員の本位を定む。

(二)庭上　南庭櫻樹の木柵南端より二十四尺正南に、日像纛旛一旒、橘樹の木柵南端より二十四尺正南に、月像纛旛一旒を樹て、日像纛旛より正南に各十間の間隔を置きて、頭八咫烏形大錦旛、青・黃・赤・白・紫の菊花章中錦旛五旒、同色の小錦旛五旒を樹て、月像纛旛の正南に、東方の各旛と相對して、靈鵄形大錦旛、菊花章中錦旛、同小錦旛を樹つ。大錦旛、前面三十尺の地點に萬歳旛、左右各〻一旒を樹つ。小錦旛の前面十二尺の並行線上に紅地金襴の比禮を附したる桙左右各〻十竿を、各〻五尺の間隔を置きて布列し、其の前面十二尺の並行線上に、鉦左右各三箇を、五尺宛の間隔を置きて布列し、第三鉦の正南十二尺の並行線上に、同じく五尺の間隔を置きて、鼓左右各〻三箇を布列す。

庭上參役者の位置は、櫻・橘各木柵の中心點より二十四尺の並行線上を中心とし、威儀の本位は櫻橘木柵南側並行線より四尺五寸の南方に、四尺五寸の間隔と前後六尺の距離を置きて二列に、又威儀物捧持の本位は、威儀本位の南端より十九尺の間隔を置き、左右四尺五寸前後六尺を隔てて二列に並ぶ。其の南端より七尺五寸を隔てて鉦鼓あり。司鉦・司鼓の高等官の本位は、第三鉦と第一鼓との中央とし、同判任官の本位は、各鉦鼓の後方三尺とす。

以上各本位には胡床を設く。

(三)廻廊　登極令附式に依れば、參列諸員は殿上東・西兩廂の外軒廊の本位に就くべきも、軒廊は面積狹隘にして且殿上との通路に衝るが故に、廻廊を以て軒廊代と爲し、軒廊は唯規定に從ひ後面に綵綾軟障を作り前面に青簾を懸くるに止む。廻廊は床面に畦織布を敷き、諸員列立の班位を標示する爲徑八分の平鋲を打ち、附庇の軒には綴子の瓔珞を垂れ、飾總を附す。其の他承明門・日華門・月華門の衞門の本位には、左右胡床各〻三脚、長樂・永安兩衞門の本位には、左右に胡床各〻二脚、左掖・右掖兩衞門の本位には、左右に胡床各〻一脚を置く。

第五節　紫宸殿の儀

紫宸殿の儀は、昭和三年十一月十日の午後を以て行はせらる。此の日、朝來快晴、秋空一碧雲翳を留めず。

正午各般の鋪設整ふ。

午後一時二十分儀仗兵建禮門竝建春門外に整列す。

庭上參役者は朝集所内著替所に於て衣紋を整へて同所内廣廊に整列す。梅津、前田、牟田口各〻大禮使事務官の誘導に依り參進。一時五十分各本位に就く。卽ち衞門は承明門・日華門・月華門左右各〻三人、長樂門・永安門左右各〻二人、左掖門・右掖門左右各〻一人、相對して胡床に著く。司鉦・司鼓は其の長、大禮使典儀官安倍季功、同芝忠重を先頭に、司鉦六人、司鼓六人左右に分れ、日華門及月華門より參入し、本位に就く。威儀物捧持者は左右各〻二十人、日華門及月華門より參入、中錦廂前面に二列の定まれる本位に就く。威儀物は太刀・弓・胡簶・梓・楯左右各〻四人にして、太刀捧持者は黑袍、弓及胡簶は緋袍、梓及楯は縹袍とす。威儀の本位は萬歲廂を隔て、威儀物捧持者の正北に列りて、南庭櫻橘の

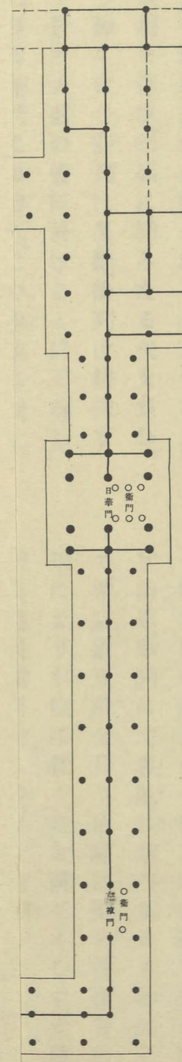

を打ち附庇の軒には綴子の瓔珞を垂れ、飾總を附す。其の他承明門・日華門・月華門の衛門の本位には、左右胡床各〻三脚、長樂・永安兩衛門の本位には、左右に胡床各〻二脚、左掖・右掖兩衛門の本位には、左右に胡床各〻一脚を置く。

第五節　紫宸殿の儀

紫宸殿の儀は、昭和三年十一月十日の午後を以て行はせらる。此の日、朝來快晴、秋空一碧雲翳を留めず。

左掖門・右掖門左右各〻一人相對して胡床に著く。司鉦・司鼓は其の長、大禮使典儀官安倍季功、同芝忠重を先頭に、司鉦六人、司鼓六人左右に分れ、日華門及月華門より參入し、本位に就く。威儀物捧持者は左右各〻二十人、日華門及月華門より參入、中錦旛前面に二列の定まれる本位に就く。威儀物は太刀・弓・胡籙・桙・楯左右各〻四人にして、太刀捧持者は黑袍、弓及胡籙は緋袍、桙及楯は縹袍とす。威儀の本位は萬歲旛を隔て、威儀物捧持者の正北に列りて、南庭櫻橘の

紫宸殿之儀

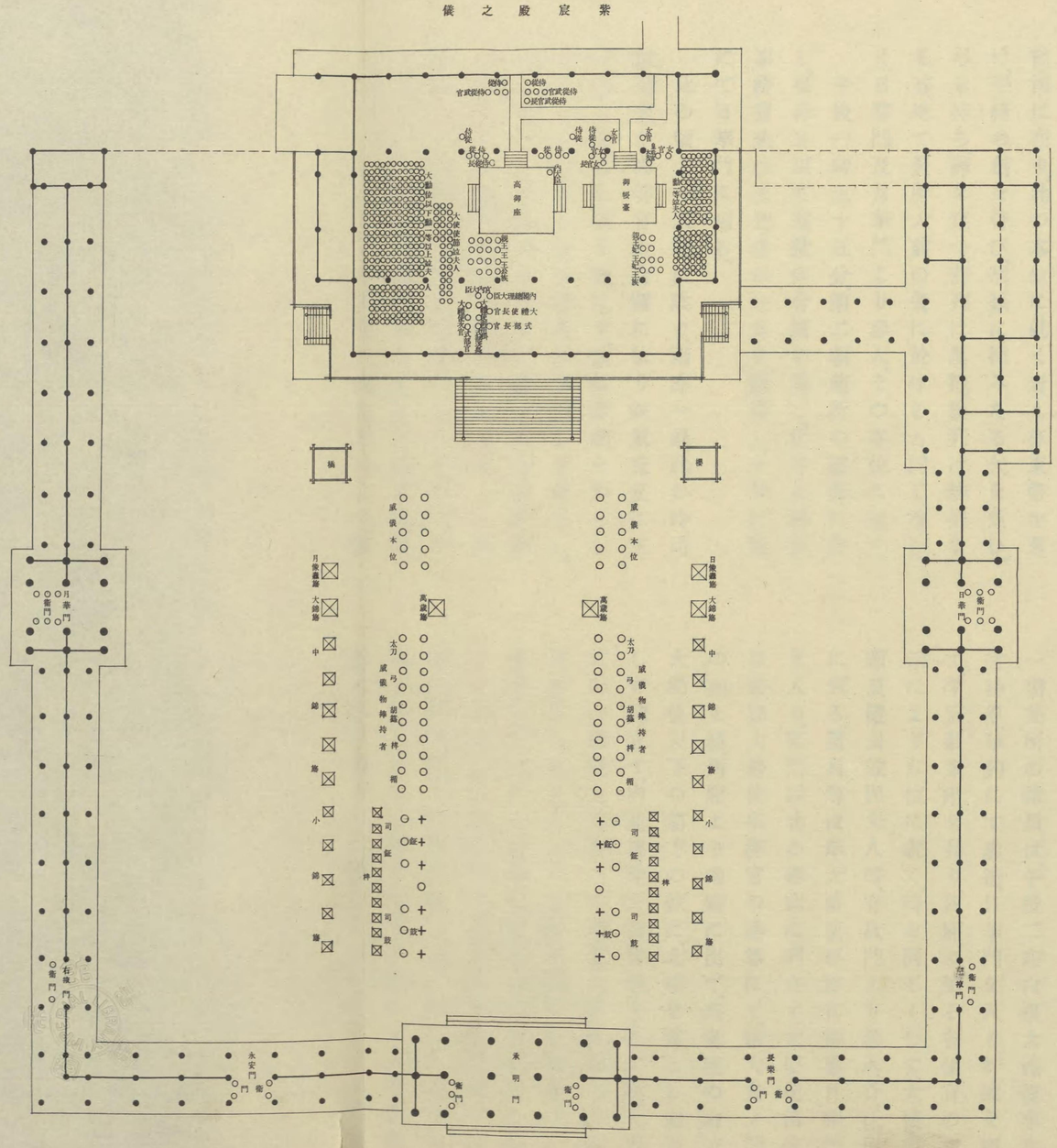

前面に在り。此の本位に就く者も亦束帶を著け、平緒の劍を帶び、胡籙に挿みたる矢を負ひ、弓を持ち、韈を穿つ。前列は黑袍、後列は緋袍なる等、總て賢所大前の儀に於けると同じ。等しく日華門及月華門より參入、その本位に就く。

午後一時三十五分、第二朝集所の諸員に對し、振鈴を以て進發の合圖を爲し、武井大禮使事務官先づ上位者の一部を誘導し、一列行進にて日華門に到る。

此の頃より天遽に陰り、雨亦一過。此の時、司鉦、司鼓の高等官の合圖に依り鉦鼓交互に三下。鉦を先にし鼓を後にす。諸員參進を知らしむるなり。卽ち前記の諸員日華門より參入し、同門以北の廻廊內に列立す。次いで鍋島、島津兩典儀官は、第二朝集所の諸員を誘導し、二列行進にて承明門を入り、左右に分れ、廻廊の各本位に就く。次に大禮使高等官は、土岐大禮使事務官の誘導に依り、承明門內左右に立つ。第一朝集所の諸員は、午後二時白根大禮使事務官誘導、單列にて參進、日華門を入り、軒廊を經て、紫宸殿東階を昇り、西廂に到る。各係官の指示により本位に就く。時を同じくして、大使、使節及隨員竝同夫人等、宜秋門より參入、各〻休所に到る。隨員等は岸大禮使事務官誘導、月華門を入り、同門以北の廻廊に列立す。大使、使節等は渡部大禮使事務官の誘導にて、諸大夫ノ間の前を經、西廂より南廂に出で、高御座の右方大動位以下の前方の位に、北端を首とし東面して列立す。內閣總理大臣、宮內大臣、式部長官、式部次長、殿上侍立の式部官、大禮使長官、同御用掛、同次官は、高木大禮使事務官の誘導にて參進、南廂に入り、高御座繼壇の西端正南の線上を前列とし東面して列立す。前列北端を內閣總理大臣男爵田中義一の本位とし、其の後方を宮內大臣一木喜德郎の本位とす。內閣總理大臣の南方に大禮使長官公爵近衞文麿、其

の後方北寄に大禮使御用掛男爵平沼騏一郎、南寄に大禮使御用掛伯爵伊東巳代治班列し、平沼大禮使御用掛の後方に大禮使次官關屋貞三郎、伊東大禮使御用掛の後方に大禮使次官鳩山一郎班列す。前列南端は式部長官公爵伊藤博邦の本位にして、式部次長渡邊直達、式部官田內三吉順次其の後方に班列す。

午後二時二十五分、雍仁親王、宣仁親王、載仁親王、博恭王、博義王、恒憲王、邦彥王、朝融王、守正王、多嘉王、鳩彥王、稔彥王、春仁王、李王、李堈公の各殿下は松平大禮使事務官の御先導にて、北廂より大使・使節の前を過ぎて御參進、高御座の下正面約三分一の點より西寄に、四列に東面して侍立せらる。北を上とし、前列は總て後列より上位とす。同時に、雍仁親王妃、博恭王妃、博義王妃、恒憲王妃、邦彥王妃、守正王妃、多嘉王妃、鳩彥王妃、春仁王妃、李王妃の各殿下には岩波大禮使事務官の御先導にて、御帳臺の東側に沿ひて御參進、御帳臺の下正面約四分一の點より東方に三列に西面して侍立せらる。北端を上位とし、前列は後列より上位とす。服裝は當日賢所大前の儀に於けると同じきも、男子は帶劍す。此の時御列肅肅として進御。

御先導　侍從子爵牧野貞亮　寶劍　侍從奉仕子爵土屋正直　天皇陛下
御先導　侍從本多猶一郎

御裾　侍從伯爵甘露寺受長　神璽　侍從奉仕子爵海江田幸吉　侍從長

伯爵珍田捨巳　內大臣　伯爵牧野伸顯　御笏　侍從木下道雄
寒帳　侍從子爵黑田長敬

寒帳　侍從野口明　侍從武官長　奈良武次　侍從武官今村信次郎
控　侍從代矢野機

同山內豐中　同川岸文三郎
同蓮沼蕃　同住山德太郎

御先導　皇后宮事務官岡本愛祐　御先導　皇后宮女官津輕理喜子
御先導　皇后宮女官代高木多都雄

皇后陛下　御裾　皇后宮女官油小路蒙子
御裾　皇后宮女官北村民枝　皇后宮女官長

竹屋志計子　寒帳　皇后宮女官山岡淑子　同　皇后宮女官萬里小路ソデ

皇后宮大夫　河井彌八

天皇陛下には窠霰文白浮織の御表袴、繁菱文紅地の御單、小葵文紅地の御袿、小葵文白地の御下襲に、黃櫨染の御袍を召させらる。黃櫨染の御袍は黃櫨・蘇芳等を以て染め、桐・竹・鳳凰・麒麟の文樣を織出す。御冠は本羅張の御立纓にして御紋を散す。皇后陛下には紅精好の御長袴、幸菱文紅固織の御單、雲立涌文紅織の御五衣、地文は龜甲、上文は白の向藤なる青色二重織の御表衣を召させられ、御唐衣、御裳を著けさせらる。御唐衣は地文小葵の白唐織にして、青及紅の雙鳳丸の上文を置き、御裳は地は白綾にして、地文三重襷、桐・竹・鳳凰を地摺し、大腰・引腰には窠霰の文を出す。御髮は大垂髮にて、金色の御釵子、御笄、金蒔繪菊御紋章の御櫛を挿させ給ふ。供奉諸員の服飾は賢所大前の儀に同じきも、男子は劍を帶ぶ。

北廂に進ませらるる時、式部官加藤內藏助警蹕を稱ふ。庭上參役者此に於て起立。鉦一下、諸員敬禮す。

斯くて　天皇陛下には北階より高御座に昇御、侍從子爵土屋正直は寶劍を、侍從子爵海江田幸吉は神璽を御帳內の案上に奉安す。續いて　皇后陛下御帳臺に昇御あらせらる。尋いで內大臣伯爵牧野伸顯は高御座御帳外東北隅に候し、其の他の供奉員壇下後方に侍立

す。次に侍從子爵黑田長敬は東階より、侍從野口明は西階より高御座に上り、女官山岡淑子は西階より、女官萬里小路ソデは東階より御帳臺に上り、御帳を搴げて原位に復す。鉦二下すれば諸員最敬禮を行ふ。此の時　天皇陛下には福頼の御笏を端し給ひ、皇后陛下には御檜扇を持たせ給ひて立御あらせらる。立纓の御冠、黃櫨染御袍の聖姿、御五衣、御唐衣、御裳の御姿、今更に仰ぎ奉るも尊し。乃ち田中內閣總理大臣は相馬大禮使事務官の誘導にて、殿の西階を降り橘樹の北を經て南階の下に詣る。垂纓の冠、黑の袍に威儀を正し、八千萬赤子を代表し北面して立つ。謹嚴度に中り、至誠の色溢る。牧野內大臣乃ち御前に進み、畏みて勅語書を奉る。鼓一下、諸員齊しく頭を垂る。

天皇陛下、茲に勅語を宣らせ給ふ。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ

天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ賴リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ卽位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇內ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ賴リ以テ天職ヲ治メ墜スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ

朕內ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

此の間、天地寂として聲なく、玉音一語は一語より朗かに、一句は一句より嚴かに、內外を壓す。參列の諸臣、皆感淚禁ずること能はず。

陛下夙に英明、令聞四海に周く、曩に衆庶の瞻望を荷はせられ、萬里の波濤を凌ぎ、以て見聞を世界に擴めさせ給ふあり、萬民歡呼の裡に御歸朝あらせらるるや、圖らずも、先帝の御憂患また快しからず、大政を攝して統治の衝に臨ませらる。御孝道益〻深く、撫民の懿德愈〻高し。億兆擧げて御衷慮を推し奉り恐懼せざるなし。而して今諒闇雲晴れて新に天日を仰ぎ、親しく惟神の大道に則り實祚に卽かせらるる旨を宣布し給ひ、君民和親の皇謨を陳べさせられ、國民遵由の大本を啓示し、全人類慶幸の理想を冀念し給ふを拜す。神言蒼生の肝を衝き、感激凝りて熱淚と爲る。豈人臣自然の情ならざらんや。

勅語訖れば、田中內閣總理大臣鞠躬如として南階を昇り、南榮の下に直立し、笏を正して再拜、恭しく左の壽詞を奏す。

臣義一謹ミテ言ス伏シテ惟ミルニ

陛下

皇祖

皇宗ノ大訓ヲ奉承シ萬世一系ノ大統ヲ紹繼シ茲ニ卽位ノ禮ヲ行ハセタマフ億兆欣躍孰カ四海同慶ノ大典ヲ賀シタテマツラ

サラン臣義一誠歡誠喜頓首頓首恭シク惟ミルニ

皇祖ノ照臨シタマフヤ乃チ

皇孫ヲ降シ　神器ヲ授ケ天壤無窮ノ　神勅ヲ賜ヒ惠民ノ德澤天下ニ洽ク以テ萬世不易ノ　皇基ヲ定メタマヘリ

皇宗ノ肇造シタマフヤ乃チ中州ヲ平カニシ　帝位ニ卽キ

皇孫養正ノ　聖心ヲ弘メ建國ノ經綸後世ニ被ラシ以テ一統無疆ノ　皇業ヲ成シタマヘリ爾リシ自リ以來

列聖相承ケ上深仁ヲ施シテ愛撫下ニ厚クシ下至誠ヲ奉ケテ感戴上ニ親ム蓋シ國ヲ以テ家ト爲シ君民ノ一體タル君ヲ視ルコト父ノ如ク忠孝ノ二途ナラサル是レ我カ國體ノ神聖ニシテ萬邦無比ナル所以ナリ明治天皇聖德深厚ニシテ神謨宏遠中外ヲ經緯シテ維新ノ隆運ヲ啓キ古今ヲ斟酌シテ中興ノ大業ヲ成シタマヘリ乃チ　宸勅ヲ降シ國民道德ノ大本ヲ建テ乃チ　聖詔ヲ頒チ立憲政體ノ永制ヲ敷キ治具皆張リ文物悉ク備ハル進ミテ用兵ノ名ヲ正シ皇風ヲ千里ニ宣ヘ退キテ厚生ノ道ヲ盡シ國祚ヲ萬世ニ固クシタマヘリ

大正天皇天資聰明ニシテ聖性仁孝　先朝ノ丕績ヲ紹述シ　繼體ノ宏謨ヲ恢弘シ奎運其レ昌ニ　稜威維レ揚リ　皇德ヲ宇內ニ光被シタマヘリ

陛下乃チ聖ニ乃チ明ニ德ヲ　儲位ニ養ヒ允ニ文ニ允ニ武ニ政ヲ　震宮ニ攝シタマフ既ニ　宸極ニ御シ遠ク肇國ノ　天業ニ鑒ミ寬仁化ヲ敷キ乃チ乾綱ヲ攬リ博ク列朝ノ　聖訓ニ徵シ宵旰治ヲ圖リタマフ億兆咸至隆ノ治化ニ沐シ遐邇悉ク丕顯ノ恩德ニ浴セサルモノナシ今ヤ辱ク　聖勅ヲ賜ヒ普ク臣民ニ誥ケサセラレ

皇祖ノ肇基

皇宗ノ創業以テ

列聖繼述ノ迹ニ逮ヒ我カ國體ノ淵源ヲ闡發シ以テ國家統治ノ大綱ヲ明ニシ以テ臣民遵由ノ大道ヲ示シ汎ク國際ノ親和ヲ冀ヒ深ク人類ノ慶福ヲ望マセタマフ　聖慮深遠　臣等感激何ソ已マン　臣等豈ニ夙夜淬勵　聖旨ヲ奉體シ誓ヒテ奉公ノ節ヲ致シ以テ　聖恩ノ萬一ニ報イタテマツラサランヤ　臣等幸ニ盛儀ニ陪シ　天日嗣高御座ヲ拜瞻シタテマツリ愉悅抃舞ノ至ニ勝フルナシ　臣義一帝國臣民ニ代リ仰キテ登極ノ大禮ヲ祝シタテマツリ敬ミテ　寶祚ノ無窮ヲ頌シ恭シク　聖壽ノ無疆ヲ禱リタテマツル　臣義一誠歡誠喜頓首頓首謹ミテ言ス

昭和三年十一月十日

內閣總理大臣從二位勳一等功三級男爵　臣田中義一

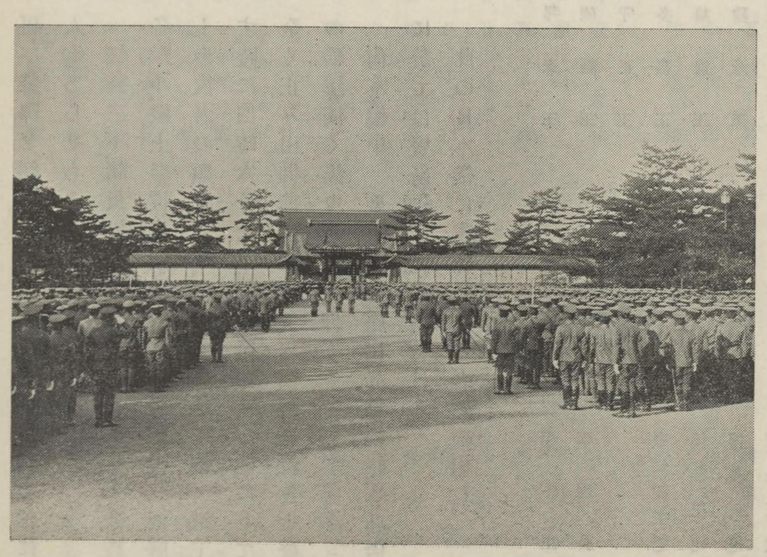

建禮門外萬歲奉唱

奏し了りて階を降り、萬歳旛の前面、中央に至り北面して立ち、誠心を一氣に罩めて萬歳を三稱す。諸臣皆之に和す。群臣の誠歡誠喜結んで澄明の氣を破り、天地爲に搖がんとす。時正に午後三時。禁庭の四周、庶民奉唱の萬歳の聲猶暫く熄まず。

內閣總理大臣復び西階を昇りて原位に就けば、侍從及女官は前の如く進みて高御座、御帳臺の御帳を垂る。此の時、鉦一下諸員敬禮す。皇后陛下先づ御帳臺の北階より下御、虔みて聖上を待たせ給ふ。續いて　天皇陛下劍璽と俱に高御座北階より下御。此の時加藤式部官再び警蹕を稱ふ。卽ち鉦一下、諸員敬禮の裡に、入御あらせらる。

鉦鼓三下、諸員退下を報ずれば、皇族・王公族各殿下、殿上參役者・殿上參列者・軒廊參列者・庭上參役者の順を以て、係官の先導に依り退下す。時に四時六分なり。曩の降雨も半餉にして全く止み、出御前に至りて、天空再び澄み、七條の瑞雲淡く搖曳せるを仰ぐ。

尙本儀中　聖上高御座に昇御の時、春興殿に於ては賢所御床上（おゆかあげ）の儀行はる。

此の日、本儀に奉仕したる者左の如し。

高御座前面壇下侍立

雍仁親王
宣仁親王
載仁親王
博恭王
博義王
恒憲王

邦彥王
朝融王
守正王
多嘉王
鳩彥王
稔彥王
春仁王

李王
李堈公

御帳臺前面壇下侍立

雍仁親王妃
博恭王妃
博義王妃
恒憲王妃

邦彥王妃
守正王妃
多嘉王妃
鳩彥王妃
春仁王妃
李王妃

侍從武官　山內豐中
同　蓮沼蕃
同　川岸文三郎
同　住山德太郎

大禮使次官　關屋貞三郎
同　鳩山一郎
式部官　田內三吉

庭上參役者

威儀本位

西側前列

大禮使參與官　阿部壽準
同　潮惠之輔
同　小原直
同　杉榮三郎
同　吉田茂

西側後列

大禮使典儀官　高橋其三
同　森岡常藏
大禮使事務官　藤井真信
大禮使典儀官　加賀山學
大禮使事務官　村瀨直養

東側前列

大禮使參與官　入江貫一
同　黑田英雄
同　粟屋謙

天皇陛下供奉

御先導　侍從子爵　牧野貞亮
同　侍從　本多猶一郎
寶劍　侍從子爵　土屋正直
御裾　同　伯爵　甘露寺受長
神璽　同　子爵　海江田幸吉
侍從長伯爵　珍田捨巳
內大臣伯爵　牧野伸顯
御笏　侍從　木下道雄
搴帳　侍從子爵　黑田長敬
同　侍從　野口明
同控　侍從代　矢野機
侍從武官長　奈良武次
侍從武官　今村信次郎
同　瀨川章友

皇后陛下供奉

御先導　皇后宮事務官　岡本愛祐
同　皇后宮女官　津輕理喜子
同　皇后宮女官代　高木多都雄
御裾　皇后宮女官　油小路蒙子
同　同　北村民枝
皇后宮女官長　竹屋志計子
搴帳　皇后宮女官　山岡淑子
同　同　萬里小路ソデ

殿上班列

內閣總理大臣男爵　田中義一
宮內大臣　一木喜德郎
大禮使長官公爵　近衞文麿
大禮使御用掛男爵　平沼騏一郎
同　伯爵　伊東巳代治
式部長官公爵　伊藤博邦
式部次長　渡邊直達

大禮使參與官　大海原重義
同　前田米藏

東側後列
大禮使事務官　金森德次郎
大禮使典儀官　大橋八郎
大禮使事務官　長谷川赳夫
大禮使典儀官　長島毅
同　關根正直

威儀物捧持
太刀
西側前列
大禮使事務官　池田寅二郎
同　筧正太郎

西側後列
大禮使事務官　中村藤兵衛
同　成瀨達

東側前列
大禮使事務官　山田準次郎
同　畠山敏行

東側後列
大禮使事務官　宮崎通之助

弓
西側前列
大禮使典儀官　侯爵木戸幸一
大禮使典儀官　松本正巳

西側後列
大禮使事務官　西山左內
大禮使典儀官　伯爵油小路隆成

東側前列
大禮使典儀官　久保田敬一
大禮使事務官　富田松彥

東側後列
大禮使典儀官　伯爵冷泉爲系
同　伯爵伊達興宗

胡簶
西側前列
大禮使事務官　淺田惠一
大禮使典儀官　子爵三島通陽

西側後列
大禮使典儀官　津田靜枝
司鉦司鼓　卿擘保承

東側前列
大禮使事務官　子爵植松雅道
大禮使典儀官　男爵若王子文健

東側後列
大禮使典儀官　男爵九條良致
大禮使事務官　井口延次郎

桙
西側前列
大禮使典儀官　川越丈雄
同　窪田治輔

西側後列
大禮使典儀官　澤田廉三
同　伊手衛

東側前列
大禮使典儀官　大江武男
同　田口弼一

東側後列
大禮使典儀官　松井春生
同　池田秀吉

楯
西側前列
大禮使典儀官　田中直通
同　村上龍太郎

西側後列
大禮使典儀官　工藤壯平
同　佐々木良一

東側前列
大禮使典儀官　大原昇
同　土屋耕二

東側後列
大禮使典儀官　吉住良輔
同　唐澤俊樹

司鉦司鼓
西側
大禮使典儀官　安倍季功
鉦
大禮使書記　多忠行
同　高橋勇治
同　古河末虎
鼓
大禮使書記　多忠朝
同　佐野小門太

大禮使書記　村田義雄

東側
大禮使典儀官　芝忠重
鉦
大禮使書記　多久每
同　一噌卯太郎
同　寺本英二郎
鼓
大禮使書記　山井基清
同　田中五郎
同　小澤幸忠

日華門
北側
大禮使典儀官　長世吉
同　芝葛盛
同　吉田增藏

南側
大禮使典儀官　杉田正三郎
同　井野碩哉
大禮使事務官　中島卯三郎

月華門
北側
大禮使典儀官　加藤正
同　木村正義
同　蜂須賀正氏

南側
大禮使典儀官　坪上貞二
同　岩手嘉雄
大禮使事務官　森泰治

長樂門
西側
大禮使典儀官　富安謙次

承明門
西側
大禮使典儀官　荒井誠一郎
同　青山操
大禮使事務官　深尾代治

東側
大禮使典儀官　浮田鄉次
同　大島辰次郎
同　伏原宣義

大禮使典儀官　清水規矩　　大禮使典儀官　濱田　武

東側　　南側

大禮使典儀官　高田太一　　大禮使典儀官　芳仲和太郎

同　乙葉眞一　　右掖門

永安門　　同　原　亮九郎

西側　　北側

大禮使典儀官　西村宏恭　　大禮使典儀官　床枝房吉

南側

大禮使典儀官　金澤正夫　　大禮使典儀官　中田虎一

參列員の範圍は賢所大前の儀に於けると同じきを以て別に採錄することなし。但し東三省保安委員會委員莫德惠は特に召されて本儀に參列せり。卽ち召されたる者、皇族・王公族二十七方、內二十五方御參列（女子十方）特派大使・使節・同隨員及以上夫人百人、內九十一人參列（女子二十八人）大勳位以下勳一等以上同夫人六百五十六人、內三百六十九人參列（女子九十七人）高等官一等以下千六百三十一人、內千五百四十九人參列、大禮使高等官三百三十一人、內二百二十九人參列し、之を總計すれば、召されたる者二千七百四十五人にして、參列したる者二千二百六十三人なり。

第三章　卽位禮當日皇靈殿神殿に奉告の儀

京都皇宮に於て卽位の禮を行はせらるる當日、卽ち十一月十日、東京宮城の皇靈殿・神殿に於て奉告の儀を行はせられ、卽位の大禮を行はせらるる旨を列聖の神靈竝天神地祇に奏上し、併せて皇運の隆昌と萬民の幸福とを祈らせ給ふ。

本儀に奉仕せる職員は、掌典次長伯爵清水谷實英、掌典慈光寺仲敏、同下田義照、同男爵小松行一、同子爵小出英延、同子爵千種有秀、同小野八千雄及掌典補八人、內掌典三人、樂師九人、舍人三人なり。參列員は大禮使典儀官子爵高辻宜麿、同子爵山尾三郎にして、兼ねて又御儀の事務に當る。服裝は大禮服（白下袴）なり。又侍從代落合爲誠は勅使、皇后宮女官代吉見光子は皇后宮使仰付けられ、各〻隨員一人を隨へて夫れ夫れ參向本儀に奉仕す。

當日早旦、掌典部員御殿を裝飾す。本儀に於ける鋪設は特に著しきもの無く、唯賢所正門外東西に大眞榊を樹て、各〻五色絹を懸け、東には鏡・玉、西には劍を懸け、奏樂舍には和琴を置き、樂師の胡床を配す。又兩殿の砌の上に眞薦を敷き、以て參列員の拜座とす。

午前九時二十分清水谷掌典次長以下參進、皇靈殿の簀子に候し、神樂歌「幣」の奉奏裡に御簾を搴げ奉る。次いで掌典外陣に參進、神饌丸物三方十二臺及幣物を供し、訖りて掌典次長祝詞を奏す。次に神殿に參進して搴簾、神饌・幣物供進及祝詞奏上を爲す等、總て皇靈殿の儀に於けるが如く、九時四十四分之を訖る。次に高辻・山尾兩大禮使高等官幄舍に參進、著床す。

是より先、勅使落合侍從代は午前九時十分賢所候所に參入し、服裝を更む。勅使は束帶、隨員は衣冠單なり。九時五十分小出掌典の先導にて皇靈殿內陣に參進、拜禮の後謹みて御祭文を奏す。訖りて退下。十時神殿に參進、拜禮・御祭文奏上等、總て皇靈殿に於けると同じ。皇后宮使吉見女官代は勅使より稍〻後れて賢所候所に入り、休所に於て五衣唐衣裳に、隨員は袿袴に服裝を更む。十時九分千種掌典の先導に

て皇靈殿に參進、拜禮。續いて神殿に參進、拜禮、かくて退下す。時に十時十九分なり。次いで參列の大禮使高等官參進、拜禮、訖りて退下するや、樂官再び神樂歌を奏す。掌典次長以下參進、皇靈殿、神殿の順序にて幣物、神饌を撤し、御簾を垂れ各〻退下。十時三十九分儀全く訖る。

儀訖るや、卽ち勅使及皇后宮使、京都皇宮內宮內大臣を經て御用相濟みし旨奏上し奉る。

第四章　卽位禮後一日賢所御神樂の儀

卽位の禮を訖らせられたる後一日、卽ち昭和三年十一月十一日を以て賢所御神樂の儀を行はせらる。御神樂は神代に於ける天岩戸の故事より出づ。史書平安時代の初、大嘗に當り清暑堂御神樂の事を傳ふるも、賢所に於ける御神樂は、一條天皇長保四年を以て濫觴とす。當時は隔年に行はれ、後朱雀天皇長曆の頃一時每年行はれしこともありしが、白河天皇の承保年間よりは、每歲之を行ふことを恒例と定められ、爾後御祈願又は賢所御動座に當り、臨時に御神樂を行はるるの御儀を拜し、近世に於ては御代始に之を行はせらる。蓋し卽位禮後一日之を行はせらるるは、天皇神器を奉じて京都皇宮に移御あらせられ、卽位禮の儀訖れるを以て、茲に神樂を奏せしめて報賽の禮を修め給ふものと拜察す。

本儀に於ける鋪設を述ぶれば、本儀は日沒後曉かけて行はせらるるを以て、燭臺、庭燎等點燈の設備及御神樂に必要なる準備を爲すの外、卽位禮當日賢所大前の儀に於けると大差あることなし。儀に先ち、春興殿を裝飾し、兩陛下の御座及劍璽案等を設け、殿內及簀子には二十基の燭臺を置く。又南廂に於ける皇

族の本位及御道筋に於ける御筵道の鋪設等は、總て賢所大前の儀と同じく、奏樂舍には和琴を備へ胡床を配す。

左右兩幄舍には百八十四脚の椅子を十列に布列し、以て勳一等以上諸員の本位と爲す。椅子は總て黑塗の御紋散を用ふ。次に少許の間隔を設けて、高等官一等以下の本位に供する爲、ベンチ四十一列を配し、尙一列分の間隔を置きて、大禮使高等官の本位に充つる爲、五列のベンチを配す。又神樂舍は殿に面せる北方を除き、東西及南面には、淺葱の斑幔を張りて外見を限る。樂官の出入口は西南隅に之を設け、神樂舍內北寄の正中に、約二尺の庭燎の坑を穿ち、其の東方に庭燎奉仕者の圓座を設く。又舍內東西兩側に祕曲奉仕者以下の座を設け、西側の座の南端に人長の座を設く。此の座は下に三色木を並べ、其の上に荒薦を、又其の上に斑布(白布)絲角座を累ね敷く。神樂舍の南方東西兩側には、方六尺の庭燎舍各〻一棟を構へ、其の中央に庭燎の坑を穿ち、其の外側に庭燎奉仕者の圓座を設く。尙奏樂舍の西方に二基、東西兩幄舍の內側に各〻四基、南門及左右掖門外の兩側に各一基の臺提燈を設備し、南門外東西兩側には大眞榊を樹て、五色絹を繫け東に鏡、玉、西に劍を懸く。

午後二時御殿を裝飾し、同時刻所役の大禮使高等官以下參集して、各〻其の位置に就く。大勳位以下の諸員は午後三時二十分第一、第二朝集所に參集、皇族、王公族各殿下にも同時刻を以て御參集、直に御著替あり。午後三時二十分大禮使事務官子爵相馬孟胤の合圖に依り、大禮使事務官前田治、同牟田口廉也の先導にて大禮使高等官參進、左右兩幄舍に著床す。次に第二朝集所に在る高等官一等以下の諸員參進、大禮使典儀官男爵鍋島陸郎、同伯爵島津久範の先導に依り、左右兩幄舍所定の本位に

就く。次に大禮使參與官杉琢磨、大禮使事務官大木彝雄の誘導に依り、大勳位以下第一朝集所に在る諸員參進、南門を入りて左右兩幄舍の前端の本位に就き、午後四時を以て諸員著床を終る。此の時、諸員起立、樂師神樂歌「幣」を奏し始むれば、掌典子爵長谷信道、同伯爵庭田重行御簾を搴げ奉る。訖りて諸員復床す。次いで掌典長公爵九條道實參入、外陣に候し、掌典次長子爵本多正復以下之に踵ぐ。幣物は紅白帛・細布、神饌は折敷高坏六基、折櫃二十合、酒二瓶にして、掌典次長陪膳、之を供進し、其の訖るや掌典次長以下簀子に復す。此に於て參列の諸員一同起立す。九條掌典長內陣に參進、謹みて

「卽位禮波昨日波母安久穩爾行波世給比志賀故爾御神樂仕奉良志米祕曲乎母奏志米給波牟止須是乎以氐禮代乃御幣帛奉利御食御酒乎始米種々乃物乎備奉利氐愼敬比仕奉良志米給比大前乎大御親袁呂賀美奉良世給布事乎平良久氣安良久氣聞食志氐大

朝廷乃內乎始米氐仕奉留百官人等天下乃人民爾至留万氐爾彌榮爾榮志米給倍止白須事乎聞食世止恐美恐美母白須」との祝詞を奏す。四時十四分奏上訖り、諸員一同復床、簀子の掌典次長以下退下す。

午後四時十分　天皇陛下には御束帶黃櫨染御袍を召させられ、宜陽殿に出御、御少憩の後、伊藤式部長官、一木宮內大臣前行、土屋侍從寶劍、牧野侍從御裾に、又海江田侍從神璽奉仕、珍田侍從長、侍從左右各〻一人、奈良侍從武官長、侍從武官左右各〻一人、雍仁親王、宣仁親王、載仁親王、博恭王、博義王、恒憲王、守正王、稔彥王、春仁王、李王、李堈公の各殿下、牧野內大臣、近衞大禮使長官衣冠單を著して御後に候す。諸員起立の裡に南廂に進御あらせらるるや、九條掌典長御扉の內に在りて御先導、掌典伯爵室町公藤、同菅野忠雄外陣に候して御幌を搴ぐ。斯くて　天皇陛下內陣の御座に著御あり。寶劍・神

璽捧持の侍從、內陣に參進して之を案上に奉安し、御裾奉仕の侍從と共に、南廂の位置に退きて候す。親王・王・王族・公族は南廂西側の本位に就かせられ、供奉の諸員亦同廂所定の位置に在りて候す。爾餘の侍從・侍從武官長・侍從武官は、北階にて御列を離れ、同所に於て入御を待ち奉る。　陛下には、九條掌典長の捧げ奉れる御玉串を執らせ給ひて御拜禮あり。御玉串奉奠の事訖るや、內掌典高木かつ奉仕の御鈴、淨らけく朗らけく響き渡る。此の時、皇族・王公族の御拜禮、爾餘の供奉諸員一齊に拜禮。次に掌典御幌を搴げ奉れば、　陛下入御あらせらる。御列出御の時に同じ。入御の後、諸員一同復床す。

斯くて　天皇陛下には、四時三十二分一旦宜陽殿に還御あらせらる。次いで　皇后陛下宜陽殿より出御。御五衣・御小袿・御長袴を召させられ、御檜扇を執らせらる。渡邊式部次長、河井皇后宮大夫前行し、山岡、萬里小路兩女官御裾に奉仕、竹屋皇后宮女官長、雍仁親王妃、博義王妃、恒憲王妃、邦彥王妃、守正王妃、多嘉王妃、鳩彥王妃、李王妃の各殿下、鳩山大禮使次官供奉す。各妃殿下は五衣・小袿・長袴を召され、供奉の男子は衣冠單、女子は袿袴を著す。四時三十六分諸員起立の裡に、　皇后陛下南廂に進御あらせらる。掌典長御扉內に進みて御先導、掌典外陣に候して御幌を搴ぐ。　陛下には內陣の御座に著御。御裾奉仕の山岡、萬里小路兩女官南廂に退き候す。供奉の各妃殿下には、南廂東側の本位に就かせられ、其の他供奉の諸員亦同廂所定の位置に就く。九條掌典長進みて御玉串を捧ぐ。　陛下之を執らせられて奉奠、御拜禮あらせらる。此の時、各妃殿下御拜禮。供奉諸員拜禮。訖りて御裾の女官外陣に參入、次いで掌典御幌を搴げ奉れば、出御の時の御列を以て入御。諸員一同復床す。次に四時四十六分、

山邊大禮使事務官の合圖に依り、左右兩幄舍內の參列諸員、一齊に起立拜禮、訖りて大勳位以下順次掛員の誘導に依り南門より退下す。時に午後五時十分。此の頃、暮靄漸く神域に垂れ罩め、庭上既にして人影を留めず。一時間後に行はるべき御神樂を想ふ時、遠き神代の古事をも偲び出でて、心頭自から澄深を覺ゆ。

此の儀に參列の諸員の範圍は、外國交際官を除くの外、卽位禮當日賢所大前の儀に參列の諸員と同じく、大勳位以下二千六百十九名にして、實際の參列者は、大勳位伯爵東鄕平八郎以下勳一等以上の者竝夫人三百四十九名、高等官一等以下に在りては、參謀次長南次郎以下千五百三十四名、又大禮使高等官は、大禮使參與官阿部壽準以下二百十九名にして、總員二千百二名なり。

五時を過ぐること四十分、黃昏罩めし春興殿の庭上に、白張を著けたる人影動き始め、御神樂の開始刻刻と迫る。御神樂に參列するは、大禮使高等官のみにして、總員二百十一名なり。之を三班に分ち、第一班は大禮使次官旭山一郎以下六十六名、第二班は大禮使事務官成毛基雄以下七十四名、第三班は大禮使典儀官田中直通以下七十一名とし、午後六時より一時間の交代を以て順次著床し、十二時を過ぐるに及び、全員參列することとす。

五時五十一分大禮使高等官第一班南門より參進、幄舍內の本位に就く。此の時、庭燎舍及神樂舍內に燃ゆる庭燎靜に神域を照し、庭燎奉仕の司人を始め、神樂舍外に在りて召出さるるを待てる衣冠の樂官二十四名の姿、闇に浮びて、そぞろに神代の樣をも想起せしむ。午後六時、卷纓・緌・闕腋の束帶を著し、太刀を佩き、笏を執れる人長多忠行、裾長く引きて春興殿の階下に參進すれば、掌典八束清貫賢木を執りて階を下る。多人長、之を受けて南端なる人長の座に著く。篳篥奉仕の樂師薗廣虎、相次いで參入し、各〻音取を奏す。兩管の諧調和やかに闇中より起り、燎火の照し出づる幽玄、正に神域に漂ふ。音取止んで、人長賢木を執りて庭燎の前に進み、「鳴高し鳴高し振舞ふ〳〵今夕の御神態の人長樂師多忠行」、次いで「司人、司人、御燎白く奉れ」と嚴かに

人長

呼ばはる。司人頷き既に燃ゆる燎火に更に薪を加ふれば、火は愈〻明るく、神殿の階・柱・壁・障子・黑蔀に至るまで闇に浮ぶ。此の時、人長「各〻起たしめて才試むべき男を召す」と呼ばはりつつ篳篥・笛の奉仕者を顧みれば、兩奉仕者退き、尋いで人長「司人、司人、軾賜へ、男を召す」と庭燎の西に立つ。司人は無言のまま、庭燎の前に圓き軾を敷きて退けば、人長、再び軾の前に立ち「笛仕るべき男を召す」と呼びて、復庭燎の西側に立つ。樂師出でて其の軾に坐し、「庭燎の曲」を獨奏す。訖りて人長「本方に候へ」と命ずれば、答禮して其の座に著き、篳篥及和琴の樂師順次召されて各〻「庭燎の曲」を奏し、而して後本末の座に著く。此に於て笛・篳篥の奉仕者をして縒合を奏せしむ。畢りて歌を奏する本拍子の樂師、末拍子の樂師、順次召出され、軾の上に坐して「庭燎」を歌ふ。此の歌訖りたる後、各樂師は殿に向ひて左右に分れ、左を本、右を末とし「久止段

拍子」を奏し、次いで歌、本方より起り、末方之に應へ、受けては應へ、應へては受く。此れ「阿知女作法」にして、皇祖　天照大神の天石窟に籠らせ給ひし時、天鈿女命其の御前に於て舞戯を演じ給ひし昔を偲びまつるものと云へり。

斯くて神樂は次第に進み、人長舞ひ收めて「採物」を了り、小前張の「薦枕」、雜歌の「千歳」、「早歌」を奏すれば、人長再び起ち、賢木を執りて舞ひ早歌此の曲了る。此の舞、常は行はず、祕曲奉奏の時に限らる。此に於て人長以下舍人の全員退下し、祕曲奉仕の伯爵室町公藤和琴伯爵大原重明本拍子は、樂長芝忠重末拍子同安倍季功篳篥樂師薗廣虎笛と共に、之に代りて神樂舍に著座し、祕曲を奏す。此の時、庭燎の影次第に淡く、笛篳篥、和琴、音も立てず奏せられ、本歌末歌亦聲を祕めて聞えず。音なき樂、聲なき歌、洵に神祕の極と謂ふべく、地上のもの悉く音聲を絶ち、唯此の神祕の曲を心頭に聽くあるのみ。神苑の更

闌けて霜露降るを覺ゆる頃、祕曲訖りて奉仕者退下すれば、人長以下再び參入し、「吉々利々」以下漸く進み、「朝倉」に續きて昂る「其駒」の齊唱に、人長三たび起ちて袖を飜へして舞ひ舞ふ。是より先、參列の大禮使高等官は、全員二百十一名、其の本位に著床し、莊重にして優雅、森嚴にして神祕極まりなき御神樂は、十二日午前零時を過ぐること十四分にして全く訖り、人長階下に參進して賢木の枝を階上なる八束掌典に致す。次いで、神樂歌、早韓神奉奏裡に掌典長以下順次參進、掌典次長陪膳の下に幣物、神饌を撤し、御簾を垂る。參列の大禮使高等官、樂官瞬くが如き滿天の星斗を仰ぎつつ靜に退下。

人長より致したる賢木は、室町掌典により て御奥深く獻じ奉り、珍田侍從長より御神樂の御儀滯無く訖りたることを奏上す。畏くも天皇　皇后兩陛下には、此の奏上を聞召さるるまで、御姿勢をだに崩させ給はず、御內殿に於て遙に御奉仕あらせ給ひしとぞ、洩れ承るだに恐懼の極なり。

本儀に於ける奉奏の曲目、歌詞及此の御神樂に奉仕せる樂官竝祕曲奉仕者左の如し。

曲　目

○神樂歌
　庭　燎
○久止段拍子
○阿知女作法
○採　物
　榊　韓神(人長乙舞)
○小前張
　薦　枕
○雜　歌
　千歳。早歌(人長乙舞)
○祕　曲
○星

吉々利々。木綿作
○朝　倉
○其　駒(人長乙舞)

歌　詞

『庭　燎』

(本方、末方)
みやまには、あられふるらし、とやまなる。
『阿知女』
(本方、末方)
あぢめ、オオオオ。おけ。
『榊』
(本方)
さかきばの、かをかくばしみ、とめくれば、
やそうぢびとぞ。
(末方)
かみがきの、みむろのやまの、さかきばは、
かみのみまへに、しげりあひにけり。
『韓　神』

（本方）
みしまゆふ、かたにとりかけ、われからかみの、
からおぎせんや、からおぎ。
（末方）
やひらてを、てにとりもちてわれからかみの、
からおぎせんや、からおぎ。

『薦　枕』

（本方）
たがにゑびとぞ、しぎつきのぼる、あみを
ぎし。
（末方）
そのにゑびとぞ、しぎつきのぼる、あみを
ぎし。

『千　歳』

（本方）
せんざい、せんざい、せんざいや、ちとせの
せんざいや。
（末方）
まんざい、まんざい、まんざいや、よろづよ
のまんざいや。

『早　歌』

（本方）ヤいづれそも、とうとまり。
（末方）ヤかのさきこえて。
（本方）ヤみやまのこつつら。
（末方）ヤくれぐれこつつら。
（本方）ヤさぎのくびとろど。
（末方）ヤいとはたとろど。
（本方）ヤあかがりふむなしりなるこ。
（末方）ヤわれもめはありさきなるこ。
（本方）ヤたにからゆかば、おからゆかむ。
（末方）ヤおからゆかば、たにからゆかむ。
（本方）ヤをみなこのさへは。
（末方）ヤしもつきしはすのかきこほり。
（本方）ヤあふりとやひばりと。
（末方）ヤひばりとやあふりと。

『吉々利々』

（本方）
ききりり、せむざいやう、びやくしゆど、
ちやうせつじむてう、しやうじやうげや、
あかほしは、みやうじやうは、くはやここ
なりやなにしかもこよひのつきは、ただ
ここにますや。
（末方）
びやくしゆど、ちやうせつじむてうしや
うじやうげや、あかほしは、みやうじやう
は、くはやここなりやなにしかもこよひ
のつきは、ただここにますや。

『木綿作』

（本方）
ゆふつくる、しなのはらにや、あさたづね、
あさたづね、あさたづねや。
（末方）
あさたづね、ましもかみぞや、あそべ、あそ
べ、あそべ、あそべ、あそべや。

『朝　倉』

（本方）
あさくらや、きのまろどのにや、わがをれば。
（末方）
わがをれば、なのりをしつつや、ゆくやたれ。

『其　駒』

（本方、末方）
そのこまぞや、われにわれに、くさこふ、く
さはとりかはん、みづはとり、くさはとり
かはん。

御神樂奉仕者

本拍子　樂長　芝　忠重
末拍子　樂師　薗　十一郎
笛　同　薗　廣虎
篳篥　樂長　安倍季功
和琴　樂師　多　久每
人長　同　多　忠行
（小前張以下）
本拍子　樂師　山井基清

末拍子	樂師	多忠朝
笛	同	多忠告
篳篥	同	多久元
和琴	同	窪兼雅
附歌	同	豐時義
同	同	安倍季頼
同	同	奥好察
同	同	芝葛紘
同	同	豐昇三
同	同	芝祐孟
同	同	多基永
同	同	山井景昭
同	同	安倍季巖
同	同	東儀文盛
同	同	多忠紀
同	同	多馨
同	同	薗一雄

祕曲奉仕者

本拍子	伯爵	大原重明
和琴	同	室町公藤
篳篥	樂長	安倍季功
末拍子	同	芝忠重
笛	樂師	薗廣虎
早歌(乙舞)人	長	同 多忠行

第五編　大嘗祭

第一章　大嘗祭の意義及沿革

略

「卽位ノ禮及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニ於テ之ヲ行フ」「大嘗祭ハ卽位ノ禮ヲ訖リタル後續テ之ヲ行フ」(登極令第四條)の規定あり、以て卽位禮と大嘗祭とは離るべからざること明定せらる。

大嘗は古言に「おほにへ」と云ひ、又「おほなめ」「おほむべ」「にはなへ」等とも訓ず。後世は字音にて「だいじやう」と呼ぶこととなれり。其の大嘗祭と云はずして大嘗會と稱せしことあるは、節會あるに因りてなり。此の祭は天皇卽位の後、始めて新穀をきこしめすに當り、先づ御躬ら　天照大神及天神地祇を祀らせ給ふの儀にして、御一世一度の新嘗なれば之を大新嘗とも云ふ。祭政一致を以て國を建てられたる我が國に於て、最大神事たる大嘗祭が最古き歷史を有することは言ふまでもなく、其の始源は實に遠く神代に在り。古事記上卷に速須佐之男命の御事を記せる條に　天照大神「於聞看大嘗之殿」とあり。日本書紀神代下に「神吾田鹿葦津姫、以卜定田、號曰狹名田、以其田稻、釀天甜酒嘗之、又用渟浪田稻、爲飯嘗之」と見ゆ。又同書淸寧天皇二年十一月「依大嘗供奉之料、遣於播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯」とあるは、齋國たる播磨に遣使のことを記せるものにして、此の頃既に制度の整備せるものあるは偶々見るべし。

大嘗祭は其の儀式の重大にして新穀供饌の事あるを以て、齋田の決定に始まり一年又は半年を經て完了すと見るべく、繼續的準備を伴ふの點に於て、他の諸儀に比するに著しき相異あり。延喜式に「凡踐祚大嘗、七月以前卽位者、當年行事、八月以後者、明年行事」と定め、大臣勅を奉じて神祇官を召し、齋國を卜定せしむ。悠紀方・主基方是なり。悠紀は齋忌とも書きて潔齋の義、主基は曾岐の轉にて身濯の意なりと說き、又次の意にて次の神齋の義なりとも說く。京の東方諸國を悠紀とし西方諸國を主基とす。尤神龜元年度には「由機備前國、須岐播磨國也」とし、天平神護元年度には「由機美濃國、須岐越前國」と爲せるに見れば、往古は必しも爾く一定せしにもあらざるか。中世以後は每に近江を悠紀とし、丹波・備中を交互に主基とし、殆んど例外を見ず。之を現制に徵するに「大嘗祭ノ齋田ハ京都以東以南ヲ悠紀ノ地方トシ京都以西以北ヲ主基ノ地方トシ其ノ地方ハ之ヲ勅定ス」(登極令第八條)と明定せらる。京都の以東以南、以西以北と謂へる所以のものは、古例に稽へて京都を中心として、其の以東を悠

紀、以西を主基と爲し、且其の直南を悠紀、直北を主基の中に含ましめんとの意なるべし。兩地方の勅定に當りては齋田點定の儀を行はる。古來之を卜定と言ひ、龜甲を灼きて卜ふを例とす。兩地方定まれば齋田を定め、朝廷よりは抜穂使を下して行事を爲さしむ。斯くて新穀の收穫終れば之を輸上して齋院外の假屋に納む。

大嘗宮とは悠紀・主基の兩殿を指稱す。大極殿に於て卽位禮を擧げさせられし頃は、龍尾壇前の庭上に之を新營せられしが、後三條天皇の御時、皇居炎上に依り太政官廳前にて行はれしことあり、紫宸殿にて御擧式の事となりてよりは、其の南庭に建てらるるを常とす。近く明治天皇は宮城吹上御苑に於て大嘗祭を行はせられしが、當度は大正度と同じく京都皇宮仙洞御所の一廓を以て其の地域と定められる。貞觀の儀式に依れば、其の宮地東

西二十一丈四尺南北十五丈、之を中分して東を悠紀院と爲し、西を主基院と爲す。正南に一門を開き內に屛籬を樹つ。東北・正北及西北に各〻門あり。南北兩門の間、縱に中籬あり、其の南端は道に通ず。中籬以東一丈五尺許に悠紀中垣あり、其の南北兩端に各〻小門を開く。又其の南北門の間に中垣あり。其の南に縱五間の正殿一宇、構ふるに黑木を以てし葺くに青草を以てす。其の上に黑木にて町形を爲り黑葛を以て之を結ぶ。檜竿にて承塵の骨を爲り黑葛を以て結ぶ。小町席を以て承塵とし、壁代は草を用ひ、表は伊勢斑席、裏は小町席を用ふ。地に鋪くに束ねたる草を以てし、播磨簀を以て其の上に加へ、簀上に席を加ふ。掃部寮、白端の御疊を席上に置き、坂枕を疊の上に施す。內藏寮、布幌を以て戶に懸く。其の堂東・南・西の三面は竝に表は葦簾、裏は席障子なり。但西面の二間簾を卷く。中垣の北六尺許に橫五間の膳屋一

宇を設く。西二間を盛所とし、其の西南の間皆席柴を用ひて蔀とす。北垣の南六尺許に、橫三間の臼屋一宇、其の西縱に神服の柏棚あり。其の主基院制作裝飾皆悠紀院に準ず。大嘗院の北に廻立宮の正殿一宇を造る。構ふるに黑木を以てし、苫を以て葺き、席を承塵とす。往時の制稍〻見るべし。

大嘗祭は至上の神事なるが故に古來潔齋を重んず。昔は奉仕の職員は素より、御用材の選定、伐採の日時に至るまで、皆卜占を用ひて神意に窺へり。又汚穢を淨めさせられんが爲、十月下旬に至り河に臨みて解除を修せらる。之を御禊行幸とも豐の御禊ともいふ。川は葛野川・松崎川・佐比川等を選ばれしが、中世以後は賀茂川に於てせらる。東山天皇貞享四年の大嘗祭には清涼殿に於て行はせ給ひ、後此の例に準ぜしめらるることとなれり。至尊のかく御禊を行はせらるるのみならず、檢校・行事以下の內外祭儀に關與の職員等も亦夫れ夫れ解除の事ありて、九月は荒見川又は紙屋川にて祓禊あり、八月より十月までは晦日毎に大祓を行ふ。仲冬の月に入りては散齋・致齋の事あり。散齋とは稍〻寬なる潔齋、致齋とは嚴格なる潔齋の意なり。

令義解には「凡天皇卽位、總祭二天神地祇一云云、散齋一月、致齋三日」とあり、散齋は朔より晦に及び、致齋は十一月中の丑の日より卯の日に至る三日とす。上下擧りて齋愼を行ふなり。故に兩齋の事及諸種の忌事は、太政官より左右京及五畿內諸國に符を下して之を知らしめ、齋月の間は佛齋淸食に預り、喪を弔ひ病を問ひ、或は肉を食ふことを禁ず。又刑殺を斷じ罰罪人を決すること無からしむ。總て國を擧げて不吉を戒め凶惡穢濁を禁ずるの精神、此等に依りても窺ひ知ることを得べく、之が行事の人皆心を淸め行を愼むは言ふまでもなし。

卯の日の御儀は卽ち今の大嘗祭にして、其の翌曉に及ぶ。此の御儀に關し古記述ぶる所細微に亙り、採錄盡し難きものあり、茲に其の一端を收むるに止めんとす。此の日大嘗宮の南北門に神楯各〻二枚、神戟各〻四竿を建つ。時を待て伴佐伯各二人南門を開くや、近衞諸門を衞り、隼人朝集堂前に立ちて聲を發すれば、中務輔丞、大舍人寮及舍人を率ゐ、宮內省・主殿寮・掃部寮の殿部掃部等竝に公服して、威儀のものを執り、左右に分れて陣す。酉の時兩院に燈燎を設く。院別に二燈二燎、又南門の外に於て、通夜庭燎を供す。巳の時宸儀御常の宮にて大忌御湯を召させられ、戌の時廻立殿に出御、小忌御湯の御儀を行はせられて、祭服を著けさせられ大嘗宮に入御。其の道に葉薦を設け、御步に隨ひて、前には敷き、後には卷く。人敢て蹋ず。大臣一人、中臣・忌部・御巫・猿女を率ゐて前行、主殿の官人二人燭を秉りて路を照らし、車持

の朝臣一人菅蓋を執り、子部の宿禰一人、笠取直一人竝に蓋の綱を執り、膝行して各〻其の職に供まつる。聖上悠紀に御して、小忌の群官各〻其の座に就く。次いで國栖の古風・悠紀の國風を奏し、語部古詞を奏す。皇太子は東方南掖門より入り、竝に幄下の座に就き、六位以下は暉章・修式二堂の後に次に依りて列立す。群官入り始めて隼人聲を發し、立定まりて止む。國栖の古風・悠紀の國風古詞を奏し、次いで隼人の風俗歌舞あり。皇太子以下五位以上共に起ち庭中の版位に就いて跪き、八開手を拍ち、六位以下相承けて拍手、訖りて退出す。唯五位以上は退いて幄下の位に就く。亥一刻悠紀の御膳を薦む。神饌行立の次第今制と略〻同じ。亥四刻薦享畢りて之を撤す。宸儀出御の時と同じく、葉薦に御して廻立殿に遷御、御湯を奉供し、訖りて御服を易へ、主基の嘗殿に御す。其の儀一に悠

紀に於けるが如し。

以上は貞觀の儀式竝延喜式に據り、古儀の大要を記したるものなるが、其の次第に就き時に多少の變遷あるも、主要の事項に至りては曾て變改せられず。後土御門天皇の文正元年十二月の大嘗祭以後、變亂相次ぎ此の大儀の中絕せること九代二百二十年に及び、東山天皇卽位の後貞享四年十一月御再興あり、次代なる　中御門天皇には故ありて行はせられざりしが、後櫻町天皇以來復た絕えず。貞享以後の御儀は、其の次第に於て省略せらるる所多く、例へば大嘗宮の結構・隼人の發聲・國栖の古風の如きは之を存せざるも、廻立殿の御湯の儀・嘗殿へ渡御の儀・神饌の行立・供膳・撤膳等其の主要の點に至りては固より古儀を變ぜらるるが如きことなし。

主基殿の儀を訖らせらるれば、茲に解齋を行はせられ、辰の日の節會に入る。節會は今日の大饗に當る。

今の行はるる所、多くは如上の舊儀に其の範を取らせられたるものにして、末葉を捨てて其の眼目を存し、之を精神に稽へて時世の趨勢に徵せらるるものと謂つべし。

第二章　大嘗祭前の諸儀

第一節　大嘗宮地鎭祭の儀

大嘗宮は大正大禮の際に於けると同じく、京都皇宮仙洞御所の宮域に建てらるることとなり、先づその地鎭祭を行はる。蓋し其の新築地を「宇斯波伎坐神等」を祭り、宮地の堅固にして些の動搖なきを祈請せんとするものにして、大嘗祭に屬する諸儀の劈頭ともいふべきなり。

八月五日、仙洞御所內大嘗宮御敷地なる松の樹の間に祭場を設く。絲より細き京の雨の

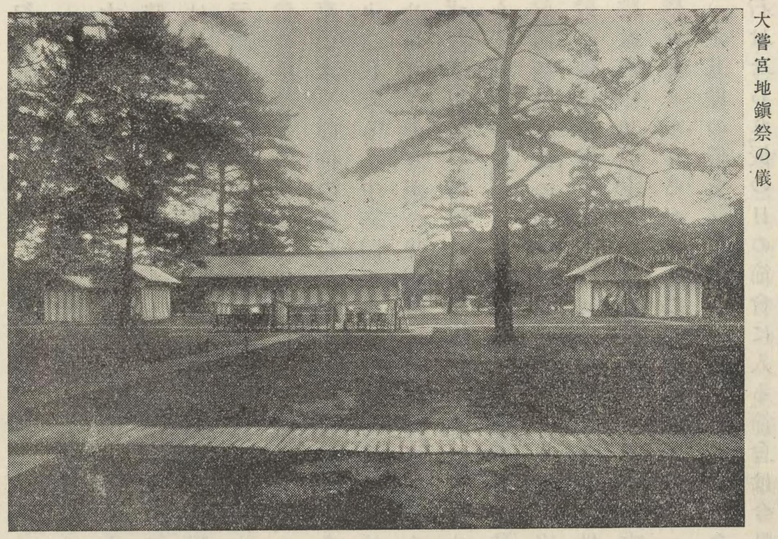

降りては止み、止みては降り、松の綠は色冴え增りて、神神しさえも言はず。午前八時祭場を裝飾す。

悠紀・主基兩殿の內陣となるべき地の中央を中心とし、方五間を劃して、其の四隅に一丈二尺の葉附齋竹を樹て、中奉書紙四つ切の紙を垂でを附したる注連繩を繞らし、各〻其の中央に祭舍を建つ。間口二間、奥行二間四尺（南四尺を廂とす）を其の傍、悠紀祭舍の東南、主基祭舍の西南に、夫れ夫れ神饌舍を設く。舍は方一間半、內に棚二箇所を設け、幔を張り、其の入口を搴ぐ。祭舍・神饌舍何れも柿葺、四面幔張にして、舍內は砂敷とす。悠紀・主基兩祭舍の中央南寄に幄舍一棟を設く。間口四間半、奥行一間半、舍內は砂敷、幔を以て內部を三つに仕切り、中央を奏樂舍、東を祭典奉仕員幄舍、西を參列員幄舍とし、各〻椅子數脚を置く。

悠紀・主基兩殿建設地の各〻四隅及兩祭舍の中央に、方二尺、深三尺五寸の坑を穿ち、各祭舍・幄舍及各坑の通路には筵を敷く。祭舍內坑の南に眞薦二枚を敷き、神饌案二脚を設く。別に悠紀殿に在りては右側（向て左）主基殿に在りては左側（向て右）に眞薦一枚を敷き、高案一脚を設く。

午前八時五十二分掌典菅野忠雄、同子爵千種有秀、掌典補四名、樂師三名（掌典は衣冠其の他は布衣）參列員大禮使參與官大海原重義外大禮使高等官七名（通常禮服）大宮御所內休所より參進して、所定の幄舍に著床。樂師先づ奏樂を始む。その間千種掌典は掌典補を率ゐ、初に悠紀、次に主基の祭舍に進み、幣物・神饌を供し、祭舍內右側の高案の上に鎭祭の料を載せたる三方三臺を置き、案側に齋鍬を置く。次に菅野掌典徐に起ちて順次兩祭舍に進み、諸員起立の間に恭しく祝詞を奏し、參列員亦順次兩祭舍に拜禮す。拜禮訖れば、千種掌典再び掌典補を率ゐ、奏樂裡に兩舍の撤饌を行ふ。

斯くて地鎭の儀に入る。千種掌典は三人の掌典補をして、夫れ夫れ祓の賢木及散供の料たる幣物・鎭物を載する三方を捧持せしめて之を率ゐ、地鎭の座に進む。卽ち先づ悠紀院の東北隅の坑に到り、東面して蹲踞し、賢木を以て坑を祓ひ、初に米・鹽・切麻を、次に土器に盛りたる酒を坑中に散供し、更に幣物及長五尺の青色絁を坑中に納め、白丁をして坑に土を覆はしむ。續いて東南隅の坑に向ひ、次に西南隅より西北隅に到り、中央に終る。其の儀何れも東北隅に於けると同じ。但し絁は坑每に色を異にし、東北は青、東南は赤、西南は白、西北は黑、中央は黃なり。雨は此の頃より漸く繁く、此の儀に奉仕する掌典の赤袍は宮庭の翠松と相映發して、一幅の畫圖かと疑はしむ。

次に主基院に於ても亦總て前の如し。其の訖るや、菅野掌典は悠紀の祭舍に進み、掌典補

をして賢木の三方を捧持せしめ、雜色人には齋鍬を取らしめ、悠紀殿の四隅、先づ東北隅の柱を樹つべき箇所に進み、賢木を樹て、雜色人をして其の前に齋鍬もて八鍬づつ穴を穿たしめ、次に東南隅・西南隅・西北隅に到り、更に主基殿の四隅に於て、此の行事を繰り返へし、茲に地鎭祭の儀訖る。參列員に續いて奉仕員退下。時に午前十時三十分なり。

第二節　大嘗祭前二日御禊の儀

十一月十二日神宮皇靈殿神殿竝官國幣社に勅使發遣の儀後出訖るや、其の日午後引き續きて大嘗祭前二日御禊の儀及大嘗祭前二日大祓の儀を行はせらる。蓋し此の二儀は　陛下御一代一度の大祀を行はせらるるに當り、彌が上にも清淨を期せられんとするものなり。古より總て祭祀に奉仕するには殊に潔齋を尊重し來れるが、潔齋に就きても祭祀に依り自ら其の程度を異にし、而も大嘗祭は最高の大祀として其の最も重きものに屬す。

古は天皇親しく河の邊に臨み、御禊を行はせられき。之を和歌には豐の御禊と讀めり。今は京都皇宮內小御所に於て、御禊の儀を行はせらる。

御禊所と定められたる小御所には、御下段の間西北隅に眞薦二枚を敷き、高案二脚を設く。左向てを荒世・和世の御服を納めたる柳筥を載する料とし、右向てを麻を繫けたる荒世・和世の御麻を安くの料とす。南廂西南隅にも亦眞薦を敷き高案を設け、皇后宮　皇太后宮の荒世・和世の御服を納むる柳筥を載する料とし、其の右に辛櫃一合を安く。午前十一時鋪設了る。

斯くて午後一時、大禮使事務官本多猶一郎、同星野輝興は小禮服、掌典長公爵九條道實、掌典次長子爵本多正復、掌典八束清貫、同菅野忠雄は衣冠にて、御下段の間に著床す。依りて九條掌典長出御を奏請すれば、午後一時十五分聖上には御直衣を召させられ出御あらせらる。侍從公爵山縣有道前行し、同子爵黑田長敬、同野口明御後に候す。九條掌典長、天機を伺ひ奉りたる後、黑田侍從は進みて荒世の御服を供し奉る。其の返し給ふに當り、黑田侍從は之を八束掌典に傳へ、八束掌典は掌典補をして之を辛櫃に納めしむ。次に菅野掌典、荒世の御麻を九條掌典長に傳へ、掌典長之を野口侍從に傳ふるや、野口侍從之を供し奉る。返し給へるを受け奉り、掌典長を經て、更に菅野掌典に傳へ、同掌典之を舊の案上に安く。次に和世の御服、和世の御麻を供し奉ること、荒世の式に同じ。かくて御禊の事訖り、入御あらせらる。諸員退下、時に午後一時四十四分なり。

斯くて荒世・和世の御麻は、一旦承明門外大祓所に豫め設けられたる高案の上に、辛櫃は同門西脇幔內眞薦の上に遷移し、大祓の儀の終了後、大河に流棄す。

第三節　大嘗祭前二日大祓の儀

御禊は玉體につきて祓除し奉るの儀なるが、更に皇族以下の祓を行はんが爲、十一月十二日御禊の儀に次いで大祓の儀行はる。

祓所は承明門外に設けらる。承明門の石階上には、東西に眞薦三枚を並べ敷き、其の上に各〻案を設く。中央の案には稻穗二束を置き、左向ての案には皇族・王公族の御贖物を置き、右向ての案には臣下の贖物を置く。皇族の御贖物は紅白の絹を、臣下の贖物は白絹及晒布を、各〻奉書紙にて包み麻にて結びたり。又中央の案の北方に眞薦一枚を敷き、案一脚を設け、其の上に大麻（賢木に麻及紙垂を繫け稻穗を結び付く）を安く。皇族・王公族御贖物案の東方に椅子二脚を設けて、殿下御著床用とし、承明門と建禮門との間には、東西

相對して天幕張の幄舍を設け、椅子を置きて臣下の著床に充つ。

此の儀は大嘗祭に參列すべき者全部を祓ひ淨むる趣旨なるを以て、各總代に依り參列すること左の如し。

大勳位以下前官禮遇以上	宣仁親王
	稔彥王
親任官同待遇	鐵道大臣 小川平吉
	判事 牧野菊之助
有爵者	伯爵 中川久任
勳一等以下有勳者	勳一等男爵 林檉助
從一位以下有位者	從四位 河原作
貴族院議長貴族院副議長貴族院議員	貴族院副議長侯爵 蜂須賀正韶
衆議院議長衆議院副議長衆議院議員	衆議院副議長 清瀨一郎
勅任官同待遇	內閣印刷局長 杉精三
奏任官同待遇	內閣印刷局技師 鴨下友次郎
市長	東京市長 市來乙彥
大禮使高等官	大禮使事務官 岩波武信
	大禮使典儀官 大金益次郎
	大禮使事務官 橫溝光暉

午後一時五十二分臣下參列員小禮服通常禮服にて東の幄舍に、掌典長公爵九條道實以下關係員衣冠にて西の幄舍に著床、續いて皇族二方禮裝にて御著床あり。掌典補二人進んで、荒世・和世の御麻に祓の稻を挿めば、掌典八束清貫九條掌典長の命を受け、進んで中央の案の後に立ち、南面して皇族各殿下及諸員起立の間に、大祓の詞を宣讀す。掌典伯爵室町公藤進みて大麻を執り、皇族各殿下、參列員、掌典長以下を順次祓ひたる後、大麻を掌典補に授くるや、八束掌典乃ち「式司等大川道爾に持退出て祓却止と宣」とて祓物流棄の事を宣す。此に於て掌典補四人、夫れ夫れ荒世の御麻・和世の御麻、皇族・王公族の御贖物を捧げ、又臣下の祓物を取りて、順次退下し、承明門西脇幔內に入り、假案の上に安く。皇族參列諸員順次退下。午後二時十五分本儀訖る。

是より掌典小野八千雄は掌典補一名を隨

へ、午後三時五分御服竝御麻等の祓物を納めたる文匣を捧げ、建禮門より自動車を驅りて、伏見街道を一路、水清き宇治川へ向ふ。

京都府紀伊郡伏見町宇治川觀月橋の下流右岸には、天幕張を設け、川に面する一方を除き、三面白淺葱の斑幔を張る。此處より特に架したる幅三尺五寸長三十九尺の棧橋には、川小舟一艘を繫ぐ。既にして幔內にて用意を整へたる小野掌典等は、舟夫の櫂執る音も靜に、水影澄む宇治の流を數町漕ぎ下り、河心に到りて舷に伏し、謹みて靜に贖物を流棄す。時に午後四時、暮色漸く迫り、淡靄既に川面を包めり。かくして大祓の儀滯無く訖り、上下一切の汚と罪とは祓ひ淨められ、茲に只管二日の後に迫れる大祀を待ち奉るなり。

第四節　大嘗祭前一日大嘗宮鎭祭の儀

大嘗宮の造營既に成り、大嘗祭の行はるる前日となれば、御殿竝御門を祭りて、所謂殿祭及門祭を行ふこと古來の例なり。之を稱して鎭祭と云ふ。

十一月十三日秋空爽に晴れ渡れり。此の日、大嘗祭前一日大嘗宮鎭祭の儀を行はせらる。午後二時悠紀・主基兩殿及廻立殿竝神域を繞れる柴垣の四方に設けたる東西南北の神門を鋪設す。卽ち悠紀・主基各殿の南階下東側に眞薦を敷き、其の上に高案二脚を設け、神饌及枝榊四本を載せたる三方一臺を備へ、外陣中央北方に眞薦一枚を敷き、高案二脚を設く。南面神門中央に眞薦一枚を敷き、高案二脚を設け、神門外東の衞門幄の前に眞薦を敷き、高案二脚を置き、其の上に神饌及枝榊八本を載せたる三方一臺と米・鹽・切麻を載せたる三方一臺とを備ふ。

午後三時掌典子爵町尻量弘以下掌典・掌典

補各〻四名、掌典は衣冠、掌典補は布衣を著し、悠紀殿南階の下西側に列立す。掌典補一人木綿を著けたる賢木を悠紀殿内陣の四隅に樹つれば、掌典、男爵小松行一は掌典補をして米・鹽・切麻を盛りたる三方一臺を執らしめ、内陣に参入し、之をその四隅に散ず。掌典子爵石野基道等神饌を供し訖るや、町尻掌典進みて恭しく祝詞を奏して、「此乃悠紀乃御殿乃大宮地波底津磐根乃極下津綱根昆蟲乃禍無久高天原波青雲乃靄乃多那比久極天乃血垂飛鳥乃禍無久堀堅米多柱桁梁戸牖乃錯比動鳴留事無久引結倍留葛目乃緩毘取葺氣留草乃喙伎無」きを祈り奉る。訖りて撤饌の事あり。次いで町尻掌典以下主基殿に参進し、悠紀殿に於けると同様の神事を奉仕す。かくて町尻掌典以下退出して、南面神門外西側（北上東面）に列立す。掌典補四人、木綿を著けたる賢木を執り、二人づつ東西に分れ進み、東・西・南・北四面の神門の左右に之を樹つ。掌典伯爵庭田重行掌典補をして米・鹽・切麻を盛りたる三方を執らしめて、各神門に之を散ず。石野掌典等、神饌を供すれば、町尻掌典再び祝詞を奏し、「四面乃御門利参入供奉留人等乃咎過有乎婆神直大直爾見直聞直坐志氐安久穩爾仕奉良志神奈賀良守利給比幸倍波給倍」と祈り奉り、石野掌典等撤饌す。庭田掌典等更に廻立殿に参進、その南階の下西側（北上東面）に列立し、掌典補をして木綿を著けたる賢木を同殿中央の御間、御湯殿及東の御間の各四隅に樹てしめたる後、庭田掌典先づ中央の御間、次に御湯殿、次に東の御間の各四隅に、米・鹽・切麻を散ずる事前の如し。午後四時八分諸員退下して、鎮祭の儀茲に訖る。かくして神門は堅く閉されて、何人の参入をも許さず、今や御親祭の日を待つのみとなりぬ。

第五節　大嘗祭前一日鎮魂の儀

大嘗祭前一日、大嘗宮の御殿及神門の鎮祭と共に「おほみたまふり」とも又「おほみたましづめ」とも稱せらるる至重の御儀を行はしめらる。こは天子の御魂を振りまつり鎮めまつり、一切の御行事に御障無く玉體御安かれと祈り奉ること、神代ながらの慣はしなり。登極令にも之を明定して「大嘗祭ヲ行フ前一日鎮魂ノ式ヲ行フ」（第十三條）と云へり。此の神儀は太古の儘に傳はれる最も神祕なる御儀にして、毎年新嘗祭に際しては其の前日、宮中三殿の後方綾綺殿に於て行はるる所、大嘗祭に際しては、京都皇宮内小御所に於てかく行はせらる。

十一月十三日午後二時、小御所を裝飾す。即ち小御所には白布を敷込み、御上段の間は東・北・西三面の御襖のみを存し、御壁代を懸け、南面に御簾を搴ぐ。其の他の御襖及西廂南北の御杉戸を撤す。御上段の北方に繭薦を敷き、御濱床二基を据う。其の上に神籬を設け、東を八

神、西を大直神の神籬とす。神籬とは神靈の憑りまします神座にして、八神とは、神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮賣神、御食津神、事代主神を申し奉る。神籬の前に眞薦を敷き、神饌案二脚づつを設け、其の左右に白木菊燈臺を設く。左右兩側面に眞薦一枚づつを敷き、其の上に案各〻一脚を設け、八代物を供するの料とす。又御上段の間入口に左右各一基の眞榊を樹て、五色絹を繫け、東に鏡・玉、西に劍を懸け、各〻其の内側に鉾一竿を樹つ。左の鉾に日の比禮、右に月と星との比禮を附す。

御中段の間、中央に齋殿一宇を構へ、四周に黒柿黄白の斑幔を張り、南北兩面を搴ぐ。内には眞薦を敷き詰め、北方に御衣・御玉緒の案一脚を、又其の左右に黒塗菊燈臺を設く。案前に絲結の案、其の前に圓座を敷きて、絲結の座とす。其の右（向て左）に御玉緒假置案、左（向て右）に掖座を設け、掌典長の座とす。

西廂の南方を屏風にて仕切り、内に眞薦を敷き、神饌及八代物辨備案を設く。東廂北方を屏風にて仕切り、内に眞薦を敷き、御衣・御玉緒の案一脚、警蹕の鈴の案一脚を調へ、御下段の間に掌典長以下の椅子を、又東廂北寄に樂師、南寄に參列員の椅子を備ふ。

小御所の西庭に齋殿と相對して宇氣槽舎（うけなのや）一宇を構ふ。四周に斑幔を張り、東面を搴ぐ。内に眞薦を敷き、中央に白木造りの宇氣槽を据う。又小御所西南取合廊下の東側に、祓用の枝榊を載せたる八足案一脚を置く。

鋪設既に成り、午後四時に至れば、神座を奉安す。四時五十分掌典長公爵九條道實以下の奉仕員、高等官は衣冠、其の他は布衣にて、祓除を受けたる後著床し、續いて大禮使事務官岡本愛祐、同星野輝興小禮服にて著床す。掌典次長子爵本多正復諸員起立の裡に先づ八神の神籬の前に進みて、神降の詞を奏し、次に大直

神の神籬の前に進みて神降の詞を奏し終るや、樂師の搔き鳴らす和琴笛笏拍子につれて音色さやけく神代ながらの「安知女（あちめ）」の曲を奏し始む。

「安知女、おおお―」餘韻長く殿の内外に響き渡る。更に鎭魂の神樂歌を奏す。此の時、本多掌典次長以下、八代物とて太刀・弓・箭・鈴・佐奈岐（さなぎ）鉾・絁・木綿・麻の八種を供し、飯・餠・鯛・鰒・鮑・家鴨・昆布・人參・蜜柑・鹽・酒・水の神饌を折敷高坏にて供す。夕闇漸く迫まりて、白木又黑塗の菊燈に點されたる灯の明く照り出せるにも神神しさ更に加はる。かくて掌典長公爵九條道實齋殿に昇り、諸員起立の間に、恭しく祝詞を奏し、「天皇乃大御體波常磐爾堅磐爾患給布事無久惱給布事無久白玉乃大御髮坐志赤玉乃御阿加良毘坐志彌袁知爾袁知坐志彌若叡爾御若叡坐左志米給倍」と祈り奉り、更に「皇后宮皇太后宮母乎同狀爾御坐左志米給倍」と祈り奉る。訖りて掖座に就き、掌典八束淸貫齋殿に昇る。此の時御衣・御玉緒渡御あり。掌典男爵小松行一鈴を振りて警蹕を稱へ、掌典伯爵庭田重行御衣筥を捧持し、掌典伯爵室町公藤御玉緒筥を捧持し、齋殿の案上に奉安す。此の間諸員敬禮す。訖りて掌典補一人齋殿の西北に進みて八開手（やひらで）を催す。此に於て九條掌典長以下、手を拍つこと八度、之を繰り返すこと四回、其の音殿内に響き渡る。掌典補二人齋殿前後の幔を垂れ、其の側に候す。此の時、白衣の内掌典小野歌枝鈴を附け日蔭蔓を纏きたる枠を執りて宇氣槽に昇る。八束掌典絲結の座に著く。鎭魂の神樂歌奏せらるる間に、八束掌典御玉緒を結び參らすること十度、その一度毎に、宇氣槽の上なる小野内掌典は彼の枠もて槽を衝く事十衝き、その衝く度に枠に附けたる鈴の音嚴かに鳴る。天岩戸の神事もかくやと神祕讐へん方なし。訖りて掌典補前幔を搴ぐれば、掌典菅野忠雄神前に進みて、御衣筥を捧げ、振動すること十度、かくて御衣・御玉緒は再び警蹕の裡に入御あり、引き續き　皇后宮、次に　皇太后宮の御衣・御玉緒の渡御あり、入御に至る迄、其の儀總て前に同じ。

斯くて訖れば、後幔を搴げ、八束掌典復床。樂師大直日歌を奏す。

「あたらしき年の始めにかくしこそ千年をかねてたのしきをつめ―」餘韻微に消えなんとする時、九條掌典長正面の座に著きて再拜し、本多掌典次長以下亦之に倣ふ。

次に樂師倭歌を奏し始むれば、赤袍・縹袍の舞人四人神前に倭舞を舞ふ。その訖るや、九條掌典長以下後手（しりで）を拍つこと、八開手の時に同じ。九條掌典長齋殿を退きて復床す。神樂歌の奉奏中、本多掌典次長以下神前に進みて、神饌及八代物を撤す。次に本多掌典次長神前に神昇の詞を奏すれば、茲に九柱の神神、神昇りま

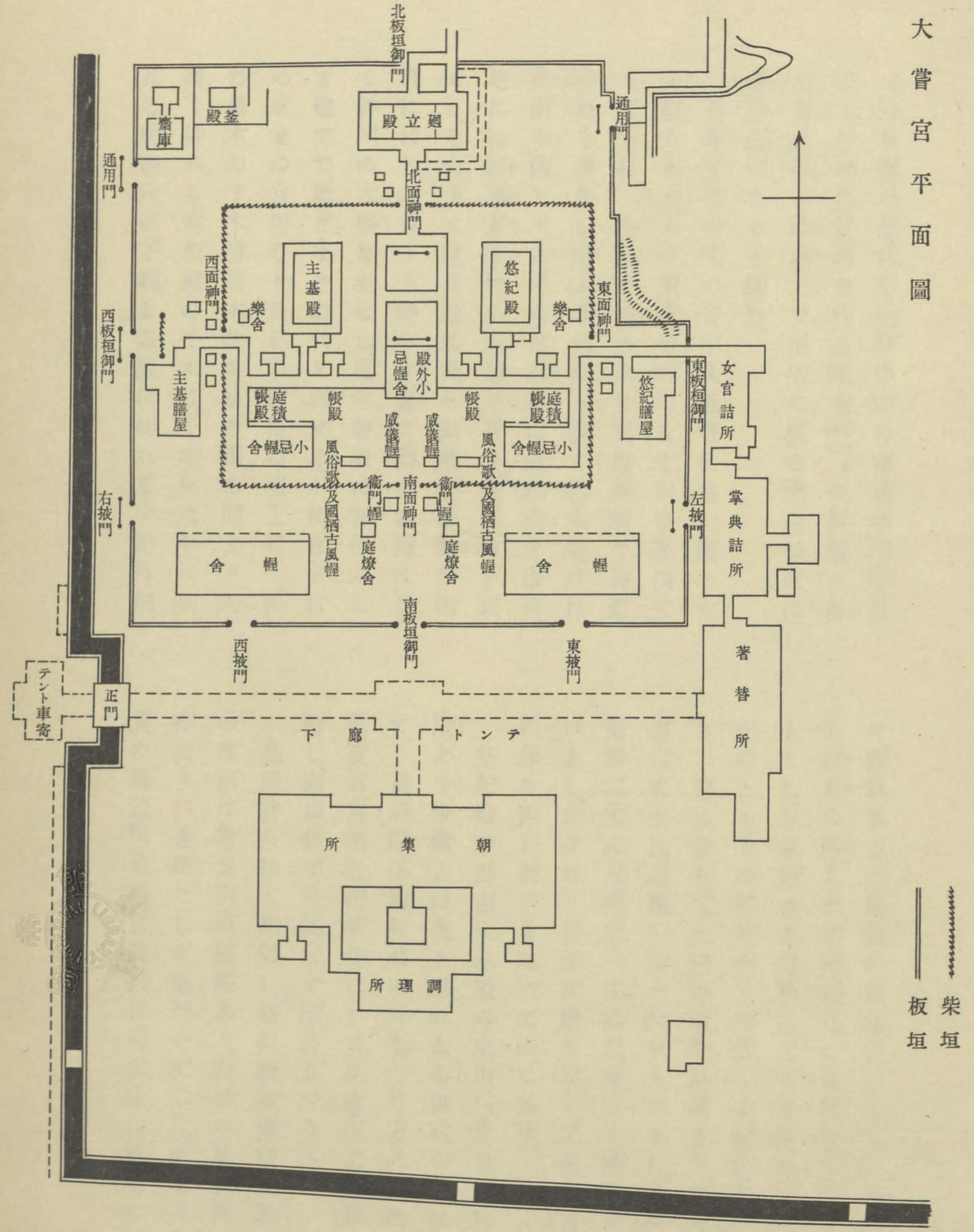

大嘗宮平面圖

す。此の間諸員起立、訖りて各〻退下。神代ながらの祕儀茲に訖る。時に午後七時。頃しも小御所の御庭罩めて、夜の帳暗く垂る。

第三章　大嘗祭の準備

第一節　大嘗宮の造營

新なる昭和の御代の事の始に、悠紀・主基齋田の新穀もて造りたる御饌・御酒を、皇祖　天照大神を初め天神地祇に御親ら捧げ給ひ、御躬らも亦之をきこしめすべき大嘗祭は、遠く神代の昔より行はれたる最も重大なる祭祀なり。此の御一代の大祀は、十一月十四日の夕より十五日の曉にかけ、神代の御手振り其のままに、京都皇宮仙洞御所の禁庭、常磐の松の綠も深き淨域に、黑木の宮柱太しき建てられたる大嘗宮に於て親祭あらせらるるなり。

大嘗宮の造營は昭和三年八月一日より起工し、十一月十日竣工す。仙洞御所正門內北方松蒼く砂淸き處、方六十間を劃し、其の東北隅（東西約八間南北二十八間）の地を除き、繞らすに高九尺の板垣を以てし、南面中央に南板垣御門、其の東寄及西寄に東掖門・西掖門、東面南寄に左掖門、北寄に通用門、西面中央に西板垣御門、南寄に右掖門、北寄に通用門を開く。何れも神明鳥居造なり。東面各門內及西面各門外には、高九尺の蕃塀を樹つ。之を大嘗宮神域の外廓と爲す。板垣の內、更に東西四十間南北三十間を劃し、萩・躑躅等取交ぜたる高六尺五寸の柴垣を繞らす。此の中こそ畏くも大嘗の大祀を親祭あらせらるべき神域にして、更に其の中央を南北に柴垣を設けて二分し、東を悠紀院、西を主基院と爲す。四面の柴垣及中垣の中央には、黑木造、櫟の皮附のままなる高八尺鳥居形の神門を設け、中垣の神門を除くの外、何れも扉を附す。東・西面兩神門外に各〻屛籬と呼ぶ高六尺五

寸の目隠の柴垣を結び、中垣の南北兩端に更に丁字形に柴垣を作る。柴垣（中垣を除く）及屏籬には外面に「椎の和恵（わえ）」とて所所に椎の葉附の枝に紙垂懸けたるを挿む。

悠紀・主基兩院の各中央北寄に悠紀殿と主基殿とあり。其の廣各〻東西二丈七尺南北四丈五尺。是れ　皇祖を始め奉り天神地祇に御饌・御酒を親供し給ふ處、何れも盡く黒木造、柱は皮附の榑を用ふ。承塵・壁及扉は近江表を張り、地には阿都賀草（あつかくさ）てふ生茅を敷き、床は竹を以てし、その上に筵及近江表を疊敷す。各殿の四周には竹の簀子を繞らす。寔に簡古素樸にして、神州の古俗を現はし、底津磐根に宮柱太しき建てて、動ぎなき御代を表せるが如き太古のままの宮居なり。萱葺の屋根の棟上高く、松の黒木の千木・勝男木、縁の松の樹の間より天高く仰がる。悠紀殿の千木は、上端を水平に切れる所謂内削、下端を垂直に切れる所謂外削に作れるも、主基殿のは正に之に反して造れり。破風（はふ）の拝（はい）も亦兩殿相反し、悠紀殿は西方を上とし、主基殿は東方を上とせるが、此の他は兩殿ともその様式全く相等しく、何れも殿内を二室に分ち、北を内陣、南を外陣とす。内陣は方二丈七尺、正南一丈一尺を入口とし、外陣は東西二丈七尺、南北一丈八尺、南方の西寄を入口とし、扉を附し、簀子に階を設く。又西方南寄に扉を附し、簀子を隔てて階に通ず。

悠紀殿の西南、主基殿の東南に、各〻皇后宮帳（こうぐうちょう）殿あり。帳殿とは帳を垂れたる御殿の義にして、皇后陛下御拝禮の所なり。各〻方九尺、黒木造萱葺、周圍近江表張にして、正南・正北に扉を附し、南扉簀子を隔てて階をしつらふ。

皇后宮帳殿と相對し、悠紀殿の東南、主基殿の西南に各〻又別の帳殿あり。庭積の机代物を奉奠すべき所にして、東西一丈二尺南北九尺、其の構造略皇后宮帳殿に同じ。床は轉床（ころばしゆか）にし

て上に筵を敷く。庭積の机代物とは、各地方の物産にして、庭上に積み上げて供進せらるるものの謂なり。此の事は明治の御代に其の端を發し、大正大禮より各地方の生産する諸物産を供へさせらる。

庭積の帳殿より、悠紀は東北、主基は西北に當りて各〻樂舍あり。各〻東西一丈二尺南北一丈六尺、床を設けず。又南には各〻小忌幄舍（をみのあくしや）あり。小忌とは細愼の潔齋の義にして、此の幄舍は皇族以下供奉諸員著床の幄なり。東西四丈五尺南北二丈七尺、吹拔にして床に近江表を張り、三面に杉皮造の腰羽目を設く。悠紀・主基兩皇后宮帳殿の間に、殿外小忌幄舍あり。供奉の妃殿下を始め諸員の幄にして、東西三丈南北三丈六尺、其の構造小忌幄舍に同じきも、東西は廻廊に接し、南北は杉皮造の腰羽目を設く。小忌幄舍に隣りて、悠紀に在りては其の西、主基は其の東に、風俗歌及國栖古風の幄あり。各〻東西二丈八尺南北一丈五尺なり。更に之に隣り南面神門內側に威儀の幄あり、東西七尺五寸南北一丈二尺、何れも床を設けず。此等は皆黑木造にして、葺くに苫を以てす。

次に柴垣外の造營を見んか、北面神門の北に廻立殿（くわいりふでん）あり。廻立殿と稱する所以は、此處より悠紀殿に渡御、一旦此處に還御ありて、更に主基殿に渡御あり、又此處に還御あらせらるるに由ると云ふ。廻立殿は東西五丈四尺、南北二丈四尺、其の構造概ね悠紀・主基の兩殿に同じきも千木・勝男木を附せず。周圍に簀子を設け、殿內を三室に分つ。中央は中央の御間と稱し、天皇陛下の御料にして、方二丈四尺、正南・正北・正西に扉あり、南を正面とし簀子に木階を附す。階は悠紀・主基兩殿に至る廻廊に通じ、北扉は簀子を隔てて頓宮に至る渡廊下に通じ、西扉は西隣なる御湯殿に通ず。御湯殿は、小忌御湯を供ずる所なり。東西一丈五尺、南北二

大嘗宮柴垣內

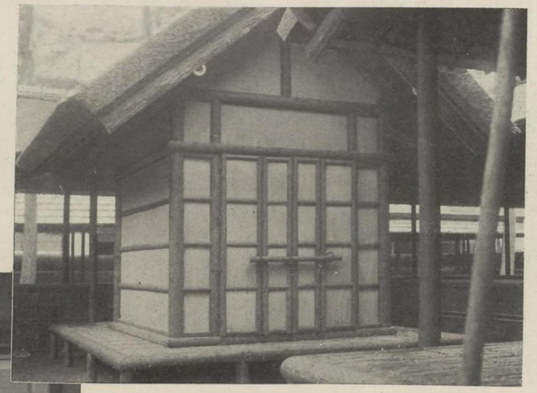

(一) 皇后宮帳殿

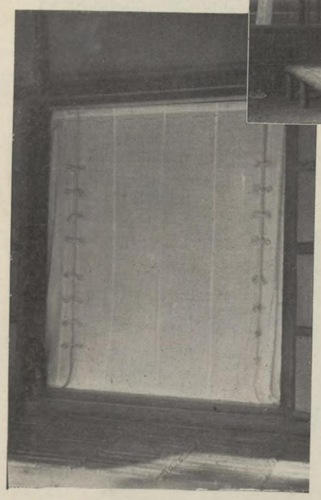

(二) 同上御幌

大嘗宮柴垣外

(一) 神楯神戟

(二) 庭燎舍

大嘗宮造營用材搬入

丈四尺、北方西寄に扉を設く。中央の御間の東隣は東の御間と稱し、皇后陛下の御宝にして、東西一丈五尺南北二丈四尺、南方西寄及北方東寄に扉を附し、北扉は簀子を隔てて、頓宮に至る渡廊下に通ず。

東西面兩神門を出づれば、夫れ夫れ悠紀膳屋及主基膳屋あり。悠紀・主基齋田の新穀を調へて御饌とし、其の他悠紀・主基兩殿にて供進せらるべき神饌を調理する所なり。何れも東西二丈七尺、南北四丈五尺、黒木造萱葺、壁及扉は筵張とし、壁の外面に「椎の和恵」を挿み、床は板張、上に筵を敷く。悠紀膳屋には、東北隅に水舎あり、北方廊下の東側に神座安置所を設く。膳屋は膳舎・稻舂舎・女官控所及廊下よりなる。膳舎は其の西方に楉棚を、東方南寄に竹棚を設け、其の北は水舎に通ず。水舎には黒木造の流し及水桶を備ふ。主基膳屋亦同樣なるも、只東西相反せるを差とす。

廻立殿の西に釜殿あり。御湯浴に用ひさせらるる御湯を沸かす所にして、東西一丈二尺南北九尺、屋根は萱葺にして西・南・北の三方は羽目板を張り東は吹抜とす。釜殿の西北は齋庫及外廊の板垣に面し、東南には竹垣を設く。

廻立殿の南階より北面神門を經て左右に分れ、殿外小忌幄舍、悠紀・主基兩殿、兩帳殿、兩庭積の帳殿、兩小忌幄舍、兩膳屋に至るべく、何れも連ぬるに廊下を以てす。その小忌幄舍より膳屋に至る間の廊下及庭積の帳殿の廻廊は共に幅六尺五寸にして、其の他の廊は九尺五寸なり。黒木造萱葺にして、床は板張とし、上に筵を敷き、左右兩側に腰羽目を設く。切戸を作ること三十五箇所、東西面兩神門外の床を掲床とす。

東西・南北面各神門外左右に衞門幄及庭燎舍あり。前者は東西六尺五寸南北九尺、庭燎舍は方六尺五寸、何れも黒木造苫葺にして、床を

設けず。

南面神門の南、南板垣御門内左右に參列員幄舍あり。東西九丈南北三丈六尺、杉磨丸太造柿葺にして、南面は羽目（但し戸を三箇所に設く）東・西兩面は舞良戸、床は板張とす。御儀夜を徹して行はるるが故に、幄舍内には煖房設備をなし、又前面に三尺位の腰羽目を設け、一列二十二人掛のベンチ十一列を二側に配す。

南板垣門外に參列員朝集所あり。玄關を入り正面を第一休所、右を第二、左を第三休所とす。各室には白布を覆へる長卓數條を設け、其の兩側にベンチを配置す。

第二節　神酒釀造

第一　大嘗祭神酒釀造所

大嘗祭神酒釀造所は、官幣大社賀茂別雷神社の境内、北神饌所南方約四百四十坪を劃して竹柵を繞らしたる所なり。西方に正門、東南隅に通用門を開き、門内北側に釀造所、南側に麹室、其の東に蒸米所を構ふ。釀造所は南北三間半東西五間にして、東方三間を土間、西方二間を板張とし、麹室は間口六尺奥行七尺の骨組に藁を以て覆ふ。蒸米所は東西五間半、南北三間にて、西方二間を土間とし、中央に竈を築き、東方三間半を疊敷として、釀造人の休所に充つ。御井は賀茂別雷神社御物井を用ふ。浴室は一間に一間半、麹室の東南隅竹柵に接して之を設く。十月十日掌典三條西公正掌典補を隨へ、釀造所の清祓を行ふ。是より先、釀造人加島十兵衛は、十月二日釀造用器具全部を搬入せり。同器具は西宮市田口榮藏所有の奈良縣吉野郡冷水の山林にて、樹齡約百三十年の杉其の他の良木を選定斧伐の後、其の山の淨地に於て乾燥すること六箇月、昭和三年五月全部を西宮市なる同人工作場に搬入して謹製せるものなり。

第二　釀造及搬入

神酒は大嘗祭神酒釀造所に於て釀造す。釀造者は明治四年の大嘗祭以來毎歳新嘗祭の神酒釀造者たる東京市加島十兵衛にして、十月十七日大嘗宮齋庫より悠紀・主基兩齋田の新穀を受領し、翌十八日より作業に從事し、二十九日仕込を了る。三十日初櫂入より順次醱酵・溫度順調に經過し、十一月十日之を搾取し、悠紀の白酒・黒酒各〻五升、主基の白酒・黒酒各〻五升を各桶に盛り、十三日典儀部員の點檢了りて、之を辛櫃二合に收め、午前十時釀造所を出發し、大嘗宮に納む。其の列次左の如し。

警部　禮裝　掌典補　布衣　悠紀御酒辛櫃　白丁二人　手替二人
主基御酒辛櫃　白丁二人　手替二人　白張　掌典補　布衣　式部職雇員
麻淨衣　大禮使書記　通常服　警部　禮裝

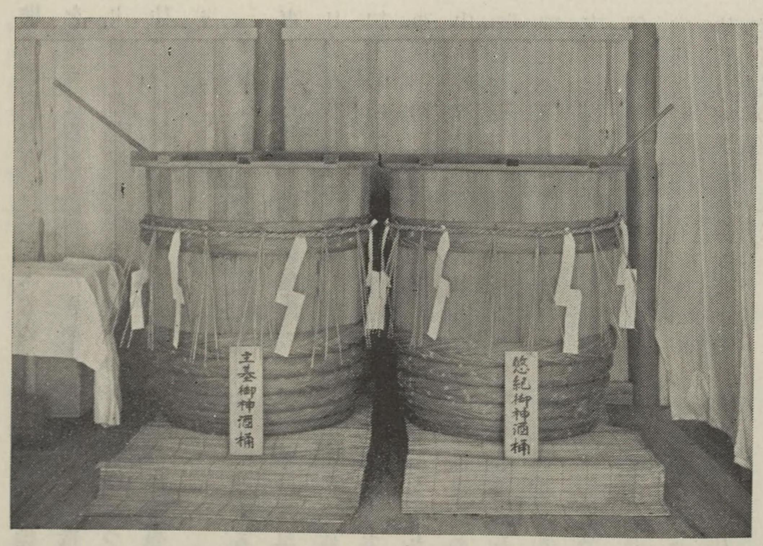

白酒黒酒

社頭より御園橋を渡り賀茂川堤に出で、右折出町橋西詰、右折河原町に入り、左折し、同十一時仙洞御所正門に到著。南板垣御門外に於て祓除の儀あり。訖りて悠紀の辛櫃は右折して悠紀の膳屋に、主基の辛櫃は左折して主基の膳屋に納入す。

大饗の料は、十四日饗宴所に納入す。白酒・黒酒各〻七斗なり。

第四章　大嘗宮の儀

第一節　大嘗祭序儀

十一月十四日、神代を今に御親祭あらせらるる大嘗祭の日、秋色愈〻深うして清爽の氣滿つ。雲こそ鎖せ夜來の雨もあがりて、大嘗宮の神域に朝靄深く垂れこめ、松の繁みに仰がるる悠紀・主基兩殿の御屋根尚霑ひに濡れて、神神しさ言ふばかりなし。又柴籬屏籬を見れば、

「椎の和惠」青青として太古の樣さながらに趣を添えたるあり、朝まだき松の下露踏みて、散り敷く落葉掃き淨むる淨衣の白丁の影來つ往きつするさへありて、轉た人界ならぬを覺えしむ。

鎭祭の儀以來堅く鎖して、何人の踏み入る事も許されざりし柴垣內の淨域に、此の日早旦より掌典以下參入して、御裝飾を奉仕す。悠紀・主基兩殿は何れも外陣の入口及其の東方の壁外面西口及其の北方の壁外面に葦簾を垂れ、內陣の入口及外陣入口と西口とには白麻の御幌を懸く。內陣に黑木燈籠を据ゑ、又神座及御座を設く。御座には白麻にて緣を取りたる方三尺程の半帖を鋪く。外陣にも更に御座竝劍璽案を置き、白木燈臺を設く。侍從長・掌典長・掌典次長陪膳女官以下の軾を敷き、南簀子に侍從長・掌典長・掌典次長の假座を、西簀子に侍從祇候の座を設く。

南北面の兩神門外掖に、金色の三巴を配せる黑塗の神楯左右各〻一枚、赤地錦の比禮を附する神戟左右各〻二竿を樹つ。簡素なる神域なれば殊に目立ちて拜せらる。曩の大正大禮の際には神楯・神戟の事無かりしを、大嘗宮神門に於ける古來の沿革及往代の社殿に於ける御飾を傳ふる神宮正殿の御裝飾等より推して、楯戟を樹つるを妥當とし、茲に登極令の改正ありて、かく昭和の御代に上古の制を再び仰ぎ見る事とはなれるなり。

廻立殿は中央の御間の南西北各扉內、御湯殿北扉內、東の御間の南北兩扉內に御幌を懸け、中央の御間に御冠・御祭服・御明衣・天羽衣・柳葩・劍璽案・纐纈緣御疊・白緣薄疊・黃緣薄疊・大床子二階棚・御手洗・缶及白木燈籠を、御湯殿に御湯漕・波絹・御差湯・御差水・小紋緣御疊・床子・白木燈臺を備へ、西簀子に龍口、南階前御廊下の東側に御菅蓋を置く。東の御間に御服用柳葩・黃緣薄疊・纐纈緣御疊・大床子・二階棚・御手洗・缶及白木燈籠を設く。釜殿に釜を設け、薪・火箸・手桶等を備ふ。

皇后宮兩帳殿は南北扉內に御幌を懸け、御疊を設け、南簀子に女官長祇候の座を設く。

兩膳屋は稻舂舍の中央に高三尺直徑二尺許の木臼を据ゑ、之に細柄の杵を添ふ。女官控所に女官の座を設け、膳舍の南寄に忌火の燈籠を置く。棚に削木其の他の神饌行立の諸具を安置し、其の北に辨備机を設けて空盞を載せ、更に其の北に御粟以下の八足机を布列す。又竹棚に庭積の机代物を置き、舍內各柱に掛燈臺を懸け、神座安置所に案を設け、上に神座を安く。

庭積の帳殿には眞薦を敷き、八足机八脚を東西行四列に据う。

小忌幄舍には供奉の皇族・王公族各殿下及內閣總理大臣以下の床子竹床子五十脚を五列

に設け、黒木燈籠三箇を釣り、廻廊の一隅に御菅蓋を樹つるの設備を爲す。又殿外小忌幄舍には、皇后宮供奉の各妃殿下及大禮使次官以下の床子二十脚を四列に設け、黒木燈籠三箇を釣り、四面に白布の幕を設け、悠紀殿供饌の儀に當りては其の東方の幕を搴げ、主基殿供饌の儀に在りては其の西方の幕を搴げ、各〻前二列を各妃殿下の御床子とす。

樂舍は内に床子十二脚を三列に設け、其の前に黒木の和琴臺を据ゑ、和琴を載す。

風俗歌國栖古風の幄は、東方を風俗歌、西方を國栖古風を奏する所とし、中央に黒木燈籠一箇を釣る。

威儀幄には各〻床子六脚を、衞門幄には南北兩幄各〻床子三脚、東西兩幄各〻床子二脚を設く。

庭燎舍は、中央に坑を穿ち、其の後方に各〻圓座を敷く。

廻廊は、十五箇所に燈籠を釣り、廻立殿より

各本殿に至る御路に布單を敷き、廻立殿南階の下及曲角毎に、葉薦を卷きて置く。

參列員の幄舍はベンチ各〻二十二脚を十一列に置き、十箇所に白木燈籠を釣る。

柴垣内南庭に四箇所、柴垣外東庭に一箇所、南庭に四箇所、西庭に二箇所、北庭に七箇所の白木春日燈籠を樹つ。

各板垣御門内外に臺提燈各〻一對を置く。但し東方の左掖門は外、同通用門は内、女官詰所北端より柴垣内に入る渡廊下左右は板垣外とす。

神域内の裝飾準備進むに從ひ、頓宮に充てらるべき大宮御所の設備を整へ、仙洞御所正門外に新に設けたる天幕張の參列諸員車寄には、御紋章附紫幕を張り渡す。此の日秋雲午過ぐる頃より漸く晴れて、陽の光の漏るるを仰ぐ。午後三時半係官たる大禮使職員等參集し、準備に就きて萬遺漏無きを期し、大祀を前に大嘗宮は太古の靜けさを思はしむ。

秋の日脚いと短く、舊都の西山に金烏既に入りぬらし。午後四時二十五分　天皇　皇后兩陛下には御同列にて鹵簿を整へさせられ、建禮門通御、駒の跡も輕やかに頓宮なる大宮御所に行幸啓あらせらる。先驅の警部二騎、近衞儀仗の三騎に續き、天皇陛下には陸軍式御正裝にて、侍從長伯爵珍田捨巳御陪乘、二頭輓御料車を進め給ふ。皇后陛下には御袿袴を召させられ、女官長竹屋志計子御陪乘、同じく御馬車にて續かせらる。侍從武官長奈良武次、宮内大臣一木喜德郎、皇后宮大夫河井彌八以下供奉し、鹵簿肅肅として午後四時二十九分大宮御所正門を入り、頓宮御車寄に著御あらせらる。

御苑の邊早くも黄昏れて、午後五時大嘗宮の正門（仙洞御所の正門）開かれ、皇宮警部警固の位置に就き、陸海軍儀仗兵門外に整列す。雍仁親王、同妃兩殿下を始め各皇族王公族相次いで大宮御所に參著せらる。此の日召されたる大勳位伯爵東郷平八郎以下文武高官、有爵者、優遇者竝勳一等以上夫人、何れも男子は大禮服（白下袴）、婦人は袿袴（禮服）又はマントー・ド・クールにて、仙洞御所正門外天幕張車寄より相前後して參入し、天幕張廊下を經て朝集所に參集す。内閣總理大臣其の他本儀に於ける供奉諸員は、大宮御所に參集す。

斯くて大勳位以下勳一等以上の參列諸員は朝集所の第一休所に、高等官一等以下は第二休所、大禮使高等官は第三休所に在りて、御儀の開始を待ち奉る。

既にして衞門參役の大禮使高等官二十人、束帶、卷纓の冠に緌（おひかけ）を附け、日蔭蔓を巾子（こじ）に纏ひ、縹色の袍（闕腋縫著）單下襲、半臂、大口、表袴、石帶）の上より淨めの小忌衣（おみごろも）を打ち掛け、平緒を附したる劍を佩き、矢を挿みたる平胡籙を負ひ、弓を執り、淺沓を穿

つ。警固の武者振雄雄しく、南北面兩神門の外掖に左右各〻三人、東西面兩神門の外掖に左右各〻二人何れも參進して午後五時十五分衞門の幄の本位に就く。

衞門參役者は約一時間交代とし、全員を二班に分ちて、交互に之に當らしむ。其の氏名左の如し。

第一班

南面神門

大禮使典儀官　荒井誠一郎
同　大島辰次郎
同　青山操
同　伏原宣義
大禮使事務官　中島卯三郎
大禮使典儀官　山田益彦

北面神門

大禮使典儀官　長世吉
同　杉田正三郎
同　井野碩哉
同　吉田增藏

東面神門

大禮使典儀官　吉住良輔
同　大金益次郎

西面神門

大禮使典儀官　富安謙次
同　高田太一
同　乙葉眞一
同　藤井宇多治郎

第二班

南面神門

大禮使典儀官　芳仲和太郎
同　西村宏恭
同　原亮九郎
同　濱田武

北面神門

大禮使典儀官　坪上貞二
同　木村正義
同　三枝茂智
同　杉宜陳
同　蜂須賀正氏
同　矢島正昭

東面神門

大禮使典儀官　川越丈雄
同　大江武男
同　窪田治輔
同　工藤壯平
同　金澤正夫
同　唐澤俊樹

西面神門

大禮使典儀官　田中直通
同　村上龍太郎
同　河野健秀
同　佐々木良一

大禮使典儀官　日野西資忠
同　床枝房吉
同　櫛藤要吉
同　中田虎一

夕靄淡く立ちて暮色寖く迫る處、掌典長公爵九條道實は、掌典次長子爵本多正復及掌典を率ゐて參入、何れも束帶（纓著勅任官及四位以上の者は黑袍、奏任官及五位は緋袍其の他は縹袍）に小忌衣を加へ、日蔭蔓を著け、悠紀・主基兩殿に進みて、內陣の中央に恭しく神座を奉安す。又目籠に納めて八足案に載せたる繒服・麁服を神座に奉奠す。繒服とは生絹、麁服とは晒布なり。神衣の料とぞ承る。時に五時四十分。掌典は掌典補を率ゐ、悠紀・主基兩殿に齋火の燈燎を點ず。神座の四邊纔に明るく、森嚴の氣愈〻加はる。之と時を同じくして、各神門外庭燎の位置に就ける火炬手は庭燎を燒き初む。其の光あかあかと燃えて風に搖ぎ、煙は靜かに木立の闇を縫ひ、神門外に及びて棚曳く。火炬手は細纓の冠、緌を附け、桃花染の布衫を著け、白布單、白布袴に白布帶を結び、菜の脛巾、麻鞋を穿つ。其の人人は概ね大禮使書記中より選ばれたるも、中に下村觀山・和田英作の兩畫家、悠紀・主基兩齋田の大田主衆川春治及石津新一郎、兩齋田所在の村長萩原宗吉、中島貞幹、駕輿丁八瀨村長保司正次等の加へられたるは、意義の殊に深きものあるべし。

午後六時威儀の本位に就くべき大禮使高等官十二人、南面神門內掖に參進す。左右各〻六人威儀の幄に入りて其の本位に就く。服裝は何れも衞門の參役者と同じく、只前列者は黑袍にして平胡簶を負ひ、後列者は緋袍にして壺胡簶を負ふ。威儀の本位參列者も亦二班に分ちて相交代すること衞門の如くす。其の氏名を左に揭ぐ。

第一班

前列

大禮使參與官　宮田光雄
同　杉榮三郎
同　大谷正男
同　八田嘉明
大禮使事務官　三井米松
大禮使參與官　阿部信行

後列

大禮使典儀官　富田勇太郎
同　安藤廣太郎
同　森岡常藏

大禮使典儀官　清水壯左久
同　加賀山學
大禮使典儀官男爵　萬里小路元秀

第二班

前列

大禮使事務官　松村眞一郎
大禮使參與官　大角岑生
大禮使參與官男爵　東久世秀雄
大禮使事務官　武部欽一
同　草間秀雄
同　佐上信一

後列

大禮使典儀官　小西正二
同　高橋其三
同　堀江季雄
同　鈴木元美
大禮使典儀官子爵　山尾三郎
同　子爵　安藤信昭

此の儀に召さるべき者の範圍は次の如く勅定せられ、昭和三年七月二十六日官報大禮使彙報にて公示せらる。

一大勳位
一內閣總理大臣
一樞密院議長
一元帥　大臣
一朝鮮總督
一內閣總理大臣タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタル者
一國務大臣、宮內大臣又ハ內大臣タル前官ノ禮遇ヲ賜ハリタル者
一樞密院副議長
一陸軍大將　海軍大將
一樞密顧問官
一親任官
一貴族院議長　衆議院議長
一勳一等旭日桐花大綬章
一功一級
一親任官ノ待遇ヲ賜ハリタル者
一公爵
一從一位

一勳一等
一旭日大綬章
一寶冠章
一瑞寶章
一以上夫人
一內閣書記官長
一法制局長官
一賞勳局總裁
一資源局長官
一樞密院書記官長
一宮內次官
一侍從長
一式部長官
一宗秩寮總裁
一皇后宮大夫
一各省政務次官
一各省次官
一各省參與官
一特命全權公使
一復興局長官
一社會局長官

一專賣局長官
一陸軍航空本部長
一陸軍技術本部長
一憲兵司令官
一參謀次長
一教育總監部本部長
一步兵第十九旅團長
一海軍艦政本部長
一海軍航空本部長
一海軍軍令部次長
一獨立艦隊司令官
一要港部司令官
一控訴院長
一控訴院檢事長
一京都地方裁判所長
一京都地方裁判所檢事正
一帝國大學總長
一勅任官タル京都高等蠶業學校長
一勅任官タル第三高等學校長
一從一位
一勳一等
一旭日大綬章
一寶冠章
一瑞寶章
一以上夫人
一內閣書記官長
一法制局長官
一賞勳局總裁
一資源局長官
一樞密院書記官長
一宮內次官
一侍從長
一式部長官
一宗秩寮總裁
一皇后宮大夫
一各省政務次官
一各省次官
一各省參與官
一特命全權公使
一復興局長官
一社會局長官

一勅任官タル京都高等工藝學校長
一帝國學士院長
一帝國美術院院長
一製鐵所長官
一內閣書記官長
一特許局長官
一京城帝國大學總長
一朝鮮總督府高等法院長
一朝鮮總督府高等法院檢事長
一朝鮮總督府道知事
一朝鮮總督府覆審法院長
一朝鮮總督府覆審法院檢事長
一臺北帝國大學總長
一臺灣總督府總務長官
一臺灣總督府高等法院長
一臺灣總督府高等法院檢察官長
一臺灣總督府州知事
一關東廳高等法院長

一樺太廳長官　一各廳勅任官同待遇總代
一南洋廳長官　一勝香間祇候總代
一貴族院書記官長　一侯伯子男爵各爵總代
一衆議院書記官長　一朝鮮侯伯子男爵各爵總代
一警視總監　一從四位以上有位者總代
一北海道廳長官　一勳三等功三級以上帶勳者總代
一府縣知事　一貴族院副議長　衆議院副議長　一錦鶏間祇候總代
一貴族院議員總代　一東京市長　一衆議院議員總代
一京都市長　一各廳奏任官同待遇總代

本儀に於て大正大禮の際の範圍に比し新に加へられたるは資源局長官各省參與官特命全權公使復興局長官社會局長官專賣局長官陸軍航空本部長陸軍技術本部長憲兵司令官參謀次長教育總監部本部長海軍艦政本部長海軍航空本部長海軍軍令部次長勅任官たる京都高等蠶業學校長帝國美術院院長特許局長官京城帝國大學總長臺北帝國大學總長臺灣總督府州知事南洋廳長官東京市長京都市長從四位以上有位者總代勳三等功三級以上帶勳者總代貴族院議員總代衆議院議員總代各廳奏任官同待遇總代として勅任待遇者を總代選定範圍中に加へられ其の他制度の改廢等により官名等に多少の異動あり。

本儀に召されたる者勳一等以上三百五十名同夫人三百七名高等官一等以下三百六十一名大禮使高等官九十二名計千百十名其の實際參列したる者勳一等以上二百四十六名同夫人八十七名高等官一等以下三百五十四名大禮使高等官八十七名計七百七十四名にして其の氏名左の如し。

大勳位伯爵　東郷平八郎
内閣總理大臣男爵　田中義一
樞密院議長男爵　倉富勇三郎
内大臣伯爵　牧野伸顯
元帥陸軍大將子爵　上原勇作
鐵道大臣　小川平吉　夫人
宮内大臣　一木喜德郎
陸軍大臣　白川義則
商工大臣　中橋德五郎　夫人
大藏大臣　三土忠造

夫人
農林大臣　山本悌二郎　夫人
内務大臣　望月圭介
司法大臣　原嘉道　夫人
遞信大臣　久原房之助
文部大臣　勝田主計　夫人
朝鮮總督　山梨半造
正三位勳一等　高橋是清
從三位勳一等　若槻禮次郎　夫人
正三位勳一等男爵　山本達雄　夫人
正三位勳一等　犬養毅
正三位勳一等　水野錬太郎　夫人
樞密院副議長男爵　平沼騏一郎　夫人
海軍大將　財部彪　夫人
樞密顧問官伯爵　珍田捨巳

夫人
樞密顧問官男爵　山川健次郎
海軍大將　鈴木貫太郎　夫人
同　竹下勇　夫人
樞密顧問官男爵　古市公威　夫人
樞密顧問官　松室致
陸軍大將　鈴木荘六
同　奈良武次
樞密顧問官伯爵　内田康哉　夫人
陸軍大將　宇垣一成　夫人
樞密顧問官　櫻井錠二
陸軍大將　武藤信義　夫人
樞密顧問官男爵　田健治郎
樞密顧問官　荒井賢太郎　夫人

陸軍大將　井上幾太郎　夫人
海軍大將　加藤寛治　夫人
海軍大將男爵　安保清種
樞密顧問官　河合操
陸軍大將　鈴木孝雄
樞密顧問官子爵　齋藤實　夫人
樞密顧問官　鎌田榮吉
海軍大將　谷口尚眞
陸軍大將　田中國重　夫人
同　金谷範三　夫人
海軍大將男爵　日高壯之丞　夫人
陸軍大將　一戸兵衛
陸軍大將男爵　内山小二郎　夫人
陸軍大將　秋山好古

海軍大將　吉松茂太郎
陸軍大將　本鄉房太郎
海軍大將男爵山下源太郎夫人
陸軍大將　柴　五郎
　夫　人
陸軍大將男爵　大井成元
　夫　人
海軍大將　山屋他人
同　有馬良橘
同　黑井悌次郎
同　野間口兼雄
同　栃內曾次郎
　夫　人
陸軍大將　福田雅太郎
同　町田經宇
　夫　人
同　尾野實信
　夫　人
海軍大將　小栗孝三郎
同　井出謙治
　夫　人

陸軍大將　田中弘太郎
同　森岡守成
海軍大將　百武三郎
陸軍大將　磯村　年
特命全權大使男爵　松井慶四郎
　夫　人
特命全權大使　田付七太
檢事　小山松吉
會計檢查院長　水町袈裟六
特命全權大使　松平恒雄
　夫　人
同　田中都吉
　夫　人
式部長官公爵　伊藤博邦
判事　牧野菊之助
　夫　人
關東長官　木下謙次郎
　夫　人
臺灣總督　川村竹治
　夫　人
判事　横田秀雄
　夫　人

貴族院議長公爵　德川家達
　夫　人
衆議院議長　元田　肇
勳一等侯爵　小松輝久
　夫　人
勳一等　大島健一
　夫　人
勳一等侯爵　華頂博信
　夫　人
同　男爵　林　權助
朝鮮總督府中樞院副議長　侯爵　朴　泳孝
學習院長　福原鎗二郎
朝鮮總督府判事　渡邊暢
關東軍司令官　村岡長太郎
　夫　人
臺灣軍司令官　菱刈　隆
判事　手塚太郎
北海道帝國大學總長男爵　佐藤昌介
　夫　人
掌典長公爵　九條道實
第十四師團長　宮地久壽馬

近衞師團長　長谷川直敏
第七師團長　渡邊錠太郎
第十一師團長　小泉六一
第六師團長　福田彦助
　夫　人
朝鮮總督府中樞院顧問　伯爵　高　義敬
第十九師團長　渡邊　壽
佐世保鎭守府司令長官　古川鉉三郎
橫須賀鎭守府司令長官　吉川安平
第十六師團長　松井兵三郎
　夫　人
行政制度審議會委員　馬場鉄一
同　南　弘
第二十師團長　上原平太郎
　夫　人
第九師團長　永井　來
　夫　人
第二師團長　赤井春海
行政制度審議會委員　高橋光威
　夫　人
第八師團長　眞崎甚三郎

　夫　人
判事　和仁貞吉
大禮使長官公爵　近衞文麿
　夫　人
第十師團長　本庄　繁
第十二師團長　金山久松
第二艦隊司令長官　大谷幸四郎
佐世保鎭守府司令長官　伯爵　小笠原長幹
行政制度審議會委員　柏谷義三
資源局長官　宇佐美勝夫
警視總監　宮田光雄
　夫　人
第一師團長　畑　英太郎
第五師團長　原口初太郎
第四師團長　林　彌三吉
樞密院書記官長　二上兵治
　夫　人
第二師團長　赤井春海
京都帝國大學總長　荒木寅三郎
　夫　人
宮內次官　關屋貞三郎
　夫　人

公爵　島津忠重
公爵　大山　柏
公爵　鷹司信輔
　夫　人
公爵　一條實孝
公爵　桂　廣太郎
勳一等男爵　西島助義
同　男爵　木越安綱
勳一等服部一三
勳一等男爵　山內長人
勳一等　石塚英藏
同　伊地知季珍
同　坂本　一
同　木村壯介
同　川島令次郎
同　市川清次郎
同　古川阪次郎
同　尾崎行雄
同　床次竹二郎
勳一等男爵　幣原喜重郎
勳一等　西川虎次郎

勳一等 高山公通
夫人
同 中島正武
同 白水淡
同 志岐守治
同 志水小一郎
同 種子田右八郎
同 內田嘉吉
夫人
勳一等 埴原正直
夫人
同 濱口雄幸
同 江木翼
同 鈴木喜三郎
夫人
同 和田彦次郎
夫人
同 山田彦八
同 藤田嗣章
同 秋月左都夫
夫人
同 李家隆介
同 添田壽一
夫人
勳一等 星野庄三郎
夫人
同 本多忠夫
同 武內徹
勳一等子爵 高島友武
夫人
勳一等 堪原正直
夫人
同 濱口雄幸
同 江木翼
同 鈴木喜三郎
夫人
同 和田彦次郎
夫人
同 山田彦八
同 藤田嗣章
同 秋月左都夫
夫人
同 李家隆介
同 添田壽一
夫人
勳一等 菅原通敬
同 仙石貢
同 田中館愛橘
同 箕浦勝人
同 星野金吾
同 中澤岩太
夫人
同 市來乙彥
夫人
同 萩野末吉
同 戶祭文造
同 田中盛秀
同 嘉納治五郎
同 小藤文次郎
同 岡實
同 內野辰次郎
同 內田定槌
同 松井茂
同 若林賚藏
同 松村龍雄

勳一等 秋山雅之介
同 岡喜七郎
夫人
同 木村剛
同 山中柴吉
同 松浦善助
同 石光眞臣
同 東鄉吉太郎
同 犬塚勝太郎
夫人
同 谷口留五郎
同 上山滿之進
同 藤澤利喜太郎
同 眞野文二
夫人
同 畑良太郎
同 川原袈裟太郎
同 木場貞長
夫人
同 山田陸槌
夫人
勳一等 松浦寬威
夫人
同 小野寺重太郎
同 舟越楫四郎
夫人
同 南部麒次郎
夫人
勳一等男爵 韓昌洙
夫人
勳一等 西野元
夫人
同 山之內一次
勳一等子爵 入江爲守
夫人
勳一等 田邊朔郎
夫人
同 小松謙次郎
夫人
同 柚原完藏
同 木場貞長
夫人
勳一等男爵 小原駩吉
夫人
勳一等 小橋一太
夫人
勳一等 山川端夫
同 楠瀨熊治
同 松本重威
夫人
勳一等男爵 岩崎久彌
夫人
勳一等 土方寧
夫人
同 齋藤半六
同 大塚要
夫人
同 福原佳哉
同 田內三吉
同 上田萬年
同 井上一次
同 豐島直通
同 本多熊太郎
同 塚本清治
同 伊澤多喜男
夫人
同 湯淺倉平

朝鮮總督府 樞密院議長 子爵 伊東巳代治
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 一木喜德郎
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 倉富勇三郎
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 山本達雄
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 平山成信
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 水野錬太郎
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 荒井賢太郎
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 有吉忠一
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 穗積陳重
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 山内確三
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 清水澄
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 鈴木喜三郎
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大村清一
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 有松英義
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 松室致
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 池田宏
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 江木翼
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 小松原英太郎
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 仲小路廉
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 一木喜徳郎
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大木遠吉
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷繁次郎
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷勝眞
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷喜久蔵
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷正男
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷登
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷尚平
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷嘉浪
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷勝太郎
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷繁太郎
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷光瑞
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷尊由
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷尊重
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷尊教
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷尊祐
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷尊将
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷尊正
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷尊宣
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷尊由
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷尊重
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷尊教
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷尊祐
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷尊将
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷尊正
朝鮮總督府 樞密院顧問官 男爵 大谷尊宣

朝鮮總督府大邱覆審法院長　深澤有孚
遞信政務次官　勅任參事官子爵　岡野敬次郎
陸軍中將　勅任　遞信技師　商工技師　正木直彥
　　同　岡田良平
　　同　米津積善
　　同　原敬
　　同　澤柳政太郎
　　同　兼任　片山正夫
　　同　兼任　中橋德五郎
　　同　兼任　土屋鐵太郎
　　同　兼任　松本烝治
　　同　兼任　信太三次
　　同　兼任　民野貞次郎
　　同　兼任　卿雲藤吉
外務參與官　勅任　外務參事官　男爵　幣原喜重郎
　　同　勅任　遞信技師　工學博士　八木庸三
　　同　勅任　遞信技師　工學博士　七里清
　　同　勅任　遞信技師　工學博士　一木喜德郎
　　同　勅任　遞信技師　工學博士　一木喜德郎
　　同　勅任　遞信技師　工學博士　一木喜德郎

長崎高等商業學校教授　同　同　同

大禮使參與官男爵　東久世秀雄
大禮使參與官　大谷正男
大禮使事務官　武部欽一
同　筧　正太郎
同　副島千八
同　畠山敏行
大禮使參與官　大海原重義
大禮使典儀官　小西正二
大禮使事務官　草間秀雄
大禮使參與官　三矢宮松
大禮使事務官　中村藤兵衞
大禮使參與官　八田嘉明
大禮使事務官　三井米松
大禮使參與官　吉田　茂
大禮使事務官　秋山正八
同　佐上信一
同　下村壽一
大禮使典儀官　富田勇太郎
大禮使事務官　平塚米次郎
大禮使參與官　阿部信行
大禮使事務官　河田　烈

大禮使次官　鳩山一郎
大禮使參與官　前田米藏
大禮使事務官　宮崎通之助
同　村井二郎吉
大禮使典儀官　高橋其三
大禮使事務官　成瀨　達
同　石黑忠篤
大禮使參與官　杉　琢磨
大禮使典儀官　安藤廣太郎
大禮使事務官　黑崎定三
同　山邊知春
同　大木彝雄
同　横山助成
大禮使事務官子爵　本多正復
大禮使事務官　北村耕造
同　大熊喜邦
同　金森德次郎
大禮使典儀官　森岡常藏
同　久保田敬一
同　大橋八郎
大禮使事務官　吉田　茂

大禮使事務官　藤井東信
同　淺田惠一
大禮使典儀官　松本正巳
大禮使事務官　長谷川赳夫
大禮使典儀官　清水壯左久
同　加賀山學
大禮使事務官　富田松彥
大禮使事務官子爵　海江田幸吉
同　男爵　白根松介
大禮使事務官　西山左內
大禮使典儀官　堀江季雄
同　長島毅
大禮使事務官　成毛基雄
同　村上義一
同　村瀨直養
大禮使典儀官　小林源松
大禮使事務官　佐野正次
同　木下道雄
大禮使典儀官　間部彰
大禮使事務官子爵　松平慶民
大禮使事務官　山縣武夫

大禮使事務官　堀田鼎
大禮使典儀官　山本直太郎
同　關根正直
大禮使典儀官　伊夫伎準一
同　鈴木元美
大禮使典儀官　川越丈雄

第二節　悠紀殿供饌の儀

午後六時十分大禮使參與官杉琢磨、大禮使事務官男爵白根松介の誘導に依り、大勳位以下の參列諸員朝集所より二列となりて、南板垣門內に參進を始め、南面神門外左右の幄舍に入る。午後六時三十分全員其の本位に就く。神代の樣さながらに古朴なる殿舍は闇に包まれ、時時燃え上る庭燎の焰に、黑木の柱と庭上の敷砂とほのかに闇に浮き出でて、神域こよなく神さびて拜せらる。折しも此の太古の靜寂を縫ひ闇を衝きて和琴の音の聞ゆるは、柴垣の外、悠紀の膳屋にて稻舂歌の始れるなり。初め掌典菅野忠雄掌典補樂官及女官を率ゐて悠紀膳屋の稻舂舍に參入し、掌典掌典補は東の方に、樂官は南方に、女官は西方に列立し、立ち定りて、掌典補米を臼に入るれば、樂官稻舂歌を發し、女官稻舂の儀を行ふ。

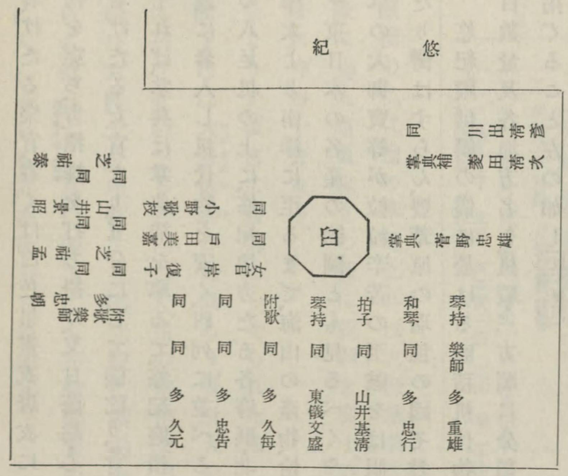

大禮使參與官男爵　東久世秀雄
大禮使參與官　大谷正男
大禮使事務官　武部欽一
同　筧　正太郎
同　副島千八
同　畠山敏行
大禮使參與官　大海原重義
大禮使典儀官　小西正二
大禮使事務官　草間秀雄
大禮使參與官　三矢宮松
大禮使事務官　中村藤兵衞
大禮使參與官　八田嘉明
大禮使事務官　三井米松
大禮使參與官　吉田　茂
大禮使事務官　秋山正八
同　佐上信一
同　下村壽一
大禮使典儀官　富田勇太郎
大禮使事務官　平塚米次郎
大禮使參與官　阿部信行
大禮使事務官　河田　烈

大禮使次官　櫓山一郎
大禮使參與官　前田米藏
大禮使事務官　宮崎通之助
同　村井二郎吉
大禮使典儀官　高橋其三
大禮使事務官　成瀨　達
同　石黑忠篤
大禮使參與官　杉　琢磨
大禮使典儀官　安藤廣太郎
大禮使事務官　黑崎定三
同　山邊知春
同　大木彝雄
同　横山助成
大禮使事務官子爵　本多正復
大禮使事務官　北村耕造
同　大熊喜邦
同　金森德次郎
大禮使典儀官　森岡常藏
同　久保田敬一
同　大橋八郎
大禮使事務官　吉田　茂

大禮使事務官　藤井東信
同　淺田惠一
大禮使典儀官　松本正巳
大禮使事務官　長谷川赳夫
大禮使典儀官　清水壯左久
同　加賀山學
大禮使事務官　富田松彥
大禮使事務官子爵　海江田幸吉
同　男爵　白根松介
大禮使事務官　西山左內
大禮使典儀官　堀江季雄
同　長島　毅
大禮使事務官　成毛基雄
同　村上義一
同　村瀨直養
大禮使典儀官　小林源松
大禮使事務官　佐野正次
同　木下道雄
大禮使典儀官　間部　彰
大禮使事務官子爵　松平慶民
大禮使事務官　山縣武夫

大禮使事務官　堀田　鼎
大禮使典儀官　山本直太郎
同　關根正直
大禮使典儀官　伊夫伎準一
同　鈴木元美
同　川越丈雄

第二節　悠紀殿供饌の儀

午後六時十分大禮使參與官杉琢磨、大禮使事務官男爵白根松介の誘導に依り、大勳位以下の參列諸員朝集所より二列となりて、南板垣門內に參進を始め、南面神門外左右の幄舍に入る。午後六時三十分全員其の本位に就く。神代の樣さながらに古朴なる殿舍は闇に包まれ、時時燃え上る庭燎の焰に、黑木の柱と庭上の敷砂とほのかに闇に浮き出でて、神域こよなく神さびて拜せらる。折しも此の太古の靜寂を縫ひ闇を衝きて和琴の音の聞ゆるは、柴垣の外、悠紀の膳屋にて稻舂歌の始れるなり。初め掌典菅野忠雄掌典補樂官及女官を率ゐて悠紀膳屋の稻舂舍に參入し、掌典・掌典補は東方に、樂官は南方に、女官は西方に列立し、立ち定りて、掌典補米を臼に入るれば、樂官稻舂歌を發し、女官稻舂の儀を行ふ。

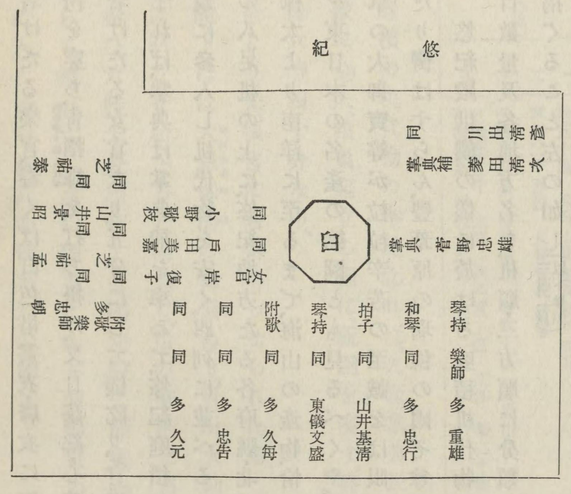

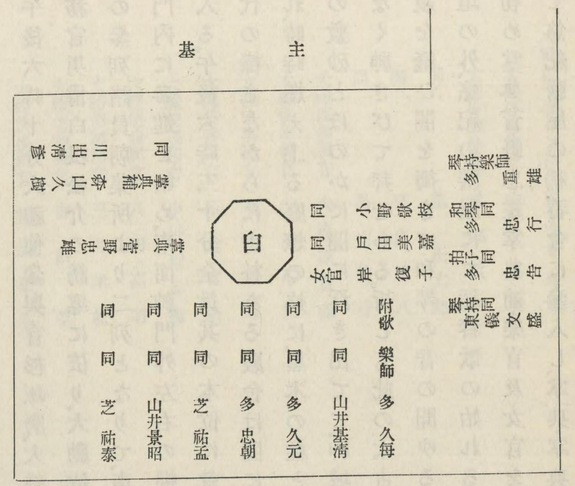

みよいはふこころこめつつみかみびと
みづほのいねをつきはじむらし

御歌所長子爵入江爲守が新に詠進せる悠紀齋田近江の國三上村の歌の闈に流るる旋律のまにまに、歌へるは束帶に小忌衣、日蔭蔓

著けたる樂官、春くは白色帛晝衣、唐衣に紅切袴を穿ち、青摺褂（あをすりのうはぎ）を打ち掛け、又日蔭絲、心葉を著けたる女官なり。五分にして儀訖り、各〻退下すれば、掌典は掌典補を率ゐて、悠紀庭積の帳殿に參入し机代物を安く。四列に並べる八脚の八足机の上に、悠紀地方たる各府縣、北海道、樺太より南洋に至るまで、海山の產物、恰も之を東日本の名產の縮圖とも見るべくや。八千草の大御寶等が粒粒辛苦の至誠をば眼のあたり欝はすらん、豐葦原の瑞穗の國ぞ尊き。

悠紀殿供饌の儀に於ける庭積机代物の品目數量及各地方名を、机順・三方順に分類して揭ぐること左の如し（三四二頁參照）。

机順	三方順	品目數量及各地方名
第一机	一	精米四升
	二	同　四升
	三	同　四升
	四	同　四升

京都以東以南ノ各地方

机順	三方順	品目數量及各地方名
第二机	一	精粟四升
	二	同　四升
	三	大麥四升　埼玉、群馬、栃木
	四	小麥四升　北海道、神奈川、千葉、茨城、愛知
第三机	一	大豆四升　北海道、宮城、福島、岩手
	二	小豆二升　宮城、山形、富山　鑑豆二升　滋賀
	三	菜豆二升　北海道、東京　黑豆二升　北海道、東京
	四	玉蜀黍二升　南洋　稗二升　栃木、岩手
第四机	一	干鯛二十枚　福井　干甘鯛二十枚　靜岡
	二	干鮑百箇　茨城、三重、宮城、岩手
	三	鰹節一貫二百匁　神奈川、千葉、福島、南洋
	四	干海參四百匁　三重、愛知、南洋　棒鱈十本　樺太
第五机	一	鹽鮭十尾　新潟、秋田
	二	干鮎百尾　岐阜、富山　干鯖五十枚　石川
	三	干鯉二百匁　滋賀　干海老三百匁　茨城、富山
	四	鰑百枚　青森、山形
第六机	一	昆布五百匁　北海道、樺太　海苔二十帖　東京
	二	海松六百匁　三重
	三	干鰕三百匁　栃木　干椎茸三百匁　靜岡　干紫蕨五百匁　山形
	四	寒天五十本　長野　葛粉五百匁　奈良
第七机	一	萊菔七本　東京、愛知　山葵二十本　靜岡、長野　蕪菁十五箇　滋賀　生薑三百匁　千葉
	二	牛蒡十本　埼玉　胡蘿蔔十五本　東京　甘藷六百匁　埼玉、千葉　蓼蒔五本　群馬　同七箇　三重
	三	蓮根十本　愛知、石川　百合根二十箇　新潟　慈姑三十五箇　石川
	四	馬鈴薯六百匁　青森、秋田、樺太　落花生一升五合　神奈川　甘藍五箇　岩手　白菜三株　茨城、宮城
第八机	一	栗二升　山梨　胡桃一升　福島　榧實一升　山梨　柿五十箇　奈良、山梨、滋賀、岐阜、福井
	二	菓果二十五箇　長野、青森、秋田
	三	蜜柑五十箇　靜岡、南洋　葡萄十房　山形、山梨
	四	芭蕉實五斤　東京　椰子實三箇　南洋　梨二十箇　新潟、鳥島　洋梨十五箇　秋田

庭積の机代物の奉奠訖れば、九條掌典長悠紀殿に參入、諸員起立の裡に、祝詞を奏す。時に午後六時四十分なり。

是より先、頓宮に著御あらせられたる　天皇陛下には大忌（おほみの）御湯（おゆ）の御儀あり、賢所大前の儀に召させ給へると同じく、帛の御袍を召させ給ひ、六時十分頓宮より廻立殿に渡御あらせらる。續いて　皇后陛下にも亦渡御、東の御間に入らせらる。其の御列左の如し。

大嘗宮頓宮廻立殿間御列

御先導 侍従木下道雄　寶劍侍従奉仕子爵土屋正直　天皇陛下　御裾

侍従子爵黒田長敬　神璽侍従奉仕子爵海江田幸吉　侍従 公爵山縣有道

御先導 皇后宮事務官岡本愛祐　皇后陛下　御裾 皇后宮女官代　御踞 皇后宮女官代

高木多都雄　吉見光子　皇后宮女官長 竹屋志計子　皇后宮大夫 河井彌八

（備考）本表に入らざる侍従長侍従等の廻立殿よりの御列に入れるは何れも廻立殿東側廊下に先著せるなり。

天皇陛下廻立殿に渡御あらせらるるや、中央の御間なる御座に著御、尋いで小忌御湯の儀あり。侍従伯爵甘露寺受長、同子爵黒田長敬之に奉仕す。畏くも更に嚴重なる御潔齋を加へさせらるるなりとぞ。かくて生絹の御祭服に召し替へさせ給ふ。御祭服は御神事の御服中、最も神聖なるものとも申し奉るべく、御冠は御幘、御袍は御齋衣、御下襲、御袴、御單、御表袴、御大口、御組帶、御石帶、御襪、御挿鞋、御檜扇、御笏、御帖紙より成る。皇祖を始め天神地祇を饗請し給ひ、親祭あらせられんとて彌が上にも清淨を尊び、二度三度潔齋を重ね給ふ大御業の、推し量り奉るも畏き極なり。御祭服を召さ せ給へば、野口侍従御手水を、次に山縣侍従御笏を供し奉る。

皇后陛下廻立殿に渡御の後、直に白色帛の御五衣、御唐衣、御裳に召し替へさせ給ひ、女官、御手水、御檜扇を供す。

斯くして本殿に進御の御準備はせらるる間に、本殿の諸儀も亦順次進みて、稻春の儀及庭積机代物の奉奠を訖り、掌典長公爵九條道實神前に畏みて祝詞を奏す。掌典長の祝詞

訖るや式部長官公爵伊藤博邦、出御を奏請す。

天皇陛下乃ち御祭服神神しく、廻立殿より悠紀殿へと玉歩を移させ給ふ。幄舍の諸員一齊に起立。伊藤式部長官、一木宮內大臣前行し、本多侍従、岩佐侍従代左右に脂燭を秉り御路を照らして進む。土屋、海江田兩侍従の捧持する寶劍、神璽の御後に、陛下には御襪のまま葉薦の上に玉歩を運ばせ給ふ。黒田侍従御裾に候し、野口侍従御菅蓋の長柄を執りて、斜御後より翳し奉る。御菅蓋は菅にて一文字形に作り、頭部に彩色したる鳳凰あり。長柄は其の下に續き、又二條の御綱を垂れ、山縣侍従及永積侍従御左右より之を張る。玉歩を進ませらるるに從ひ、侍従代侍従武官山內豐中、同蓮沼蕃は寶劍の前に位置し、膝行して廻廊の御路、布單の上に葉薦を舒べ、侍従代侍従武官川岸文三郎、同住山德太郎は御菅蓋の後に在りて之を卷く。進御に隨ひて舒ぶれば隨ひて卷き、至尊御一人のみ葉薦の上を進ませらるるなり。珍田侍従長、岡本侍従、奈良侍従武官長、今村、瀨川兩侍従武官御後に候す。雍仁親王殿下を始め皇族、王公族各殿下、內閣總理大臣、樞密院議長、各國務大臣、內大臣、大禮使長官何れも小忌衣を加へたる束帶又は大禮服、正裝にて供

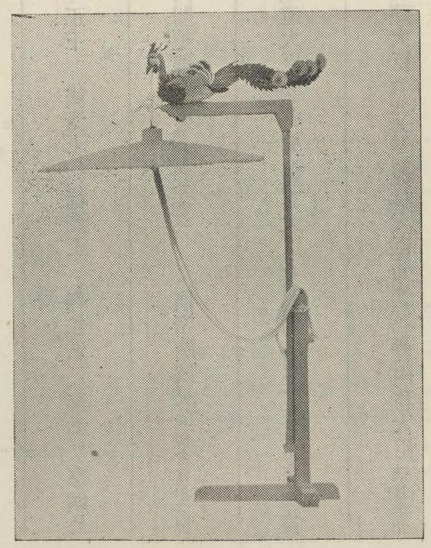

御菅蓋

奉す。仰ぎて、闇の中、御前と御後と脂燭の火影二つに浮き出でたるが如き黒木柱の長廊を、廻立殿より北面神門、中垣の御門を經て悠紀殿へと、神さびたる御列の靜かに進ませらるるを拜し奉れば、げに雲に御して天つ國の齋の御庭を、神の宮居に進ませらるる御有樣とも思ほえて、畏しとも畏し。

廻立殿本殿間御列

式部長官 公爵伊藤博邦　宮内大臣 一木喜德郎　脂燭 侍從　脂燭 侍從

本多猶一郎　御筵道 侍從代山内豐中　神璽 侍從奉仕子爵海江田幸吉

代岩佐公直　御筵道 侍從代蓮沼蕃　寶劍 侍從子爵土屋正直奉仕

天皇陛下　御裾 侍從子爵黒田長敬　御筵道 侍從代川岸文三郎

御筵道 侍從代住山德太郎

御綱 侍從公爵山縣有道

御菅蓋 侍從野口明　侍從長 伯爵珍田捨巳　侍從 岡本愛祐

御綱 侍從永積寅彦

侍從武官長 奈良武次　侍從武官 今村信次郎

侍從武官 瀨川章友(悠紀殿)　矢野檝(主基殿)　雍仁親王

宣仁親王　載仁親王　博恭王　博義王　恒憲王　邦彦王

守正王　鳩彦王　稔彦王　春仁王　李王　李堈公

内閣總理大臣 男爵田中義一　樞密院議長 男爵倉富勇三郎

鐵道大臣 小川平吉　陸軍大臣 白川義則　商工大臣 中橋德五郎

大藏大臣 三土忠造　農林大臣 山本悌二郎　内務大臣 望月圭介

司法大臣 原嘉道　遞信大臣 久原房之助　文部大臣 勝田主計

内大臣 伯爵牧野伸顯　大禮使長官 公爵近衛文麿

此の時九條掌典長、本多掌典次長は悠紀殿南階の下に候し、掌典は外陣に參入して、南御幌の下に候す。式部官脂燭を秉りて南階の下左右に立つ。

既にして御列悠紀殿前に到るや、寶劍・神璽奉仕の侍從先づ南階を昇りて外陣に參入し、劍璽を案上に奉安して、西簀子に退き候す。

陛下卽ち南階を昇らせられ、外陣の御座に著御あらせらる。御裾の侍從は西簀子に退き、珍田侍從長、九條掌典長、本多掌典次長は南簀子に在りて候す。皇族・王公族各殿下其の他の供奉諸員何れも小忌幄舍に著床す。

小忌幄舍及殿外小忌幄舍著床圖

悠紀殿ノ儀

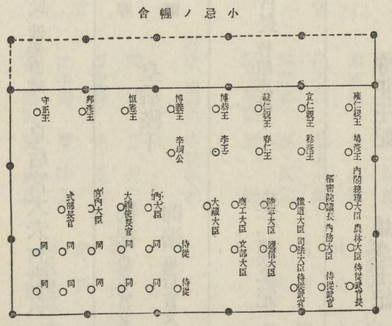

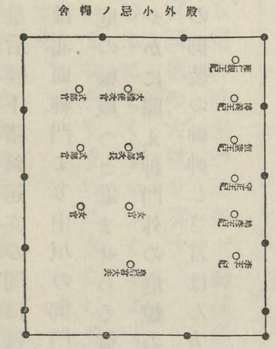

次に　皇后陛下諸員起立の間に廻立殿を發御、御列は北面神門より中垣の御門を經て、悠紀殿南庭の帳殿へと進ませらる。御衣摺の音のみさやかに聞え、神門外の庭燎の火に映ゆる雪白の御裝の、神神しさ言はん方なく、只管に尊し。

式部次長　渡邊直達　皇后宮大夫　河井彌八　脂燭　式部官　脂燭　式部官

高橋　皓　皇后陛下　御裾　皇后宮女官代高木多都雄
子爵北小路三郎　御裾　皇后宮女官代吉見光子

皇后宮女官長　竹屋志計子　雍仁親王妃　博義王妃

恒憲王妃　守正王妃　鳩彦王妃　李王妃

主基殿ノ儀

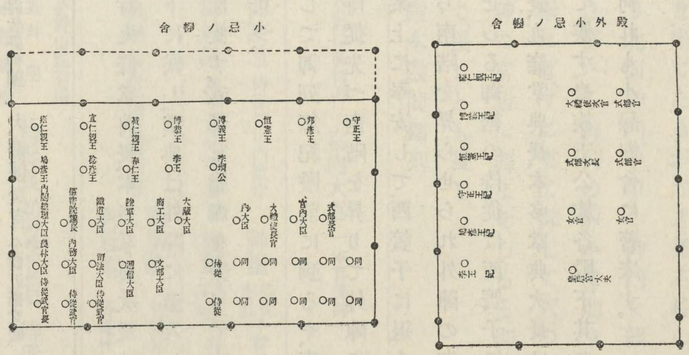

大禮使次官　關屋貞三郎

帳殿の御座に著御の後、竹屋女官長殿外簀子に候し、各妃殿下其の他の供奉諸員は殿外小忌の幄舍に就く。時に六時四十五分なり。

斯くて大禮使事務官牟田口廉也の誘導にて、大禮使參與官三矢宮松は束帶（纏著）に帶劍し、小忌衣を加へ日蔭蔓を著け、國栖の古風奉奏の樂官十名を率ゐ、悠紀地方長官たる滋賀縣知事堀田鼎亦同樣の服裝にて、悠紀地方風俗歌奉奏の樂官十名を率ゐて南面神門より柴垣内に參進、威儀の幄の東方なる風俗歌及國栖古風の幄に就く。國栖の古風奉奏の樂官引率大禮使高等官は西方に、悠紀地方長官は東方に、樂官は夫れ夫れ其の後方に列立す。

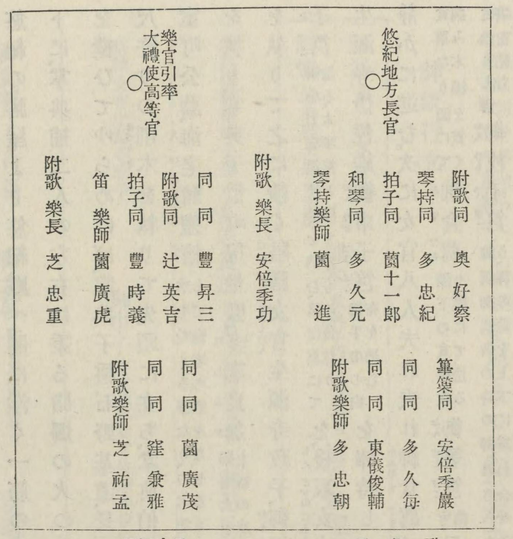

樂官立ち定れば、先づ三矢大禮使參與官の率ゐる樂官國栖の古風を奏す。

かしのふによくすをつくりよくすにかみしおほみきうまらにきこしもちをせまろがち

笛拍子に合せて二度繰返し歌へる諸聲、神苑

のしじまを破り松の木の間より洩れ聞ゆ。國栖の古風」といふは、大嘗祭豐明の節會に吉野の國栖が都に上り、其の國風を奏したる風俗を傳へしものにて、その昔　應神天皇の吉野宮に行幸あらせられし時、國栖は大御酒を釀し獻りて歌ひしに始ると傳ふ。その時の節調もかくやありけん遠き昔ぞ忍ばるる。續いて悠紀地方長官の率ゐる樂官悠紀地方の風俗歌を奏す。

たみのわざすすめますよといほはたの
おとぞにぎはふながはまのさと

笛・篳篥・琴につれて、節面白く歌へる聲、神域に響き渡る。この風俗歌は入江御歌所長の詠進する所。奉奏了れば　皇后陛下帳殿の御座にて御拜禮あらせらる。續いて皇族・王公族各殿下は小忌幄舍、各妃殿下は殿外小忌幄舍に於て夫れ夫れ御拜禮、諸員は各其の本位に在りて一齊に拜禮す。かくて　皇后陛下には諸員

起立の間に、再び御列を整へさせられ、前行・供奉出御の時の如く廻立殿に入御あらせらる。尋いで三矢大禮使參與官及堀田悠紀地方長官は各〻樂官を率ゐて退下し、神域復た清寂に歸す。

これより本殿南庭の廻廊に、神饌を行立す。悠紀の膳屋より悠紀殿へ、闇に浮く一筋の廊下に、掌典補二人の左右に乘る脂燭の火の闇を縫ひてゆらめけば、掌典子爵石野基道、長二尺許りの削木を執りて先頭に立ち、掌典伯爵室町公藤、海老鰭盥槽を執り、掌典子爵町尻量弘、多志良加を執りて之に續ぐ。陪膳女官生源寺政子、御刀子筥を、後取女官生源寺伊佐雄、御巾子筥を捧持して靜かに進む。次に女官八人夫れ夫れ神饌の食薦を編み木棉を貫く。御食薦は陛下の食單なり、薦にて造りし御飯筥を上下に重ね合せ竹箸を納む　御枚手筥（神饌御親供の時の御盤（さら）なり、槲の葉を以て

にて圓く綴づるなり、尚他に神酒の料の本柏を容る御飯筥　蒸したる米と粟との形に造れる窪手に盛りしものを納む　鮮物筥　調理したる鯛・烏賊・鮑・鮭を窪手に盛りしものを納む　干物筥　干鯛・堅魚蒸鮑及干鰺を調理し窪手に盛りしものを納む　御菓子筥　干柿・栗・生栗・干棗を窪手に盛りしものを納む　を執りて續く。陪膳女官・後取女官以下各女官は、何れも白色帛に金銀の雲形に松・椿と春草とを描き、萌木生絹の裏を附けし晝衣、青地に青海波を胡粉にて白く浮せし唐衣に紅の切袴、蝶の青摺の褶を著け、髮には日蔭の絲と心葉とを加ふ。女官に次ぎて掌典・男爵小松行一、鮑汁漬を、掌典伯爵庭田重行、海藻汁漬和布の御煮物　を捧げ、續いて掌典補二人空盡次の御菓を盛る空の窪坏なり、其の製鮑汁漬に同じ　を執り、更に掌典補八人、夫れ夫れ二人宛にて、御菓八足机（御菓は鮑の熨斗と海松（みる）の蓋のとなり、各〻窪坏に盛りて之を土堝に納む、土堝は木の御酒八足机　白酒・黒酒を盛りたる平居瓶（ひらゐがめ）を載す、平居瓶は平たき瓶にて其の腹部に注ぎ口あり、槲の葉にて覆ひ更に白木の箸を以て箸を結ぶ　を御粥八足机　米と粟となり、御粥と稱するも煮たるものことなり、窪坏に盛り土堝に納む御飯　御直會八足机　御直會に用ひさせらるる時の白酒・黒酒なり、平居瓶に盛る　を舁きて之に續く。

神饌行立

脂燭　掌典補本居彌生	
脂燭　掌典補土居保太郎	
削木　掌典子爵石野基道	海老鰭盥槽
掌典伯爵室町公藤	多志良加　掌典子爵町尻量弘　御刀子筥
陪膳女官生源寺政子	御巾子筥　後取女官生源寺伊佐雄
神食薦　女官岸　復子	御食薦　女官戸田美嘉　御箸筥
女官小野歌枝	御枚手筥　女官桂　重子　御飯筥　女官御供　正
鮮物筥　女官吉田スズ	干物筥　女官鈴木　信　御菓子筥

女官青江ことは　蛇汁漬　掌典男爵小松行一　海藻汁漬

掌典伯爵庭田重行　空盞　掌典補永島春三　空盞　掌典補筧文吉

掌典補瓦田元良
御羹八足机
掌典補森山久樹

掌典補市原清次郎
御酒八足机
掌典補是澤恭三

掌典補川出清彦
御粥八足机
掌典補武田勝藏

掌典補石田吉弘
御直會八足机
掌典補有賀四郎

長十間に餘れる神代ながらの行列、黒木の柱の間を縫ひて静かに進む。行立進みて悠紀殿南階の下に到るや、秉燭の掌典補兩人、各〻東西兩側に分候し、削木を執れる石野掌典は南階の下に進みて、「オーシー」と警蹕を稱ふれば諸員一齊に敬禮し、樂師神樂歌を奏し始む。此の時　天皇陛下には外陣より内陣の御座に

進御あらせらる。九條掌典長、本多掌典次長外陣に參入して奉侍し、珍田侍從長外陣に參入して東方に候す。削木の掌典は警蹕の後西側に退き、秉燭の掌典補の南方に立ち東面すれば、海老鰭盥槽の掌典以下順次之に次ぎ陪膳後取兩女官外陣に參入す。次いで海老鰭盥槽の掌典簀子に進みて、之を兩女官に傳へ本の位置に復す。多志良加の掌典簀子に進みて之を後取女官に傳ふ。陪膳女官内陣に參入して御手水を供し奉り、訖りて掌典後取女官より多志良加を受けて本の所に復す。次に海老鰭盥槽の掌典、再び簀子に進み、陪膳後取兩女官より海老鰭盥槽以下を受けて本の所に復す。かくて御手水終れば、これより此の大祀中最も森嚴なりと申し奉るべき神饌御親供の儀に入る。晩秋の夜氣身に迫るの時　陛下には唯御一人内陣の中、半帖のみを敷かれたる御座の上に儼然として端座あらせらる。燈籠の

火影ほの淡く、神嚴の氣自ら乾坤に滿つ。神食薦以下の女官相次いで外陣に參入し、蛇汁漬を執れる掌典以下順次簀子に進み、捧持せる神饌を女官に傳へて本の所に復す。女官は受くるに隨ひて、後取女官に傳へ、後取女官は之を陪膳女官に進め、陪膳女官乃ち進みて之を陛下に供し奉れば、畏くも神前に御親供あらせらる。

御親供訖らせ給へば、御拜禮の後、御告文を奏し給ふ。時に八時四十分。此の瞬間こそ、大嘗宮の儀のうちにも最も崇嚴なる御時刻と申し奉るべく、御親ら大祀を行はせ給ひ大孝を申べさせ給ふ大御心、大神の感應、如何にましまさむ。

次に御直會の儀に移る。卽ち神に捧げ給へると御同樣の御食、御酒を　陛下御躬らきこしめし給ふなり。此等の御食、御酒こそ、神神の威靈と大御寶の至誠との凝り成せる悠紀齋田の齋米もて造られしなれ。

訖りて神饌撤下あり。卽ち陪膳女官神饌を撤下して後取女官に傳ふれば、後取女官之を外陣の女官に傳へ、女官更に之を簀子に候せる掌典、掌典補に傳ふ。所役の掌典、掌典補順次之を受けて本の所に立ち、各女官相次いで外陣より退き、本の所に立つ。次いで御手水の儀あり。卽ち海老鰭盥槽等捧持の掌典簀子に進み、之を陪膳後取兩女官に傳へて本の所に立つや、多志良加捧持の掌典簀子に進み、之を後取女官に傳へ、陪膳女官受けて内陣に參入、御手水を供す。訖りて掌典後取女官より多志良加を受けて本の所に立てば、海老鰭盥槽の掌典簀子に進み、盥槽を受けて本の所に立つ。次に後取、陪膳の兩女官外陣より退下、本の所に立てば、秉燭の掌典補二人相並んで前行し、諸員之に續いて膳屋に退下す。

陛下には内陣の御座に御端坐あらせられ、

畏くも二時間半の長きに亙りて、專念、皇祖天神地祇を饗請し給ふ。御儀愈〻訖れば諸員敬禮の裡に、悠紀殿南階を降らせ給ひ、九時二十三分神神しき御列前の如く、廻立殿に還御。此時樂師神樂歌を止む。次いで參列諸員及庭上參役者退下。茲に悠紀殿供饌の儀滯無く訖る。

第三節　主基殿供饌の儀

參列諸員幄舍を退下し朝集所に入れば、溫き小夜食を賜はり、主基殿供饌の儀の始まるを待つ。十一月中旬の深夜のこととて豫て寒氣の嚴しかるべきを想像せしも、此の夜の寒冽は左程にもあらず。雲重くして雨を呼びしが故か、眞夜中頃より小雨潸潸として降り出づ。燃え盛る庭燎の火影、濡れたる松の梢、細き雨脚は音だにたてで、夜は深深と更けぬ。

斯くて日は移りて、午前零時より庭上の參役者夫れ夫れ衞門及威儀の幄に參進して、各〻其の本位に就く。雨滋ければ長柄の傘を差しかけられ、松の木の間を縫ひて進む。續いて參列諸員參進して、左右の幄舍に就く。主基殿供饌の儀茲に始まる。

天皇陛下には午前零時十分、續いて　皇后陛下、廻立殿に渡御あらせらる。小忌御湯の儀を了らせらるること前の如し。零時三十五分

稻舂歌曲譜

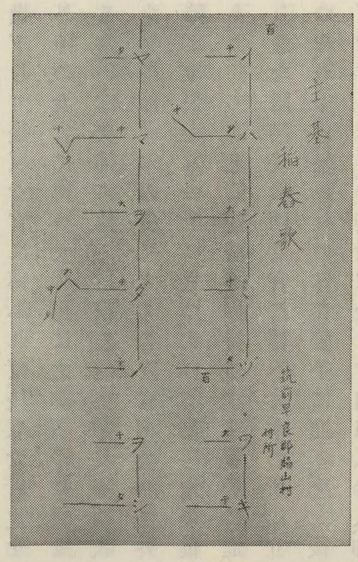

主基の膳屋に稻舂歌を唱ふ。

いはしみづわきやまをだのをしねかり
きよきこころのさとびとぞつく

歌は御歌所寄人阪正臣の詠進に係る。

稻舂歌終れば、庭積の帳殿に主基地方の机代物奉奠せられ、西日本名產の數を盡せり。品目數量及各地方名左の如し（三四二頁以下參照）。

机順	三方順	品目數量及各地方名	
第一机	一	精米四升	
	二	同　四升	京都以西以北ノ各地方
	三	同　四升	
	四	同　四升	
第二机	一	精粟四升	
	二	同　四升	
	三	大麥四升	鳥取、島根
	四	小麥四升	兵庫、岡山、愛媛、福岡、佐賀
第三机	一	大豆四升	沖繩、朝鮮、關東州
	二	小豆四升	熊本、朝鮮
	三	黍四升	島根
	四	玉蜀黍二升	熊本　稞麥二升　香川
第四机	一	干鯛二十五枚	兵庫、香川、愛媛、福岡、關東州
	二	鰹節一貫二百匁	高知、宮崎、鹿兒島、臺灣
	三	干鮑百箇	朝鮮
	四	鰑百枚	長崎、山口、大分、佐賀、沖繩
第五机	一	干鮎二百尾	京都、福岡
	二	干海老五百匁	鳥取、岡山、山口、香川
	三	眞子十腹	長崎　干海參二百匁　大分、沖繩
	四	干鯖五十枚	和歌山　干鰈五十枚　廣島
第六机	一	和布三百匁	山口、德島　寒天二十五本　大阪
	二	海苔三十枚	島根　水前寺海苔十五枚　熊本
	三	凍豆腐五百匁	大阪
	四	干椎茸五百匁	大分、宮崎
第七机	一	頭芋十箇	京都　蕪菁十箇　京都
	二	萊菔五本	德島　百合根二十五箇　岡山
	三	甘藷八百匁	香川、愛媛、熊本、宮崎、鹿兒島
	四	蓮根七本	福岡　白菜三株　廣島、朝鮮
	一	蜜柑百箇	大阪、長崎、廣島、山口、和歌山、德島、愛媛、高知、

第八机	大分	
	二	栗二升　京都　榧實一升　岡山　柿五十箇　廣島、高知、佐賀
	三	梨三十箇　鳥取、岡山、朝鮮、關東州　葡萄十五房　京都、大阪、岡山
	四	苹果二十五箇　朝鮮、關東州　文旦十箇　鹿兒島、臺灣　芭蕉實五斤　臺灣　木瓜　沖繩　臺灣

此に於て九條掌典長本殿に參進、祝詞を奏す。訖りて零時四十二分出御を奏請す。聖上再び御菅蓋の下に立たせられ、脂燭の照らせる御路を徐に主基殿にと玉歩を運ばせ給ふ。少時ありて　皇后宮帳殿に進御あらせらる。神代のままに神さびし御列を再び仰ぎ奉る。此の頃より雨脚益〻滋きを加へ、國栖の古風、雨の音にまじりて高く低く響き渡る。國栖の古風奉奏の樂官を引率せるは、大禮使事務官横山助成にして、風俗歌の樂官を引率せるは、主基地方長官福岡縣知事齋藤守圀なり。何れも南庭の幄に就く。國栖の古風了りて、主基地方風俗歌を奏す。歌は同じく阪御歌所寄人の詠進する所なり。

みめぐみのかぜふくをかはちよろづの
いへのけぶりもうちなびきつつ

筑紫の歌調、節面白く繰返さる。畢れば　皇后陛下御拜禮、續いて皇族、王公族各殿下御拜禮、諸員拜禮。皇后陛下入御あらせらる。樂官を引率せる大禮使高等官及主基地方長官樂官を率ゐて何れも退下。時既に午前一時。此の時神饌行立し、本殿南階の下に到りて削木の掌典警蹕を稱ふ。夜いたく更けて神氣人に迫る眞夜中、萬象鳴を潛むる神域に神樂歌幽に聞ゆ。聖上には内陣の御座に進御。御手水の後、茲に主基殿に於ける御親供の儀を修せらる。訖りて御拜禮の後、御告文を奏し給ふ。時に午前二時十八分、闇を渡る早曉の風いとど身にしむ。御直會の儀ありての後、神饌を撤下し、御手水訖れば、神饌行立膳屋に退下。陛下には樂官神樂歌、千歳、奉奏裡に内陣の御座を立たせ給ひて廻立殿に還御。續いて午前三時十分頓宮に還御あらせらる。參列諸員、庭上參役者各〻退下して朝集所に入る。かくて主基殿供饌の御儀全く訖る。兩陛下には徹宵の親祭を御滯無く訖らせ給ひ、御機嫌いとも麗しく大宮御所より皇宮に還御あらせらる。參列諸員は朝集所に於て再び小夜食を拜受し、至高の大祀の事無く完了せるを祝ぎ、聖壽の無窮と皇國の盛運とを祈り奉りつつ退散す。

第五章　大嘗祭當日奉幣竝賢所大御饌供進の儀

第一節　勅使發遣の儀

大嘗祭は大禮諸儀の中特に重要なる儀なるが故に、「大嘗祭ヲ行フ當日勅使ヲシテ神宮皇靈殿神殿竝官國幣社ニ奉幣セシム」（登極令第十二條）るの定あり。仍りて十一月十一日左の通勅使として參向仰付けらる。

掌典子爵　長谷信道

大嘗祭當日神宮ニ奉幣ノ爲勅使トシテ參向被仰付

侍從子爵　牧野貞亮

大嘗祭當日皇靈殿神殿ニ奉幣ノ爲勅使トシテ參向被仰付

朝鮮總督　山梨半造
臺灣總督　川村竹治
宮城縣知事　牛塚虎太郎

外各地方長官全部

樺太廳長官　喜多孝治

大嘗祭當日奉幣ノ爲勅使トシテ共ノ管内官國幣社へ參向被仰付

陸軍大臣　白川義則

大嘗祭當日奉幣ノ爲勅使トシテ別格官幣社靖國神社へ參向被仰付

されば大嘗祭も二日に迫れる十一月十二日、京都皇宮の宮居深き小御所に於て、神宮皇